

令和6年度

東大阪市包括外部監査結果報告書  
下水道の財務事務について

東大阪市包括外部監査人  
公認会計士 前川 英樹

## 目次

第1章 包括外部監査の概要	3
I. 包括外部監査の種類	3
II. 選定した特定の事件（テーマ）	3
III. 事件（テーマ）を選定した理由	3
IV. 包括外部監査の対象期間	3
V. 監査対象	3
VI. 包括外部監査の方法	4
1. 監査着眼点	4
2. 実施した主な監査手続	4
VII. 包括外部監査の実施期間	4
VIII. 外部監査人補助者の資格及び氏名	5
IX. 利害関係	5
第2章 監査対象の概要	6
I. 下水道部	6
1. 組織	6
2. 事務分掌	7
3. 職員配置	11
II. 下水道事業の概要	13
1. 沿革	13
2. 下水処理	14
3. 事業規模	18
III. 財政の状況	19
1. 財務諸表	19
IV. 下水道使用料体系	25
1. 現在の使用料体系	25
2. 使用料改定の推移	26
第3章 包括外部監査の結果及び意見	27
I. 監査の結果及び意見の定義	27
II. 監査の結果及び意見の一覧	27
III. 下水道事業全体に対する結果及び意見	33
1. 経営戦略、使用料の体系・改訂に関する検証についての結果及び意見	33
2. 各業務管理に共通する課題についての結果及び意見	50
IV. 各業務及び会計に関する結果及び意見	52
1. 出納管理	52
2. 収入・債権管理	52
3. 物品管理	56
4. 固定資産管理	57
5. 契約管理	62
6. 地方公営企業会計	104
7. 経営戦略	107

## (本報告書における記載内容の注意事項)

- **端数処理**

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

パーセンテージ等比率は表示単位未満を四捨五入している。

- **報告書の数値等の出所**

報告書の数値等は、原則として市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出所は明示していない。

報告書の数値等のうち、東大阪市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

- **報告書の数値等の正確性**

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

# 第1章 包括外部監査の概要

## I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

## II. 選定した特定の事件（テーマ）

下水道の財務事務について

## III. 事件（テーマ）を選定した理由

公共施設や下水道を含むインフラ資産の老朽化は全国の地方公共団体において共通の課題となっており、施設等の老朽化に伴う更新投資の増加や将来的な人口減少による影響から、事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

東大阪市における下水道の歴史は古く、昭和24年から、公衆衛生の向上、公共用水域における水質保全、浸水被害の防止を目的として整備を進めてこられ、管きよの多くは昭和40年代以降に布設されている。管きよの法定耐用年数は50年であり、この50年を経過した管きよが平成30年度以降急激に増加し、令和31年度まで増加するものと見込まれている。

また、東大阪市は内水域であることから、他の中核市と比較して管きよ延長に対して総事業費が高額となり、管きよの老朽化による更新費用の影響も大きくなることが見込まれ、さらには、近年相次ぐ地震の発生や気候変動による激甚豪雨災害の頻発など、自然災害への対策が重要課題となっている。

下水道事業の会計については、平成20年度から公営企業方式を導入され、平成25年度には水道事業と同様に地方公営企業法の全部を適用して、上下水道事業管理者の下でより一体的に施策に取り組まれている。

総務省は、従前から公営企業の抜本改革、公営企業会計の適用を積極的に推進してきたところであるが、地方公営企業のさらなる経営改革を推進する一環として「経営戦略」の策定を要請しており、東大阪市においても、令和3年に「東大阪市下水道事業経営戦略（令和3年度～令和12年度）」が策定されている。包括外部監査のテーマに取り上げられた平成21年度からは長期間が経過し、同事業の経営や財政に対する考え方は大きく変わってきている。

こうした状況を踏まえ、また、下水道事業は、一定の公費負担のもと、独立採算での持続可能な経営が求められている事業であるため、財政面、経営面（経営戦略の取組み状況）、日常の業務処理面に着眼し監査を行うことは有用性が高いと判断した。

## IV. 包括外部監査の対象期間

令和5年度

ただし、必要に応じて令和4年度以前及び令和6年度の一部を含む。

## V. 監査対象

下水道部

## VI. 包括外部監査の方法

### 1. 監査着眼点

- (ア) 経営管理
- (イ) 出納管理
- (ウ) 収入及び債権管理
- (エ) 物品管理
- (オ) 固定資産管理
- (カ) 契約管理
- (キ) 地方公営企業会計

### 2. 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査<sup>1</sup>により行った。

#### (ア) 予備調査

下水道事業の関連資料を入手し、分析及び質問等により、当事業の現状と課題を把握した。

#### (イ) 本監査

予備調査の結果に基づき、1. 監査着眼点について合規性の観点及び経済性 (Economy)、効率性 (Efficiency) 及び有効性 (Effectiveness) (3E) の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧及び分析し、必要に応じて監査対象課に対する質問を行った。

#### 合規性の視点

- 下水道事業に関する事務が、関連する法令、条例・規則等及びそれら趣旨に従い行われているか。

#### 経済性、効率性、有効性等の視点

- 事業のPDCAは行われているか。  
事業の目的が明確にされ、目的がよく達成されているかの確認を行っているか。その結果、必要な場合は事業手法、又は事業そのものの見直しを行っているか。効果測定のための指標は適切か。  
※PDCA(サイクル)：PLAN-DO-CHECK-ACTIONの4段階を繰り返すことによって、継続的に業務を改善すること。
- 公平性に配慮しているか  
公平性、透明性、合理性に配慮して事務を執行しているか。

## VII. 包括外部監査の実施期間

自 令和6年6月10日 至 令和7年3月26日

<sup>1</sup> 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

## VIII. 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	堀井 孝彦
公認会計士	松永 雄二
公認会計士	田島 宇晴
日本公認会計士協会準会員	橋本 大輝
日本公認会計士協会準会員	多賀井 秀真

## IX. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、包括外部監査人及び包括外部監査人補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

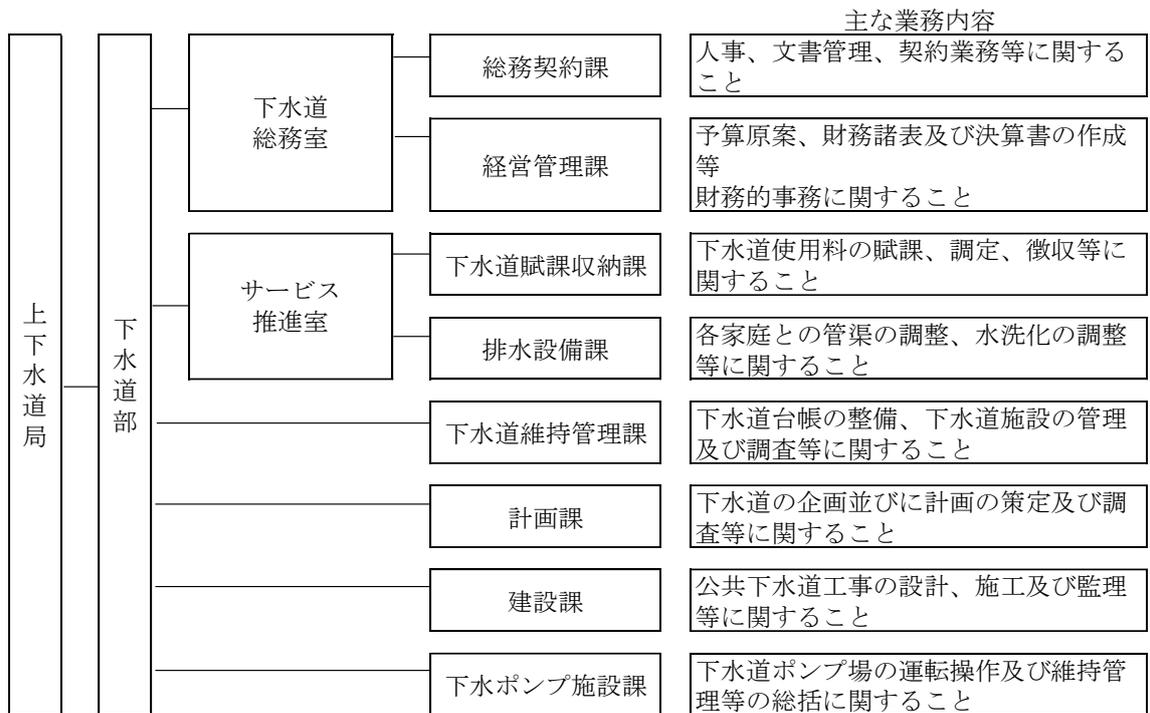
## 第2章 監査対象の概要

### I. 下水道部

#### 1. 組織

令和6年3月31日現在の下水道部の組織は、下図のとおりとなっている。なお、監査の対象となるのは、第1章 監査対象で記載したとおり、下水道部である。

【図表1 組織図】



(出所：市提供資料より監査人作成)

## 2. 事務分掌

監査対象となる下水道部の事務分掌は下記のとおりである。

【図表2 職務分掌一覧】

下水道総務室総務契約課

事務分掌
(1) 秘書事務に関すること。
(2) 議会に関すること。
(3) 広報及び広聴に関すること。
(4) 文書及び物品の收受、発送及び保存に関すること。
(5) 公印及び文書の管理に関すること。
(6) 告示及び公告に関すること。
(7) 管理規程の制定及び改廃の審査に関すること。
(8) 訴訟、裁判上の和解、民事上の調停及び重要な不服申立ての総括に関すること。
(9) 自動車（原動機付自転車及び自転車を含む。）の集中管理、事故処理及び損害保険に関すること。
(10) 給与制度その他労働条件及び労働組合に関すること。
(11) 職員の健康管理及び労働安全衛生に関すること。
(12) 公務災害補償に関すること。
(13) 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他身分に関すること。
(14) 職員の人事記録の管理に関すること。
(15) 職員の人事評価に関すること。
(16) 職員の研修及び人材育成に関すること。
(17) 職員の給与の支給に関すること。
(18) 退職手当、恩給及び年金の支給に関すること。
(19) 出張旅費の支給に関すること。
(20) 所得税及び住民税の源泉徴収及び納付に関すること。
(21) 職員の厚生福利に関すること。
(22) 物品の購入及び修繕並びに製造の請負の契約に関すること。
(23) 工事請負契約に関すること。
(24) 建設工事に係る設計業務委託に関すること。
(25) 東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会及び東大阪市上下水道局総合評価一般競争入札審査委員会に関すること。
(26) 工事の設計及び設計変更の審査に関すること。
(27) 工事前購入資材の検査に関すること。
(28) 工事の検査に関すること。
(29) 工事及び施設補修の執行の監理の審査に関すること。
(30) 所管に係る購入物品の検査に関すること。
(31) 庁内ネットワークに係るOA機器の管理及び運用に関すること。
(32) 下水道事業に係る協会等との連絡調整に関すること。
(33) 他の室及び課の主管に属しないこと。

下水道総務室経営管理課

事務分掌
(1) 財政計画及び資金計画に関すること。 (2) 予算原案、財務諸表及び決算書の作成に関すること。 (3) 執行計画及び配当に関すること。 (4) 企業債及び一時借入金に関すること。 (5) 業務及び計理状況の報告に関すること。 (6) 消費税の申告及び納付に関すること。 (7) 収入及び支出の事務審査に関すること。 (8) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。 (9) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。 (10) 所管に係る購入物品の検査に関すること。

サービス推進室下水道賦課収納課

事務分掌
(1) 公共下水道受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）に係る計画及び調整に関すること。 (2) 水洗化工事助成金（以下この条において「助成金」という。）及び水洗便所改造資金貸付金（以下この条において「貸付金」という。）の決定及び交付に関すること。 (3) 負担金及び下水道使用料（以下この条において「使用料」という。）に係る審査請求並びに助成金及び貸付金に係る異議申立ての処理に関すること。 (4) 使用料に係る計画及び調整に関すること。 (5) 負担金及び使用料制度の啓発に関すること。 (6) 供用開始による実態調査に関すること。 (7) 負担金及び使用料の賦課及び調定に関すること。 (8) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の徴収に関すること。 (9) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の督促及び催告に関すること。 (10) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の有価証券による納付の受託及びその証券の取立ての再委託に関すること。 (11) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の繰入徴収、滞納処分及び交付要求に関すること。 (12) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関すること。 (13) 納付組合に関すること。 (14) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の収入整理並びに下水道事業会計に係る歳入集計に関すること。 (15) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の過誤納金の還付及び充当に関すること。 (16) 負担金の納期前納付に対する報奨金の交付に関すること。 (17) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の附帯金並びに負担金の前納金の調定に関すること。 (18) 負担金及び使用料の納入証明並びに貸付金の償還証明に関すること。 (19) 所管に係る購入物品の検査に関すること。 (20) 他の課の主管に属しないこと。

## サービス推進室排水設備課

事務分掌
(1) 供用及び処理開始地区の未水洗家屋実態調査に関する事 こと。
(2) 水洗化の勧奨及び水洗化阻害事由の解消に関する事 こと。
(3) 水洗化に係る広報広聴及び苦情相談に関する事 こと。
(4) 水洗化に係る関係課との調整に関する事 こと。
(5) 水洗便所の改造に係る貸付金の審査に関する事 こと。
(6) 私道等排水設備の新設に係る助成金の審査に関する事 こと。
(7) 排水設備（処理区域外のものを含む。）の新設等に係る指導及び検査に関する事 こと。
(8) 指定工事業者及び責任技術者に関する事 こと。
(9) 開発行為等に係る下水道施設の協議に関する事 こと。
(10) その他水洗化に関する事 こと。
(11) 所管に係る購入物品の検査に関する事 こと。
(12) 下水道法に基づく特定施設の設置等の届出及び東大阪市下水道条例（昭和42年東大阪市条例第63号）に基づく排水設備等の計画の確認（除害施設の設置等に係るものに限る。）に関する事 こと。
(13) 公共下水道区域内における工場排水及び事業場排水の規制並びに除害施設の指導に関する事 こと。
(14) 公共下水道区域内における下水の水量及び水質の調査に関する事 こと。

## 下水道維持管理課

事務分掌
(1) 下水道台帳の整備に関する事 こと。
(2) 下水道の供用及び処理開始に関する事 こと。
(3) 下水道施設の管理及び調査に関する事 こと。
(4) 開発行為等に伴う下水道施設の引継ぎに関する事 こと。
(5) 下水道施設の継続占用の申請等に関する事 こと。
(6) 下水道敷の明示及び占用に関する事 こと。
(7) 下水道敷の維持管理に関する事 こと。
(8) 下水道敷の公用廃止に関する事 こと。
(9) 下水道事業に係る不動産の登記に関する事 こと。
(10) 所管に係る購入物品の検査に関する事 こと。
(11) 下水道施設の維持補修に関する事 こと。

## 計画課

事務分掌
(1) 下水道の企画並びに計画の策定及び調査に関する事 こと。
(2) 下水道の計画決定及び事業認可に関する事 こと。
(3) 流域下水道事業の連絡調整に関する事 こと。
(4) 公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域の設定に関する事 こと。
(5) 受託工事の決定に関する事 こと。
(6) 公共下水道事業に係る国、府等との連絡調整及び補助金の申請等に関する事 こと。

## 建設課

事務分掌
(1) 公共下水道工事の設計、施工及び監理に関すること。 (2) 公共下水道工事の施工に係る関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 下水道の設計基準に関すること。 (4) 公共下水道工事に係る移設補償に関すること。 (5) 公共下水道工事の予算執行上の調整に関すること。

## 下水ポンプ施設課

事務分掌
(1) 下水道ポンプ場（マンホールポンプ・一般ポンプ場等（受託）を含む。次号において同じ。）の運転操作及び維持管理の総括に関すること。 (2) 下水道ポンプ場の新設改良に関すること。 (3) 流域調節池（受託）・長瀬川水門（受託）の運転操作及び維持管理に関すること。 (4) 下水道施設（プラント機械電気設備）の運転操作及び維持管理に関すること。 (5) 所管に係る購入物品の検査に関すること。

(出所：東大阪市上下水道局事務分掌規程)

### 3. 職員配置

#### (1) 各課の職員配置の状況

下水道部の各課の職員配置の状況は、下表のとおりである。令和6年3月31日時点においては、80名の職員が配置されており、内訳は事務職員が17名、技術職員が63名である。

【図表3 各課の職員配置の状況】

課	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	事務職員	技術職員	合計	事務職員	技術職員	合計	事務職員	技術職員	合計
総務契約課	6	4	10	6	4	10	6	4	10
経営管理課	4	0	4	5	0	5	5	0	5
下水道賦課収納課	7	1	8	6	1	7	6	0	6
排水設備課	1	12	13	0	12	12	0	12	12
計画課	0	5	5	0	5	5	0	5	5
下水道維持管理課	0	14	14	0	14	14	0	15	15
建設課	0	17	17	0	17	17	0	17	17
下水ポンプ施設課	0	8	8	0	9	9	0	10	10
合計	18	61	79	17	62	79	17	63	80

#### (2) 年齢別の職員配置の状況

年齢別の職員配置の状況は、下表のとおりである。令和6年3月31日時点では、30代が32名と一番多くなっており、全体のおよそ40%を占めている。

【図表4 職員の年齢構成】

年代	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	事務職員	技術職員	合計	事務職員	技術職員	合計	事務職員	技術職員	合計
10代	0	0	0	0	1	1	0	1	1
20代	4	7	11	4	8	12	2	6	8
30代	6	25	31	6	24	30	6	26	32
40代	5	15	20	6	15	21	7	15	22
50代	2	9	11	1	9	10	2	10	12
60代	1	5	6	0	5	5	0	5	5
合計	18	61	79	17	62	79	17	63	80

### (3) 経験年数別の職員配置の状況

経験年数別の職員配置の状況は、下表のとおりである。上記の年数別の職員配置の状況において30代の占める割合が高いことと関連し、10年未満の占める割合が高くなっている。

【図表5 職員の経験年数別構成】

経験年数	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	事務職員	技術職員	合計	事務職員	技術職員	合計	事務職員	技術職員	合計
1年～5年未満	1	9	10	1	10	11	1	8	9
5年～10年未満	7	18	25	5	16	21	4	14	18
10年～15年未満	2	6	8	4	8	12	4	13	17
15年～20年未満	2	3	5	0	3	3	1	2	3
20年～25年未満	3	8	11	3	9	12	3	8	11
25年～30年未満	0	6	6	3	5	8	3	7	10
30年～35年未満	2	6	8	1	6	7	1	5	6
35年以上	1	5	6	0	5	5	0	6	6
合計	18	61	79	17	62	79	17	63	80

## II. 下水道事業の概要

### 1. 沿革

東大阪市は、昭和 42 年 2 月 1 日に旧布施市、河内市、枚岡市の 3 市が合併し誕生した。下水道事業は昭和 24 年度に旧布施市において着手された。

東大阪市下水道事業の具体的な事業の推移は、下記のとおりである。

【図表 6 事業の推移】

年度	内容
昭和 24	基本計画を策定、事業着手
昭和 39	高井田ポンプ場運転開始
昭和 42	大阪市単独公共下水道の放出処理場の供用開始
昭和 46	岸田堂ポンプ場供用開始
昭和 47	大阪市単独公共下水道の平野処理場の供用開始 大阪府流域下水道の川俣処理場の供用開始
昭和 51	下水道使用料改定（平均改定率 128.8%）
昭和 54	下水道使用料改定（平均改定率 26.9%）
昭和 57	台風 10 号による大規模な浸水被害 以後、雨水対策に重点が置かれる
昭和 59	下水道使用料改定（平均改定率 41.0%）
昭和 60	下水道使用料改定（平均改定率 50.9%）
平成元	八戸ノ里雨水貯留施設完成
平成 3	単独公共下水道雨水レベルアップ計画
平成 4	流域関連公共下水道雨水レベルアップ計画
平成 6	下水道使用料改定（平均改定率 26.6%）
平成 8	水循環・再生モデル事業の着手
平成 9	下水道使用料改定（平均改定率 1.2%）
平成 10	雨水貯留浸透事業着手
平成 13	下水道使用料改定（平均改定率 18.1%）
平成 15	東大阪市本庁舎が完成し、下水道部が本庁舎に移転 鴻池四季彩々とおり完成
平成 16	下水道使用料改定（3.7%） 放出・放出処理区合流式下水道改善計画策定
平成 17	東大阪市上下水道局発足
平成 19	宝町雨水貯留施設建設完成 東大阪市上下水道長期基本計画策定 （平成 20 年度から令和 2 年度までの年次計画） 中期実施計画策定 （平成 20 年度より 3 年間）
平成 20	地方公営企業法一部適用
平成 25	地方公営企業法全部適用 「東大阪市公共下水道長寿命化計画」策定 （計画期間平成 25 年度～平成 30 年度）
平成 26	「東大阪市下水道総合地震対策計画」策定 （計画期間平成 26 年度～平成 30 年度）
平成 30	「東大阪市下水道総合地震対策計画（その 2）」策定 （計画期間平成 31 年度～令和 5 年度）

（出所：市提供資料より監査人作成）

## 2. 下水処理

東大阪市の下水道事業は、公共下水道のみを行っている。

公共下水道とは、下水道法第2条第3号で「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」、「主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの」のいずれかに該当する下水道とされている。

東大阪市の公共下水道は、市域面積6,178haのうち、山間部を除く5,159haにおいて全体計画を策定し事業に取り組んでいる。市域を4つの処理区（放出、平野、川俣、鴻池）に区分しており、放出及び平野処理区は大阪市にある処理場で、川俣及び鴻池処理区は大阪府の水みらいセンターで下水処理が行われている。

### (1) 放出及び平野処理区の下水処理場

放出及び平野処理区の下水処理は、大阪市が保有する終末処理場である放出処理場及び平野処理場で行われている。

【図表7 放出及び平野処理区の下水処理場】

項目	放出処理場	平野処理場
所在地	大阪市城東区	大阪市平野区
敷地面積 (ha)	5.94	10.31
計画処理面積 (ha)	937	2,948
計画処理人口 (人)	141,614	431,986
計画処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	115,000	310,000
放流先	平野川分水路	平野川分水路
処理開始年月日	昭和42年10月	昭和47年4月

(出所：下水道事業統計年報より監査人作成)

## (2) 川俣及び鴻池処理区の下水处理場

川俣及び鴻池処理区は、大阪府が保有する終末処理場である各水みらいセンターに接続することで下水処理が行われている。

【図表8 川俣及び鴻池処理区の下水处理場】

項目	寝屋川南部	流域下水道	寝屋川北部	流域下水道
	川俣水みらいセンター	竜華水みらいセンター	鴻池水みらいセンター	なわて水みらいセンター
所在地	東大阪市 川俣	八尾市 龍華町	東大阪市 北鴻池町	四條畷市砂
敷地面積 (ha)	9.13	4.20	11.78	6.65
計画処理面積 (ha)	5,972	2,903	3,404	3,471
計画処理人口 (人)	525,970	215,580	334,800	284,100
計画処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	341,820	135,170	186,000	143,810
放流先	第二寝屋川	平野川	寝屋川	岡部川
処理開始年月日	昭和47年7月	平成22年11月	昭和47年7月	平成22年9月

(出所：下水道事業統計年報より監査人作成)

4つの処理区で総延長約1,166kmの管きよが整備されており、放出処理区及び平野処理区にはそれぞれ1箇所のポンプ場が整備されている。

## (3) ポンプ場

放出処理区では高井田ポンプ場、平野処理区では岸田堂ポンプ場と、それぞれ1箇所のポンプ場が整備されている。

【図表9 ポンプ場】

項目		高井田ポンプ場	岸田堂ポンプ場
所在地		東大阪市高井田西	東大阪市岸田堂西
供用開始		昭和39年11月	昭和46年3月
ポンプ能力	雨水	9.04 m <sup>3</sup> /秒	9.5 m <sup>3</sup> /秒
	汚水	1.04 m <sup>3</sup> /秒	1.59 m <sup>3</sup> /秒

【高井田ポンプ場】



【岸田堂ポンプ場】

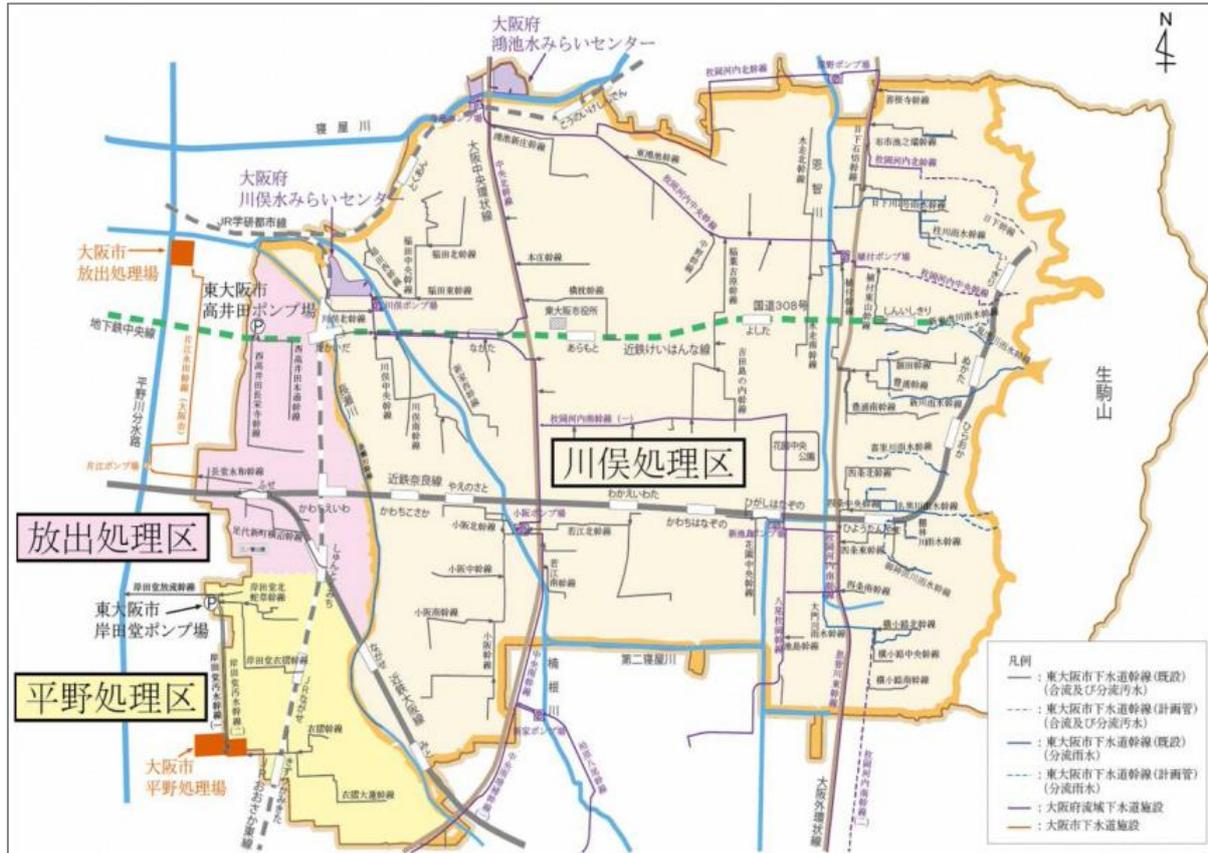


(出所：東大阪市下水道事業経営戦略より監査人作成)

(4) 下水道処理区

東大阪市下水道事業の下水処理区域図は下表のとおりである。市域を4つの処理区(放出、平野、川俣、鴻池)に区分し、下水処理を行っている。

【図表 10 下水道処理区】



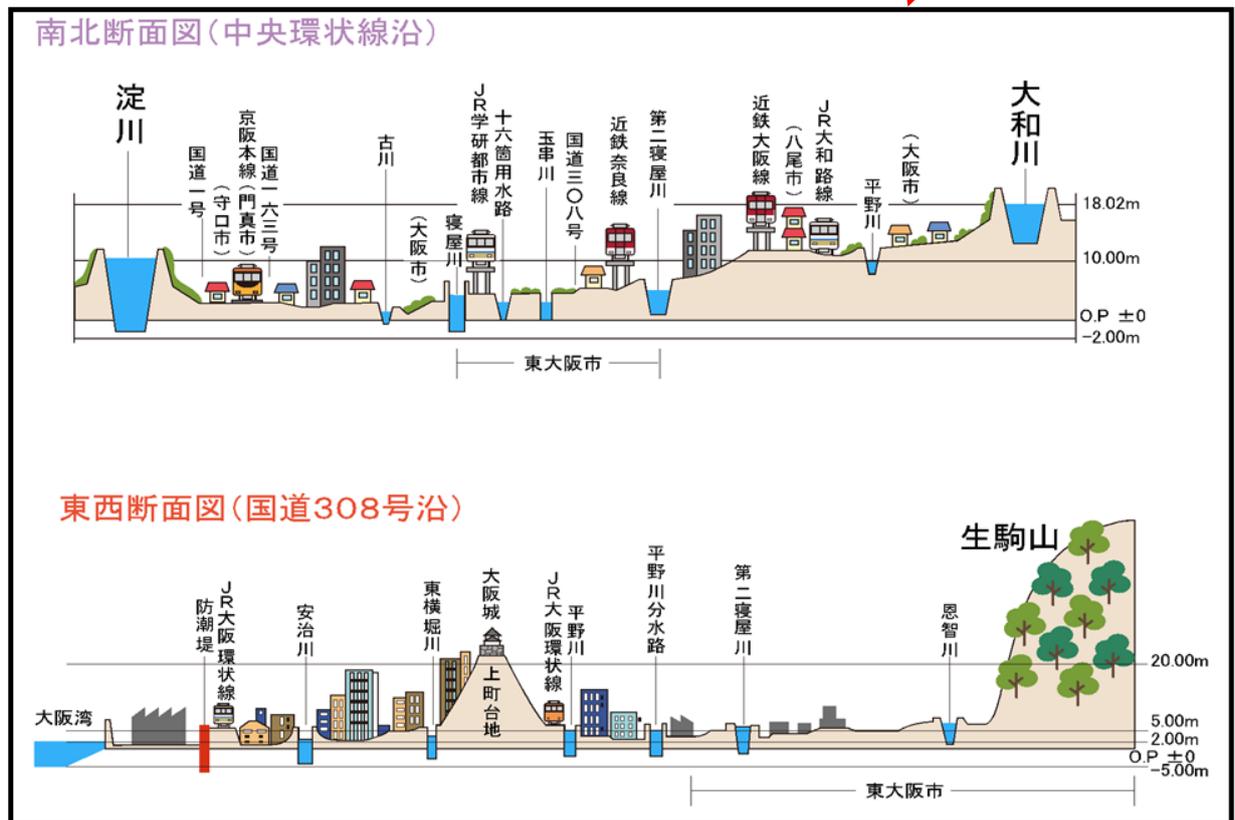
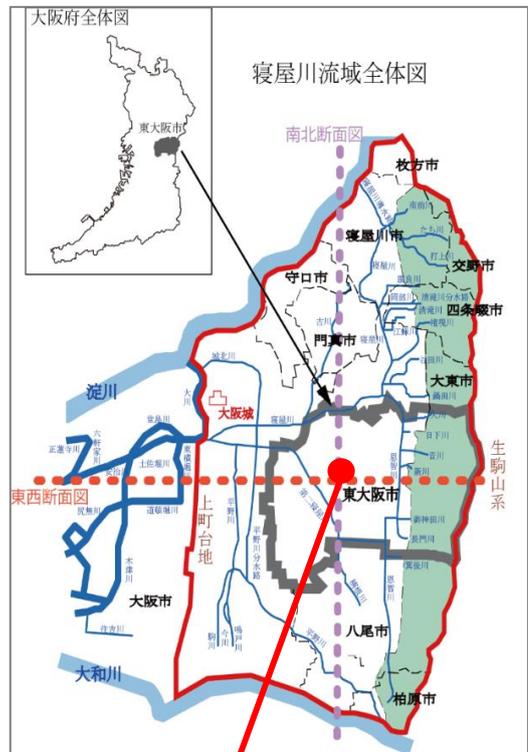
(出所：東大阪市下水道事業経営戦略)

### (5) 地形特性

東大阪市は東西方向では東に生駒山、西に上町台地、南北方向では北に淀川、南に大和川に囲まれた低平地のほぼ中央に位置し、寝屋川流域と呼ばれる大阪平野の一部で、大阪市東部を含む11市にまたがる地域である。

高度成長期以降の急激な都市化により農地が減少したため、当時の河川・下水道の計画規模を上回る雨水流出により、大規模な浸水被害が繰り返された。これらを背景に、平成元年3月に流域関係11市及び大阪府、建設省により「寝屋川流域総合治水対策協議会」が設立され、平成2年4月に「寝屋川流域整備計画」を策定し、河川と下水道と寝屋川流域関係市が一体となった総合的な治水対策を進めることになった。

平成3年度に「雨水レベルアップ計画」を策定し、雨水増補管築造に着手した。平成16年5月に「特定都市河川浸水被害対策法」が施行され、寝屋川流域においては、平成18年に「特定都市河川流域」に指定され、雨水の流出抑制のための規制、都市洪水想定区域等の指定・公表等や「寝屋川流域水害対策計画」のもと、河川管理者による雨水流出抑制施設の整備等が進められている。



(出所：東大阪市下水道事業経営戦略)

### 3. 事業規模

東大阪市は下水道の整備はほぼ完了しており、普及率は99.9%、水洗化率は97%台後半と高い数値を維持している。

過去3ケ年の事業規模は、下記のとおりである。

【図表 11 過去3ケ年の事業規模】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政区域内人口 (①)	人	481,320	479,294	477,684
現在処理区域内人口 (②)	人	480,760	478,752	477,165
普及率 (③=②/①)	%	99.9	99.9	99.9
水洗化人口 (④)	人	470,338	468,649	467,355
水洗化率 (⑤=④/②)	%	97.7	97.8	97.8
年間汚水処理水量 (⑥)	千m <sup>3</sup>	95,409	87,425	91,017
年間有収水量 (⑦)	千m <sup>3</sup>	51,467	50,637	50,252
有収率 (⑧=⑦/⑥)	%	53.9	57.9	55.2
下水道管布設延長	Km	1,163	1,166	1,166

(出所：下水道事業統計年報より監査人作成)

### Ⅲ. 財政の状況

#### 1. 財務諸表

東大阪市下水道事業は、地方公営企業法を全部適用しており、地方公営企業法に基づく財務諸表を作成することが求められている。

東大阪市下水道事業の過去3ケ年の損益計算書、資本的収支、貸借対照表は以下のとおりである。

#### (1) 損益計算書

【図表 12 過去3ケ年の損益計算書】

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>1. 営業収益</b>	<b>13,629,330</b>	<b>13,387,250</b>	<b>13,923,743</b>
(1) 下水道使用料	6,383,471	6,296,279	6,267,203
(2) 他会計負担金	6,962,481	6,900,608	7,148,478
(3) 受託事業収益	282,856	189,792	488,707
(4) その他営業収益	519	569	19,353
<b>2. 営業費用</b>	<b>13,210,446</b>	<b>12,898,519</b>	<b>13,708,195</b>
(1) 管きよ費	570,952	565,529	564,492
(2) ポンプ場費	303,354	294,864	311,269
(3) 水質規制費	35,341	37,382	38,706
(4) 普及促進費	321,711	75,895	74,471
(5) 維持管理負担金等	2,947,738	3,005,817	3,566,337
(6) 受託事業費	252,699	159,211	477,839
(7) 業務費	406,099	443,194	382,407
(8) 総係費	206,940	207,343	233,752
(9) 減価償却費	8,092,022	8,016,054	7,942,413
(10) 資産減耗費	73,588	93,225	116,506
<b>営業利益</b>	<b>418,883</b>	<b>488,731</b>	<b>215,547</b>
<b>3. 営業外収益</b>	<b>2,569,138</b>	<b>2,483,068</b>	<b>2,503,546</b>
(1) 受取利息	598	477	480
(2) 他会計補助金	242,704	234,744	233,545
(3) 長期前受金戻入	2,206,934	2,174,268	2,159,531
(4) 雑収益	118,901	73,577	109,989
<b>4. 営業外費用</b>	<b>2,072,445</b>	<b>1,866,164</b>	<b>1,720,335</b>
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,928,385	1,720,778	1,552,355
(2) 雑支出	144,059	145,386	167,979
<b>経常利益</b>	<b>915,576</b>	<b>1,105,634</b>	<b>998,758</b>
<b>5. 特別利益</b>	-	567	-
<b>6. 特別損失</b>	-	-	-
<b>当年度純利益</b>	<b>915,576</b>	<b>1,106,201</b>	<b>998,758</b>

(出所：東大阪市下水道事業決算書をもとに監査人作成)

令和5年度の営業収益の合計は、前年度比5億3,649万円増の139億2,374万円となっている。行政区域内人口の減少に伴い下水道使用料は微減傾向にあるものの、他会計負担金が2億4,787万円、受託事業収益が2億9,891万円それぞれ前年度から増加したことが増加の主要因である。

営業費用の合計は、前年度比8億967万円増の137億819万円となっている。これは物価上昇に伴い大阪府へ支払う維持管理負担金等が、前年度比5億6,052万円増加したことが増加の主要因である。

営業外収益の合計は、前年度とほぼ同水準の25億354万円となっている。

営業外費用の合計は、前年度比1億4,582万円減の17億2,033万円となっている。これは企業債残高の減少に伴い支払利息及び企業債取扱諸費が、前年度比1億6,842万円減少したことが減少の主要因である。

上記の結果、当期純利益は、前年度比1億744万円減の9億9,875万円となっており、令和3年度から令和5年度においては、10億円前後の当期純利益を確保している状況である。

## (2) 資本的収支

【図表 13 過去3ケ年の資本的収支】

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>資本的収入 (A)</b>	<b>8,828,514</b>	<b>8,428,382</b>	<b>9,029,851</b>
1. 企業債	6,724,000	6,181,100	6,758,500
2. 他会計出資金	1,435,514	1,412,479	1,356,805
3. 固定資産売却代金	-	4,760	-
4. 国庫補助金	669,000	826,500	913,500
5. 工事負担金	-	3,541	1,045
<b>資本的支出 (B)</b>	<b>15,478,615</b>	<b>15,754,680</b>	<b>15,880,756</b>
建設改良費	2,845,815	3,315,564	3,559,095
企業債償還金	12,632,800	12,439,115	12,321,660
<b>資本的収支 (A-B)</b>	<b>▲6,650,101</b>	<b>▲7,326,297</b>	<b>▲6,850,905</b>

(出所：東大阪市下水道事業決算書をもとに監査人作成)

令和5年度の資本的収入の合計は、90億2,985万円となっており、そのうち企業債が67億5,850万円と約67%を占めている。また、資本的支出の合計は、158億8,075万円となっており、そのうち企業債償還金が123億2,166万円と約78%を占めている。

## (3)貸借対照表

【図表 14 過去3ケ年の貸借対照表】

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>資産の部</b>	<b>218,595,929</b>	<b>213,472,400</b>	<b>210,800,937</b>
<b>1. 固定資産</b>	<b>208,171,905</b>	<b>203,113,507</b>	<b>198,378,494</b>
(1)有形固定資産	178,252,737	173,937,956	169,912,597
(イ)土地	393,998	393,998	393,998
(ロ)建物	280,219	266,841	253,463
(ハ)構築物	172,680,322	167,470,838	162,100,778
(ニ)機械及び装置	2,274,636	2,194,208	2,026,887
(ホ)車両及び運搬具	2,220	1,543	1,121
(ヘ)工具器具及び備品	23,671	17,599	22,089
(ト)リース資産	81	81	81
(チ)建設仮勘定	2,597,587	3,592,846	5,114,178
(2)無形固定資産	29,888,667	29,145,050	28,435,396
(イ)施設利用権	29,183,333	28,469,691	27,789,496
(ロ)庁舎利用権	685,261	661,941	638,621
(ハ)その他無形固定資産	20,072	13,417	7,279
(3)投資その他の資産	30,500	30,500	30,500
(イ)出資金	30,500	30,500	30,500
<b>2. 流動資産</b>	<b>10,424,024</b>	<b>10,358,892</b>	<b>12,422,442</b>
(1)現金預金	8,153,705	7,914,822	9,639,283
(2)未収金	2,235,363	2,418,550	2,638,157
貸倒引当金	△49,845	△39,379	△33,298
(3)前払金	84,800	64,900	178,300
<b>負債の部</b>	<b>184,496,215</b>	<b>176,854,004</b>	<b>171,826,976</b>
<b>3. 固定負債</b>	<b>115,109,455</b>	<b>108,980,726</b>	<b>103,568,054</b>
(1)企業債	114,642,966	108,502,435	103,029,525
(2)引当金	466,459	478,291	538,529
<b>4. 流動負債</b>	<b>14,796,730</b>	<b>14,679,358</b>	<b>16,326,333</b>
(1)企業債	12,439,115	12,321,660	12,231,410
(2)未払金	2,299,656	2,206,750	4,039,377
(3)引当金	45,891	47,226	49,325
(4)預り金	12,066	103,721	6,220
<b>5. 繰延収益</b>	<b>54,590,029</b>	<b>53,193,918</b>	<b>51,932,589</b>
(1)長期前受金	84,618,980	85,323,399	85,925,859
(2)収益化累計額	△30,028,951	△32,129,480	△33,993,270
<b>資本の部</b>	<b>34,099,714</b>	<b>36,618,395</b>	<b>38,973,960</b>
<b>6. 資本金</b>	<b>20,989,243</b>	<b>22,401,723</b>	<b>24,105,132</b>
<b>7. 剰余金</b>	<b>13,110,470</b>	<b>14,216,672</b>	<b>14,868,827</b>
(1)資本剰余金	6,333,021	6,333,021	6,333,021
(2)利益剰余金	6,777,449	7,883,651	8,535,805
<b>負債資本合計</b>	<b>218,595,929</b>	<b>213,472,400</b>	<b>210,800,937</b>

(出所：東大阪市下水道事業決算書をもとに監査人作成)

令和5年度末時点の資産合計は2,108億93万円、負債合計は1,718億2,697万円、資本合計は389億7,396万円となっている。

下水道事業は多くの固定資産が必要であることから、資産合計のうち、固定資産の占める割合が約94%と非常に高くなっている。しかし、下記(4)経営指標①経営指標数値にあるとおり、管きよの老朽化が進んでおり、老朽化対策が今後の課題となる。

また、上述のとおり下水道事業は多額の設備投資が必要でありそのための資金の大部分を企業債で調達している。そのため、負債合計のうち、企業債残高は約70%を占めている。特に東大阪市では、地域特性として川よりも低い内水域における浸水対策が必要であり、その為の対策を継続的に行ってきた。その結果、企業債残高及び企業債残高対事業規模比率が高い水準にあることから、計画的な企業債による資金調達及び償還が今後の課題となる。

#### (4) 経営指標

##### ① 経営指標数値

東大阪市下水道事業の過去3ケ年の経営指標数値は以下のとおりである。

なお、本報告書提出時点で令和5年度の経営比較分析表が公表されていないため、直近年度の3ケ年として、令和2年度から令和4年度の情報を記載する。

【図表15 過去3ケ年の経営指標数値】

指 標		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
1 経営 の 健全 性 ・ 効率 性	経常収支比率 (%)	東大阪市	103.89	105.99	107.49
		類似団体平均	107.05	106.43	106.81
	累積欠損金比率 (%)	東大阪市	0.00	0.00	0.00
		類似団体平均	0.00	0.00	0.00
	流動比率 (%)	東大阪市	64.99	70.45	70.57
		類似団体平均	84.84	88.42	93.63
	企業債残高対事業規模比率 (%)	東大阪市	918.76	917.52	915.61
		類似団体平均	565.62	544.61	525.07
	経費回収率 (%)	東大阪市	119.95	125.74	131.66
		類似団体平均	102.36	103.76	103.57
	汚水処理原価 (円)	東大阪市	102.16	98.64	94.44
		類似団体平均	114.01	111.18	111.78
	施設利用率 (%)	東大阪市	-	-	-
		類似団体平均	67.71	67.13	66.82
水洗化率 (%)	東大阪市	97.74	97.84	97.89	
	類似団体平均	97.24	97.79	97.75	
2 老 朽 化 の 状 況	有形固定資産減価償却率 (%)	東大阪市	32.48	34.86	37.16
		類似団体平均	27.39	30.42	32.96
	管きよ老朽化率 (%)	東大阪市	15.00	18.73	21.49
		類似団体平均	5.86	6.66	8.49
	管きよ改善率 (%)	東大阪市	0.34	0.34	0.55
		類似団体平均	0.19	0.14	0.15

(出所：経営比較分析表をもとに監査人作成)

※ 類似団体平均について

総務省は、①処理区域内人口、②処理区域内人口密度区分、③供用開始後年数区分の3つの区分から団体を区分けしている。東大阪市下水道事業の3つの区分はそれぞれ以下のとおりであり、「Ab」の類型区分に属している。「Ab」の類型区分に属する団体数は30団体あり、類似団体平均は、当該30団体の各経営指標数値の平均値を算出したものである。

【東大阪市下水道事業の区分】

- ① 処理区域内人口：10万人以上
- ② 処理区域内人口密度区分：75人/ha以上
- ③ 供用開始後年数区分：30年以上

② 経営指標数値の分析結果

令和4年度における上記経営指標数値にかかる東大阪市の分析結果は、下記のとおりである。

<p><b>1. 経営の健全性・効率性について</b></p> <p>経費回収率は令和3年度と比べて5.92ポイント増加し、100%を超えており下水道使用料で汚水処理に係る費用を賄っている。</p> <p>経常収支比率は、雨水事業等を含めた経常収支についても黒字を維持していることから100%を超えている。</p> <p>企業債残高対事業規模比率は、これまでに下水道施設を建設するために借りた企業債の償還や管きよの老朽化に伴う維持修繕費や改築更新事業投資が増加しており、類似団体平均値より390.54ポイント%以上高くなっていることから資金面では厳しい状況となっている。</p> <p>東大阪市は淀川や大和川よりも低い低平地となっており、降った雨をポンプ等により強制的に河川に排水しなければならない「内水域」であるため、雨水事業に係る支出が多額となっている。</p> <p>一方、雨水事業に係る財源は一般会計の負担であるが、国及び市財政の厳しい状況のなか、雨水に係る経費は削減されており、厳しい財政状況となっている。</p> <p>施設利用率は、汚水処理を大阪府流域下水道及び大阪市に委託をしていることから、東大阪市独自の処理場を所有していないためゼロとなる。</p> <p>東大阪市では早期水洗化促進の取り組みとして、未水洗化家屋への個別訪問を行うと共に、水洗化に関わる助成金制度や貸付金制度の広報等を行っている。そうした取り組みにより、水洗化率の向上に努めている。</p>
<p><b>2. 老朽化の状況について</b></p> <p>東大阪市は昭和24年より下水道事業を実施しており、法定耐用年数の50年を超える管きよが増えてきているため、有形固定資産減価償却率が類似団体平均値と比較して高くなっている。</p> <p>近年では「下水道総合地震対策計画」による下水道管の改築更新事業への取り組みにより、管きよ改善率の向上に努めている。平成30年度から令和4年度を平均すると、0.842kmの管きよの修繕・改良・更新を毎年度毎に行っている。法定耐用年数を越えた管きよ延長は、平成30年度から令和4年度で平均すると、約36.926kmずつ増加している。そのため、類似団体平均値と比べて管きよ老朽化率、管きよ改善率ともに高くなっている。</p>

全体総括	
<p>令和3年度と同様に経常収支比率、経費回収率が共に100%を超えているが、人口減少、節水意識の高まり等による使用水量の減少により、今後の下水道使用料収入は減少傾向であるため、経常収支比率は減少する見込みである。</p> <p>一方で下水道事業は「生活環境の改善（汚水の排除）」、「浸水の防除（雨水の排除）」、「公共用水域（河川・湖沼・海域等）の水質の保全」という収入に関わらず担うべき役割がある。</p> <p>東大阪市の約84%が淀川・大和川よりも低く、浸水被害が発生しやすい地域のため、浸水被害軽減に向けて「雨水増補管計画」を策定し、令和4年度末で約99%の進捗率となっている。引き続きこれらの下水道事業の役割を担うため、限られた財源の中でより一層の経営の効率化を進める必要がある。</p>	

(出所：令和4年度 経営比較分析表)

### ③ 経営指標の算定式

経営指標の算式は、下記のとおりである。

【図表16 経営指標の算定式】

↑ 高いほど良いことを表す ↓ 低いほど良いことを表す

指標	算定方式	指標の意味	指標の見方
経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。	↑
累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度末処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。	↓
流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。	↑
企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。	↓
経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費} (\text{公費負担分除く})} \times 100$	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。	↑
汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費} (\text{公費負担分除く})}{\text{年間有収水量}} \times 100$	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。	↓
施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。	↑

水洗化率 (%)	現在水洗便所設置済人口	$\times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。	
	現在処理区域内人口			
有形固定資産減 価償却率 (%)	有形固定資産減価償却累計額	$\times 100$	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。	
	有形固定のうち 償却対象資産の帳簿原価			
管きょ老朽化率 (%)	法定耐用年数を 経過した管きょ延長	$\times 100$	法定耐用年数を越えた管きょ延長の割合を表した指標で、管きょの老朽化度合を示している。	
	下水布敷延長			

(出所：総務省 経営指標の概要 (下水道事業))

#### IV. 下水道使用料体系

##### 1. 現在の使用料体系

東大阪市の下水道使用料体系は、基本料金と超過料金から構成される二部料金制を採用している。

また、1ヶ月あたりの使用水量が7 m<sup>3</sup>までならば超過料金が賦課されない基本水量を採用している。さらに、使用水量が多くなるほど超過料金単価が高くなる逦増制料金体系を採用している。

【図表 17 下水道事業の使用料体系 (1ヶ月あたり (税抜き))】

用途	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	
一般用	7 m <sup>3</sup> まで 574 円	1~7 m <sup>3</sup>	0 円
		8~15 m <sup>3</sup>	88 円
		16~20 m <sup>3</sup>	124 円
		21~30 m <sup>3</sup>	153 円
		31~50 m <sup>3</sup>	184 円
		51~100 m <sup>3</sup>	221 円
		101~500 m <sup>3</sup>	255 円
		501~1,000 m <sup>3</sup>	279 円
浴場用		~2,500 m <sup>3</sup>	19 円
		2,501 m <sup>3</sup> ~	22 円

(出所：下水道事業統計年報)

## 2. 使用料改定の推移

東大阪市の下水道使用料体系は昭和 51 年度の制定から 8 回の使用料改定を経て現在の使用料体系となっている。平成 16 年度以降、およそ 20 年の間、使用料改定は行われていない。

【図表 18 使用料改定の推移】

改定年月	平均改定率
昭和 51 年 5 月	128.8%
昭和 54 年 5 月	26.9%
昭和 60 年 1 月	41.0%
昭和 60 年 10 月	50.9%
平成 6 年 7 月	26.6%
平成 9 年 4 月	1.2%
平成 13 年 10 月	18.1%
平成 16 年 10 月	3.7%

(出所：下水道事業統計年報)

### 第3章 包括外部監査の結果及び意見

#### I. 監査の結果及び意見の定義

本報告書における監査の結果と意見の定義は次のとおりである。

監査の「結果」	法令、条例、規則等に違反している事項、又は違反とまでは言えないものの質的な重要性から改善が必須であると監査人が判断した事項
監査の「意見」	「結果」以外で改善・検討を求める事項

#### II. 監査の結果及び意見の一覧

下水道事業全体に対する結果及び意見	
経営戦略、使用料の体系・改訂に関する検証についての結果及び意見	
① 下水道使用料の改定が必要かどうかに関する議事録が残されていない。 下水道使用料が改定されるか否かについては、住民生活に直結する関心の高い重要事項であると考えられる。従って、下水道使用料の改定が不要であるとしても、どのような検証過程を経て、どのような結論に至ったかに関する議事の内容や次回下水道使用料の改定に関する検証時期等を議事録として残しておくべきである。	結果 1
② 適正な下水道使用料体系についての継続的な検証にあたっては、現行の基本水量制を継続するかどうかについての多角的な観点からの検討が必要である。	意見 1
③ 適正な下水道使用料体系についての継続的な検証にあたっては、下水道事業経営の安定的な運営と使用者の経済的負担の観点から基本料金と超過料金のバランスについて慎重な検討が必要である。	意見 2
④ 適正な下水道使用料体系についての継続的な検証にあたっては、逦増制料金制体系採用の趣旨及び使用者間の公平性の観点を踏まえ逦増度合いについて慎重な検討が必要である。	意見 3
⑤ 適正な下水道使用料体系の検証についての検討過程と判断基準を議事録等の記録に残すことで、行政の説明責任を果たすべく検討過程の見える化、透明性の確保を図るべきである。	意見 4
⑥ 今後、人口減少等に伴い下水道事業の経営環境は厳しさを増すことが予想されるが、予防的対策を実施することで甚大な被害を防ぐことができると考えられるため、ストックマネジメント計画に即して計画的に建設改良を実施されたい。	意見 5

各業務管理に共通する課題についての結果及び意見	
① 単価契約について、契約実態としては、一定期間の契約全体としてとらえるべきであり、金額基準による「契約保証金の徴収」や「暴力団排除の誓約書の入手」などは、個別契約ごとではなく、契約期間全体の金額をベースに判断すべきである。	結果 2
② 決算ごとに確認すべき事項については、担当者の変更などがあつた場合に引継ぎ漏れなどをなくすためにも、決算マニュアル等で文書化しておくことが望ましい。	意見 6

業務及び会計	監査の結果/意見	結果・意見
各業務及び会計に関する結果及び意見		
1. 出納管理	① 現金は紛失、盗難のリスクがあるため、現状に即し、現金取扱金額の限度額を引き下げるべきである。	意見 7
	② 拾得物についての適切な管理のために、定期的な実査を実施するべきである。また、警察への届出に関しても定期的の実施するべきである。	意見 8
2. 収入及び債権管理	① 下水道使用料統一徴収に関する事務取扱規程は、実施の業務とは乖離している部分が見受けられる。早急に水道総務部と下水道部で協議し、改訂すべきである。	結果 3
	② 徴収率の目標設定にあたっては、毎年度徴収率の基準値を「前年度徴収率の実績値」とすることにより、目標値を「〇〇%以上かつ前年度から 0.01%以上の増加」とするなど、相当の努力により達成できる値で設定することが望ましい。	意見 9
	③ 毎年度末に貸倒引当金計上額と貸倒実績額の比較分析を行い、貸倒引当金の過大計上又は過小計上になっていないかどうか、乖離が大きければ貸倒引当金計上額算定方法を見直すなどの対応を行うことが望ましい。	意見 10
	④ 年度末時点で滞納処分の執行停止となっており 3 年経過時に不納欠損となることが確実な債権に関しては執行停止年度に個別的な貸倒引当金を計上する処理を行い、当該金額は上記算定式の中で、当該債権が発生した年度の「未収入金額」から除くという処理が必要である。	意見 11
	⑤ 個人ごとの記録をベースとして、システム上でのデータ検索・抽出を行えるようにして、滞納・未収金の発生原因や督促経緯、回収実績などを分析することにより、今後の収納事務に係る人員配置、督促事務として重点的に実施する対策、優先順位付け等を検討することが望ましい。	意見 12

3. 物品管理	① 現状、物品に関しては実査を実施するか否かは各関係課が独自に判断しているが、マンホール蓋のように単価が一定金額以上のものは実査の対象とするなど、実査について一定の基準を設け、対象を明確にするべきである。	意見 13
	② 下水道維持管理課ではマンホール蓋の実査を年1回、年度末のタイミングで行っているとのことであるが、記録を残していない。実査実施時には記録として残し、実査結果を上席者に回付することを検討すべきである。	意見 14
4. 固定資産管理	① 固定資産の定期的な実査に関する規定を設け、当該規定に従って適切に実査を実施するべきである。	結果 4
	② 現物の資産にシール等を張り付け番号の紐づけを行うことが望ましいが、即座に現在保有している資産全てに紐づけを行うことは現実的でないため、一定の期間で固定資産全件をカバーできることを目指して、実査対象とする資産を計画的に決定するとともに、今後新しく取得する資産については必ずその取得年度末に紐づけを行う等の対応が望ましい。	意見 15
	③ 注記表の記載はその根拠資料となる固定資産台帳と整合させ、最新の記載とするべきである。	結果 5
	④ あたかも取替資産を保有し取替法による償却を行っているかのような誤解を与える可能性があるため、取替法の記載は注記表から削除することが望ましい。	意見 16
	⑤ 情報の正確性や登録作業の効率化の観点から、固定資産台帳と下水道台帳の登録情報のクロスチェックの実施や紐づけ情報の追加、システム更新時期を目途に両者の連携を図る等の対応を検討されたい。	意見 17
	⑥ 下水道部が管理しながら所管外として会計上の資産計上がされていない土地については、先の（包括外部監査による）指摘に即した措置を速やかに実行・完遂すべきである。ただし、今後5年ないし10年という期限を区切って移管完遂に具体的目途が立たない場合には、下水道部の資産と識別して資産計上を進めることが、現実的な対応として求められる。	結果 6
	⑦ 東大阪の資産を表現する会計報告にとっては、上記土地が資産計上されないままであることは適切とはいえないから、当該土地が資産計上されていない場合にはその金額等について注記をもって情報を補足することが望ましい。	意見 18

5. 契約管理	① 落札決定保留について、担当者により対象とするかしないかの判断に大きく差異が生じないように、落札決定保留とするケースについて、文書化し、課内で共有をすることが望ましい。	意見 19
	<b>1. 令和5年度公共下水道測量及び実施設計等 (1) (単価契約)</b>	
	① 現状、再委託届には再委託をする理由を明記する項目がない。再委託を許可するか否かの判断事由として、再委託理由は非常に重要である。したがって、市長部局の様式のように様式を定め、再委託理由についても、再委託届に明記することが望ましい。	意見 20
	② 現状、委託先が再委託をした場合に再委託金額を把握していない。再委託金額を把握しない場合、暴力団排除の誓約書を提出させるのを失念するおそれが生じる。したがって、再委託があった場合には再委託金額について把握すべきである。	意見 21
	<b>2. 令和5年度公共下水道新川俣幹線1号雨水貯留機械電気設備改築実施設計業務委託</b>	
	① 当委託契約は500万円以上であるため、暴力団排除の誓約書を入手しているが、誓約書の宣誓日には記載がなかった。	結果 7
	② 入札不調となったケースにおいて、業績評価表に基づき、評価の高い業者から優先的に交渉するなど、業績評価表の活用範囲を拡大することが望ましい。	意見 22
	<b>3. 東大阪市企業会計システム運用保守業務契約について</b>	
	① 問い合わせや障害の内容の集積や伝達にあたっては、その正確性や網羅性、適時・適切性を担保するため経営管理課で記録を残し、そのうえで「保守作業報告書」の検証を行うことが望ましい。	意見 23
	<b>4. 令和5年度水質測定業務 (単価契約) (11月分)</b>	
	① 当該契約において年間契約合計が500万円以上であるため、契約保証金や暴力団排除の誓約書を入手すべきである。	結果 8
	② 公式な契約書について、月次集計額を実際に確定・合意した日から遡った日付(11月1日)を契約書日付とすべきではない。 この点、契約方法について、当初の単価契約とは別に月次個別契約を締結するのではなく、当初の単価契約において月次検収・精算の定めを置くなどの方式を取り決めたくうえで、現状の月次個別契約書締結については、月次集計内容を月次検収・精算する手続きに置き換えて、当該	結果 9

	書類の日付を実際の確認日（12月中）とすることで問題はないと考えられ、遡った日付で契約書を締結する必要はなくなるから、契約方法の変更も含め検討すべきである。	
<b>5. 令和5年度下水道システムデータ更新業務</b>		
①	担当者が実施した履行確認時の証跡を適切に保管し、上席者へ回付して実施結果を確認すべきである。	意見 24
<b>6. 令和5年度東大阪市平野処理区費用効果分析業務等</b>		
①	本来指名競争入札の範囲から除くべき事業者が含まれてしまっていた。当該委託業務の最終的な入札者は、入札の指名の段階で除かれるべき事業者ではなかったため結果に影響はない。入札事業者を決定する際に回議書により計画課主任及び計画課課長の決裁を採っているが、決裁による内部統制が有効に機能していないと考えられる。決裁を行う際は結果だけでなくその過程についても確認を行うなど、統制機能を強化すべきである。	意見 25
<b>7. 令和5年度東大阪市内調節池遠方監視制御装置点検業務委託</b>		
①	普段目の届かない施設についても、比較的重要な点検や高価な部品交換を行う施設など、一定の基準をもって選定し現場立会を実施することを検討されたい。	意見 26
②	現場立会の実施に当たっては、点検や部品交換の実施方法等を記録に残し保管しておくことが望ましい。	意見 27
<b>8. 令和5年度ポンプ場運転維持管理業務委託（長期継続契約）</b>		
①	委託契約についても、建設工事のように一定額以上の案件は事後公表とする等の規定を設けるなど、その予定価格の公表時期について慎重に検討されるとともに、その決定理由についても明らかにして透明化を果たされたい。	意見 28
②	現地訪問にあたっては、確認結果についての記録を残し保管しておくことが望ましい	意見 29
<b>9. 令和5年度徳庵ポンプ場電気設備更新工事</b>		
①	下請負人から暴力団排除の誓約書を徴取するにあたって、その日付は運用ルールの趣旨から、下請契約締結日もしくはそれ以前の適切な日とするべきである。	意見 30
②	契約にあたって複雑な事情や経緯がある場合には、起案時などにその旨を記載し添付することを励行されたい。	意見 31

	<b>10. 令和4年度公共下水道地域内柵新設工事に伴う舗装工事（その2）</b>	
	① 本単価契約に基づく工事实績は実質的に500万円以上であるため、暴力団排除の誓約書を入手すべきである。	結果 10
	<b>11. 令和5年度公共下水道第8工区管きょ改築工事</b>	
	① 単価契約については、契約後の履行の途上ないし結果として500万円以上になることが明らかになった時点で入手を求めるというのではなく、事前の積算や見積りから明らかに500万円未満となる契約を除き、契約締結時に暴力団排除の誓約書の入手を義務付けるといった規定を設けることが望ましい。	意見 32
	<b>12. 令和5年度公共下水道第10工区管きょ更生工事</b>	
	① 単価契約については、契約後の履行の途上ないし結果として500万円以上になることが明らかになった時点で入手を求めるというのではなく、事前の積算や見積りから明らかに500万円未満となる契約を除き、契約締結時に暴力団排除の誓約書の入手を義務付けるといった規定を設けることが望ましい。	意見 33
	<b>13. 令和5年度公共下水道地域内柵新設工事（単価契約）</b>	
	① 本単価契約に基づく工事实績は実質的に500万円以上であるため、暴力団排除の誓約書を入手すべきである。	結果 11
6. 地方公営 企業会計	① 適切な財務諸表を作成する観点から、毎決算において、長期前受金、受贈財産評価額等について会計上の残高と補助簿の残高の整合性を確認することが必要である。	結果 12
	② 決算時に賞与引当金を計算する際には、4月の昇給の情報は確定しているとのことであるため、当該昇給の影響を考慮の上、賞与引当金を見積ることが望ましい。	意見 34
	③ 未払利息の計上要否を検討するとともに、未払利息を未計上とする場合においても、毎決算において、重要な影響がないことを確認し文書化することが望ましい。	意見 35
	④ 雨水と汚水の負担割合の変更は会計数値に与える影響も大きいことから重要な事項であると考えられるが、当該見直しを行った過程が資料として残されておらず、どのような理由により、どのような見直しを行ったが明確でない。今後もこのまま現状を維持するのか、負担割合の変更を行うのか、判断基準と共に合理的な説明を文書化により明確化することが望ましい。	意見 36

7. 経営戦略	① 投資・財政計画の策定にあたり将来予測をする上での予測の方法（考え方）や根拠等が一覧表として取りまとめられていないので、これら重要な情報について一覧表にとりまとめることが望ましい。	意見 37
	② 経営管理課による投資・財政計画についてのモニタリングを強化する必要があると考えられる。	意見 38
	③ 令和6年3月に改訂された経営戦略には経費回収率の目標及び原価計算表が反映されていないため、マニュアルの要求事項に即し経営戦略を改定されたい。	意見 39

### III. 下水道事業全体に対する結果及び意見

#### 1. 経営戦略、使用料の体系・改訂に関する検証についての結果及び意見

##### (1) 下水道事業における我が国の現状

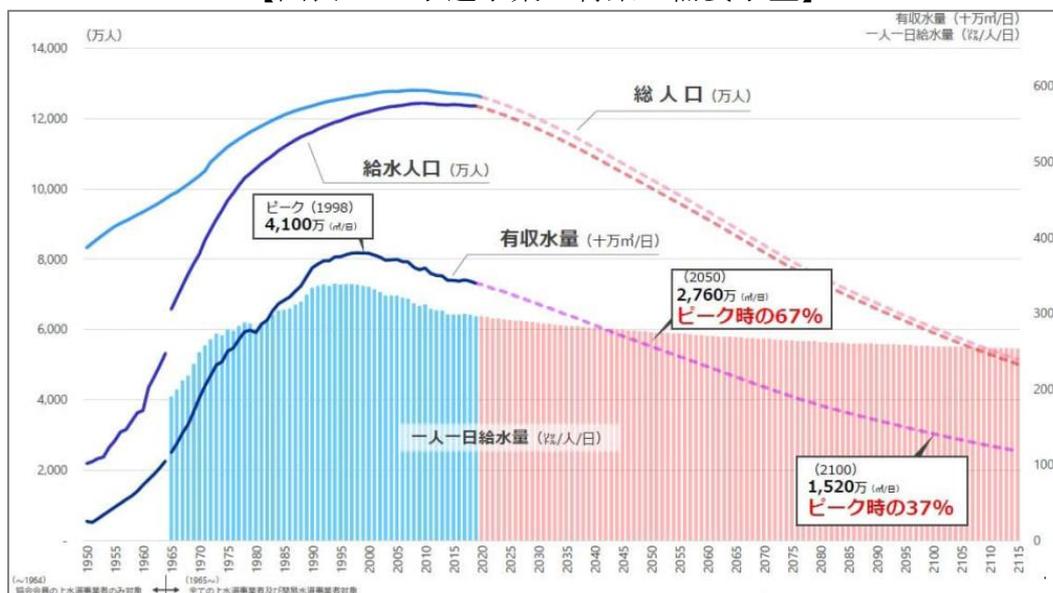
水道事業及び下水道事業の現状と課題（(資料2)（令和6年9月 総務省自治財政局公営企業経営室・準公営企業室）によると、下水道事業の現状と課題について、①カネの観点、②モノの観点、③ヒトの観点から以下のとおり示されている。

##### ① カネの観点

日本の人口変動や節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少により、下水道使用料の徴収対象である有収水量は1998年（平成10年）をピークに減少しており、2050年（令和32年）頃にピーク時の67%程度まで減少し、2100年（令和82年）頃にはピーク時の37%程度まで減少すると見通されている。人口減少に伴い水道の有収水量も減少し、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられており、これに連動して下水道使用料収入の減少が見込まれている。

※ 各家庭等では水道の有収水量が基本的に下水道の有収水量になるため、将来的な増減傾向は上下水道で共通すると考えられる。

【図表 19 水道事業の将来の需要水量】



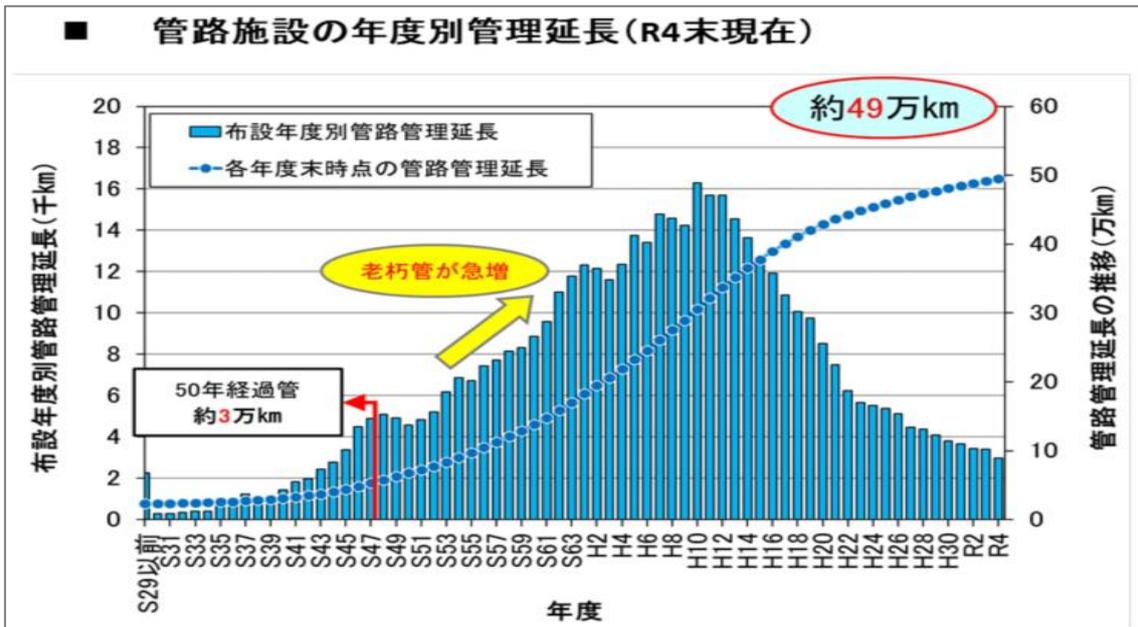
(出所：総務省 水道事業及び下水道事業の現状と課題 (資料2))

② モノの観点

令和4年度末時点で管きよの標準耐用年数である50年を経過した管きよ延長が3万Km（総延長の約7%）であるのに対し、20年後には約20万Km（約40%）と今後は急速に増加することが見込まれている。

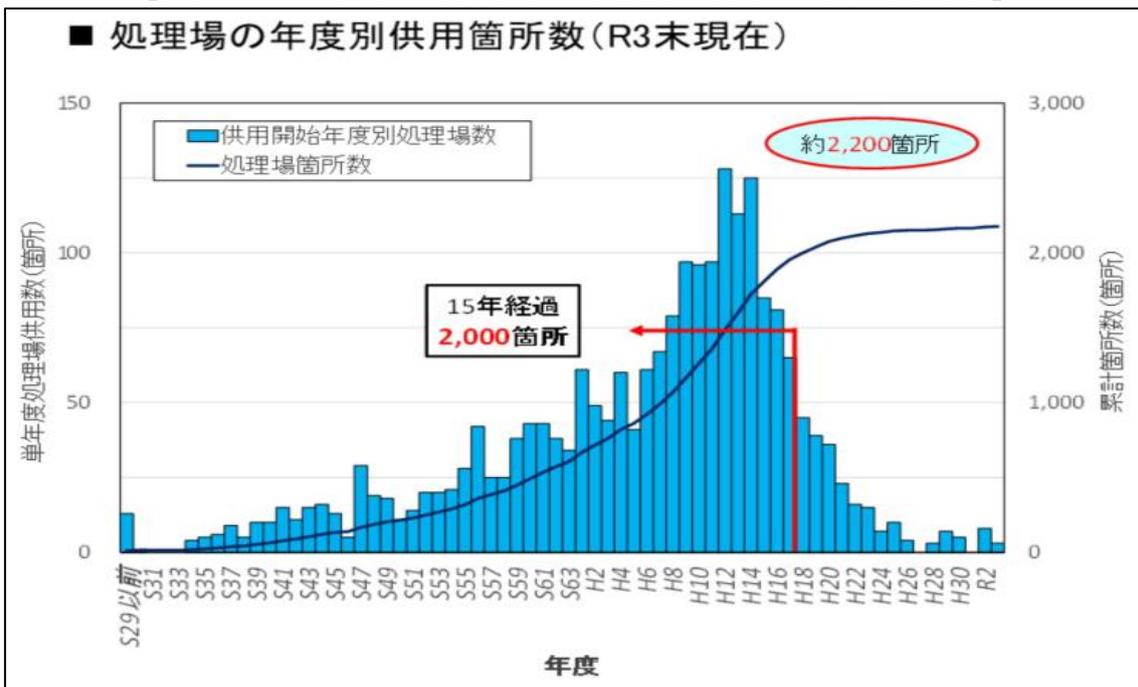
また、令和3年度末時点で下水処理場においても、機械・電気設備の標準耐用年数である15年を経過した施設が約2,000箇所（全体の90%）と老朽化が進行している。

【図表20 管路施設の年度別管理延長（令和4年度末現在）】



(出所：総務省 水道事業及び下水道事業の現状と課題（資料2）)

【図表21 処理場の年度別供用箇所数（令和3年度末現在）】

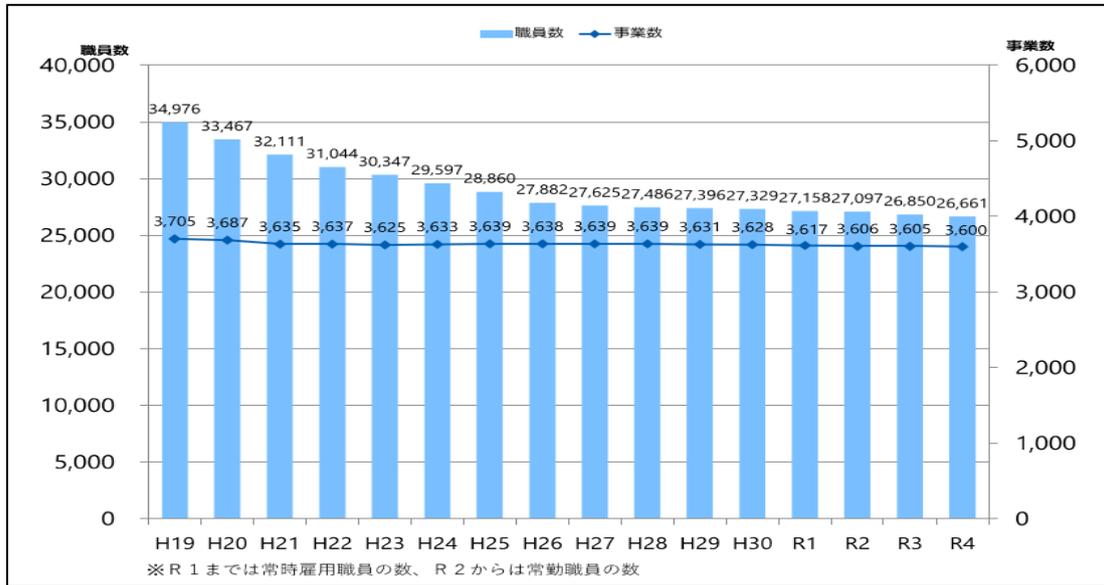


(出所：総務省 水道事業及び下水道事業の現状と課題（資料2）)

③ ヒトの観点

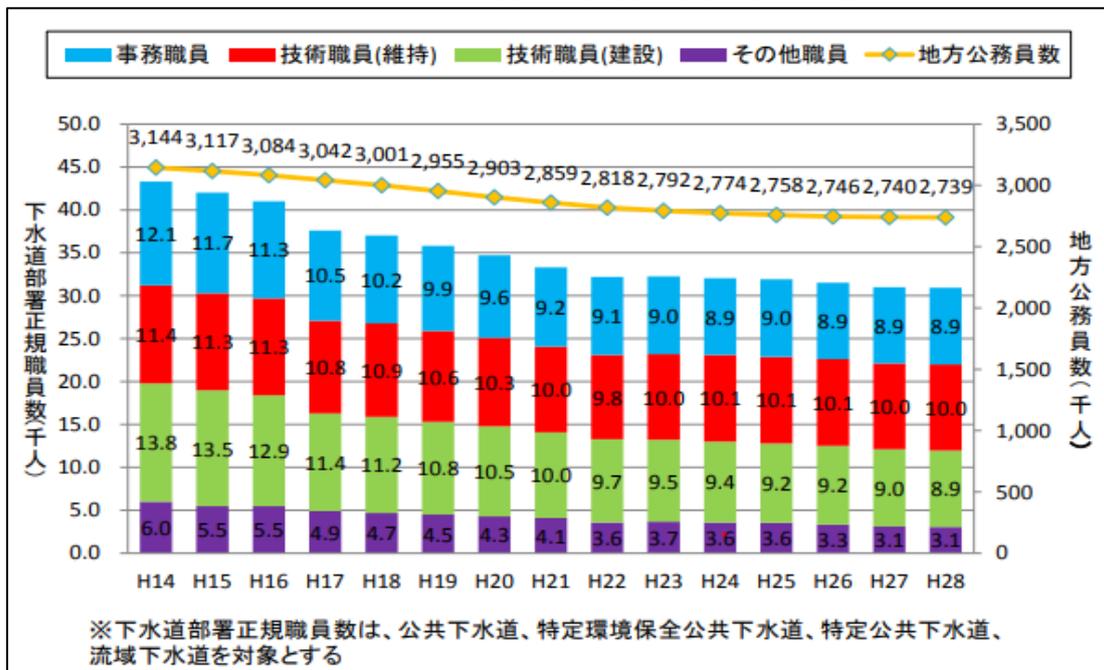
下水道事業における令和4年度の職員数は、26,661名と平成19年から8,315名(約24%)減少している。職層別では、事務職員、技術職員(建設)の減少割合が大きくなっている。

【図表 22 下水道事業における事業数と職員数の推移】



(出所：総務省 水道事業及び下水道事業の現状と課題 (資料2))

【図表 23 下水道部門の職層別職員数の推移】



(出所：国土交通省 下水道事業の現状と課題 (資料2))

以上のとおり、今後人口減少に伴い下水道使用料収入が減少する一方で、下水道管きよや機械・電気設備等の下水道設備の老朽化に伴い設備の改築・更新にかかる支出の増加が見込まれている。さらに、下水道事業の経営及び設備を管理する職員数が減少傾向にある現状に鑑みると、我が国における下水道事業は厳しい状況に直面している。

## (2) 東大阪市下水道事業の現状

上記のとおり、我が国における下水道事業は厳しい状況に直面しているが、下水道部の現状について、①カネの観点、②モノの観点、③ヒトの観点から、考察を行う。

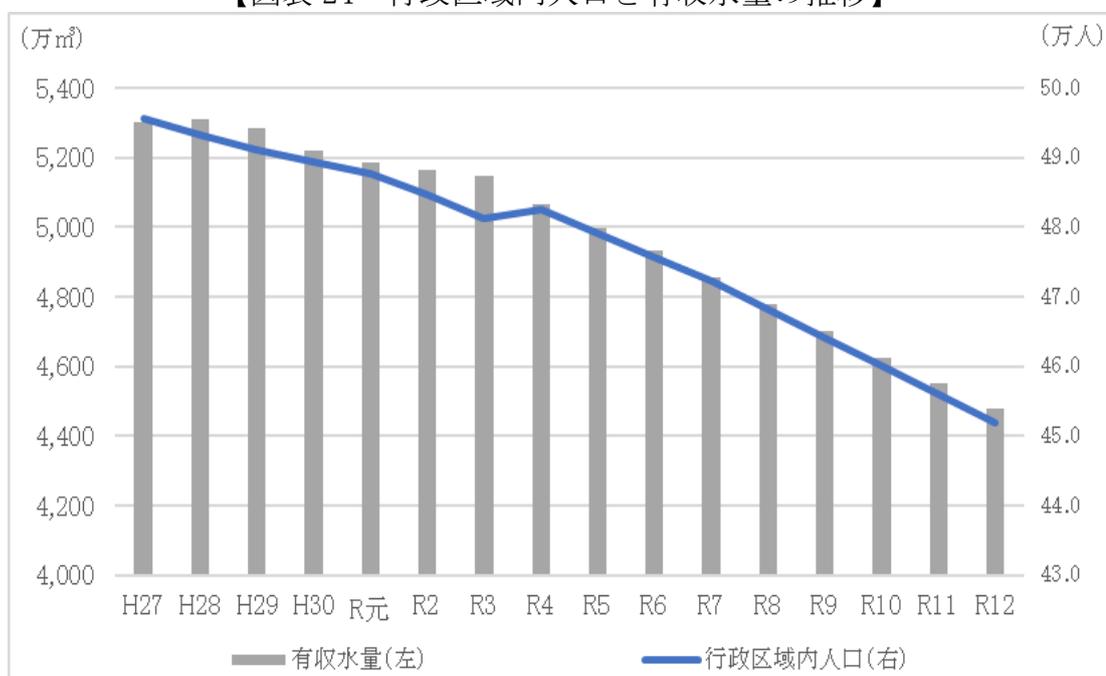
### ① カネの観点

#### ・ 行政区域内人口と有収水量

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると東大阪市の令和12年度の行政区域内人口は、平成27年度と比較すると4.4万人減(8.8%減)の45.2万人と推計されている。そして、下水道部が令和6年3月に改定した経営戦略によると、行政区域内人口の減少に連動し令和12年度の有収水量は、平成27年度と比較すると821万 $\text{m}^3$ 減(15.5%減)の4,478万 $\text{m}^3$ と推計されている。

経営戦略の計画期間外であるが、30年から50年の長期間の見通しによる減少傾向はより顕著になっている。

【図表 24 行政区域内人口と有収水量の推移】



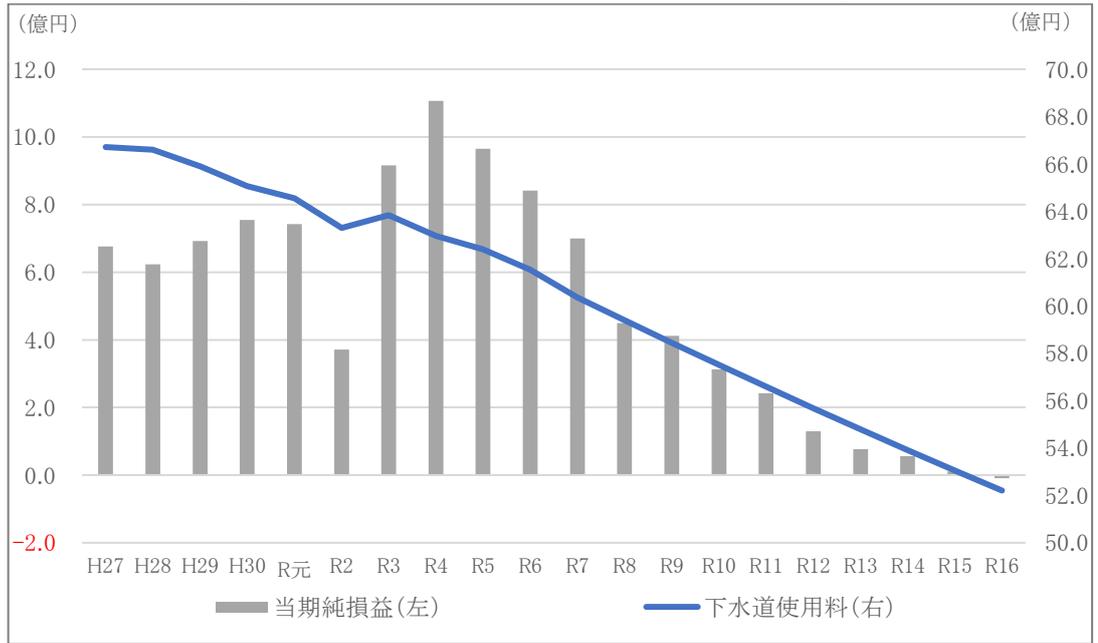
(出所：経営戦略より監査人作成)

#### ・ 下水道使用料と当期純利益

令和12年度の下水道使用料は、行政区域内人口及び有収水量の減少に連動し平成27年度と比較すると11.0億円減(16.5%減)の56億円と推計されている。下水道使用料の減少に連動し令和12年度の当期純利益は、1.3億円と推計されている。

経営戦略の計画期間中は当期純利益は黒字を確保できる見込みであるが、経営戦略の計画期間後の令和16年度には当期純利益は赤字となり、その後は赤字が継続すると見込まれている。

【図表 25 下水道使用料と当期純損益推移】



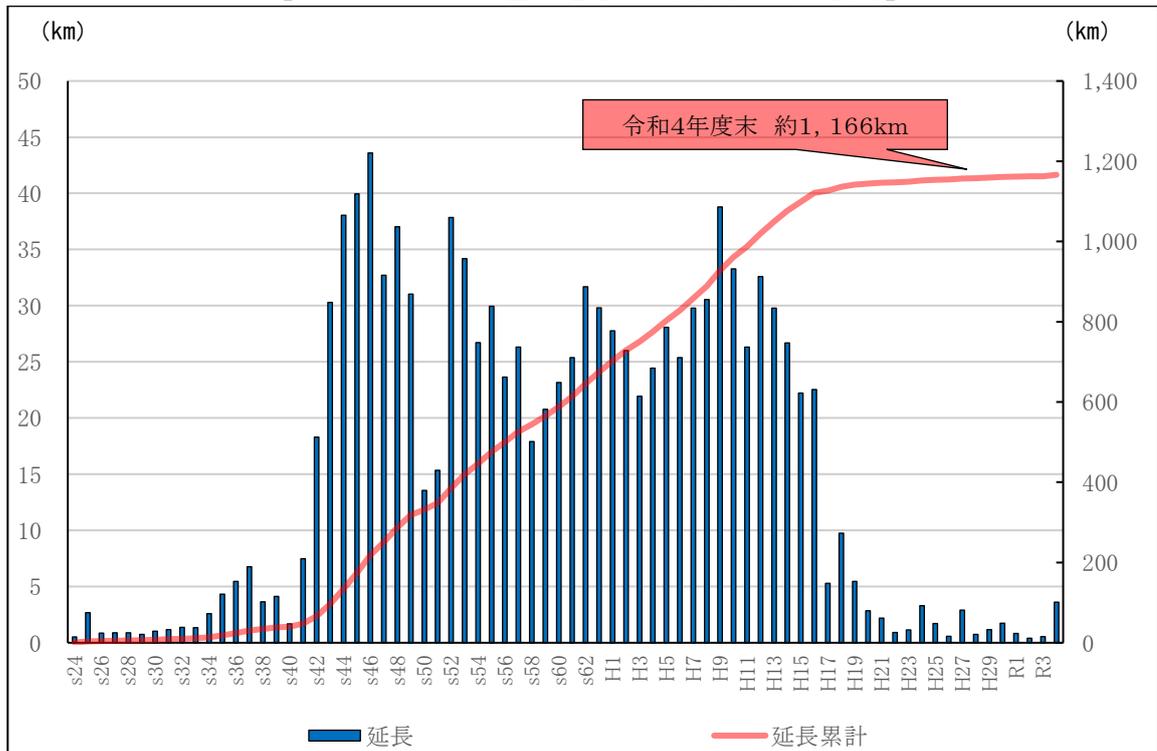
(出所：経営戦略より監査人作成)

② モノの観点

- ・ 下水道管きよの老朽化の状況

令和4年度末の下水道管きよの布設延長は約 1,166 kmとなっている。下水道管きよの法定耐用年数である 50 年を経過した布設延長は、令和4年度末で 250.6 kmとなっており、令和17年度には約半分の下水道管きよが布設から50年以上経過する見込みとなっている。

【図表 26 下水道管きよの年度別布設延長】

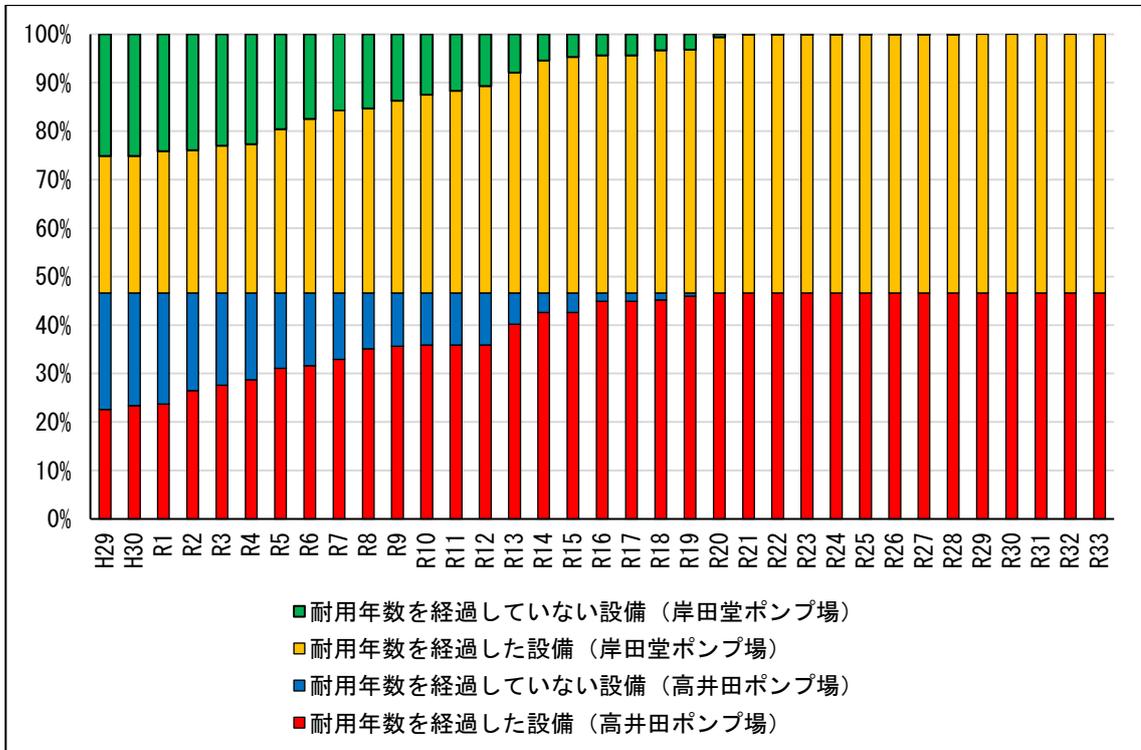


(出所：経営戦略)

- ポンプ場設備の老朽化の状況

高井田ポンプ場と岸田堂ポンプ場の2つのポンプ場施設を有しているが、仮に、設備の更新を実施しなかった場合、令和20年頃には全ての設備が耐用年数を経過する状況になることから、計画的に改築・更新を進める必要がある。

【図表 27 ポンプ場設備の耐用年数経過状況】



(出所：経営戦略)

- 管きょ老朽化率

下水道管きょ及びポンプ場設備の老朽化が進行している状況であるが、令和4年度現在の下水道部の管きょ老朽化率は、類似団体及び中核市平均を大きく上回っている。

【図表 28 管きょ老朽化率比較】

令和4年度	東大阪市	類似団体平均	中核市平均
管きょ老朽化率 (%)	21.49%	8.49%	(※) 8.23%

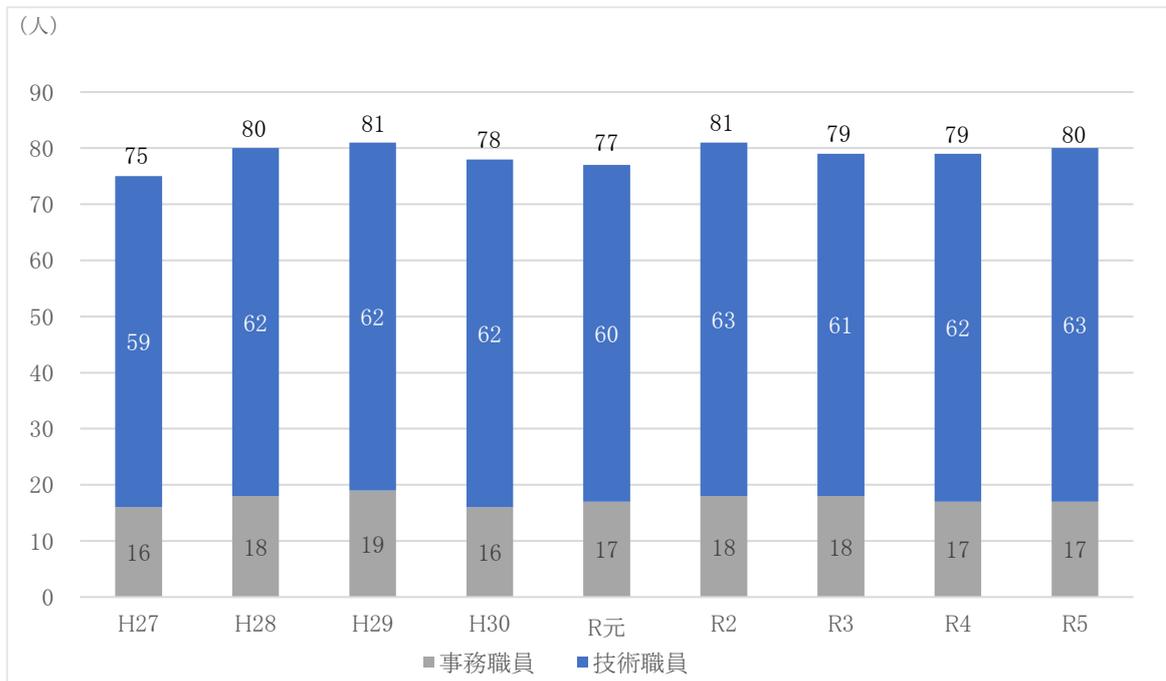
※中核市平均は令和3年度の数値である。

③ ヒトの観点

- 職員数

平成27年度以降の職員数は、事務職員は20人弱、技術職員は60人前後、事務職員と技術職員合計で80人前後で安定的に推移している。

【図表 29 職員数の推移】



(出所：下水道事業統計年報より監査人作成)

・ 年齢別構成

平成 27 年度以降職員の数別構成に大きな変動は見られない。平成 27 年度以降 50 代の職員数が減少傾向にあるが、一方で 30 代の職員数が増加傾向にあり、全体として 80 人前後の職員数で安定的に推移している。

【図表 30 職員の年齢別構成の推移】



(出所：下水道事業統計年報より監査人作成)

ヒトの観点については、以上のとおり、下水道部では、職員数及び職員の年齢別構成は、安定的に推移しており減少傾向はみられない。

以上の状況に鑑みると、下水道部の状況は、カネの観点及びモノの観点から、我が国における下水道事業と同様に今後厳しい状況に直面することが見込まれており、下水道設備の計画的な改築・更新を進めていくのは勿論のこと、計画的な事業運営を行っていく必要があると考えられる。

そこで、事業運営の立案と検証が、これまでどのように実施、報告されて、状況変化に応じた課題認識と見直しが図られてきたのか、という一連の流れについて調査をした結果、いくつかの課題が認められたため、重要性の観点から、下水道部全体に対する結果及び意見として取り上げることとする。

### ① 下水道使用料改定に関する定期的検証の議事録について（結果1）

下水道使用料算定の基本的考え方 2016年版（公益社団法人日本下水道協会）3.3 使用料算定期間の設定によると、「下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うことになる。これらのことから、使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当」とされている。つまり、下水道使用料の改定が必要かどうかについては、3年から5年の頻度で定期的な検証を行うことが必要である。

この点、下水道部では令和3年3月に策定した経営戦略を令和6年3月に見直したタイミングで、下水道使用料の改定が必要かどうかに関する検証を行い、検証過程及び結論について下水道部長及び東大阪市上下水道事業経営審議会に報告されているとのことであった。

後者の東大阪市上下水道事業経営審議会への報告については、令和6年10月18日開催の令和6年度第3回東大阪市上下水道事業経営審議会において、下水道事業経営戦略の進捗状況報告に係る議事録により、「今後の財政状況として収益的収支が赤字に転じるのは、令和16年度以降の見込みですが、収益的収支を注視しながら経営戦略を適宜見直し、時期を含む下水道使用料の改定について検討していくことが必要です。」との報告が行われていることが確認できた。

しかし、下水道部長への報告については、議事録や報告資料として当時取りまとめられたものが確認できず、報告に関する詳細が不明である。東大阪市下水道事業経営戦略【概要版】に基づき経営戦略期間中である令和12年度までに資金不足に陥ることなく、また、収益的収支は黒字を確保できる見込みであることが報告された、とのことであるが、その結論に至った過程や議論が事後的に検証できない状況である。

下水道使用料が改定されるか否かについては、住民生活に直結する関心の高い重要事項であると考えられる。従って、下水道使用料の改定が不要であるとしても、どのような質疑応答がなされたのか等に関する議事の内容や次回下水道使用料の改定に関する検証時期等を議事録として残しておくべきである。

② 適正な下水道使用料体系を継続的に検証するにあたり留意すべき点について  
(意見1、2、3、4)

第2章 IV. 下水道使用料体系で述べたとおり、下水道部の現在の使用料体系及び使用料改定の推移は、下記のとおりである。

【図表 31 下水道事業の使用料体系 (1ヶ月あたり (税抜き))】再掲

用途	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	
一般用	7 m <sup>3</sup> まで 574 円	1～7 m <sup>3</sup>	0 円
		8～15 m <sup>3</sup>	88 円
		16～20 m <sup>3</sup>	124 円
		21～30 m <sup>3</sup>	153 円
		31～50 m <sup>3</sup>	184 円
		51～100 m <sup>3</sup>	221 円
		101～500 m <sup>3</sup>	255 円
		501～1,000 m <sup>3</sup>	279 円
浴場用		～2,500 m <sup>3</sup>	19 円
		2,501 m <sup>3</sup> ～	22 円

(出所：下水道事業統計年報)

【図表 32 使用料改定の推移】(再掲)

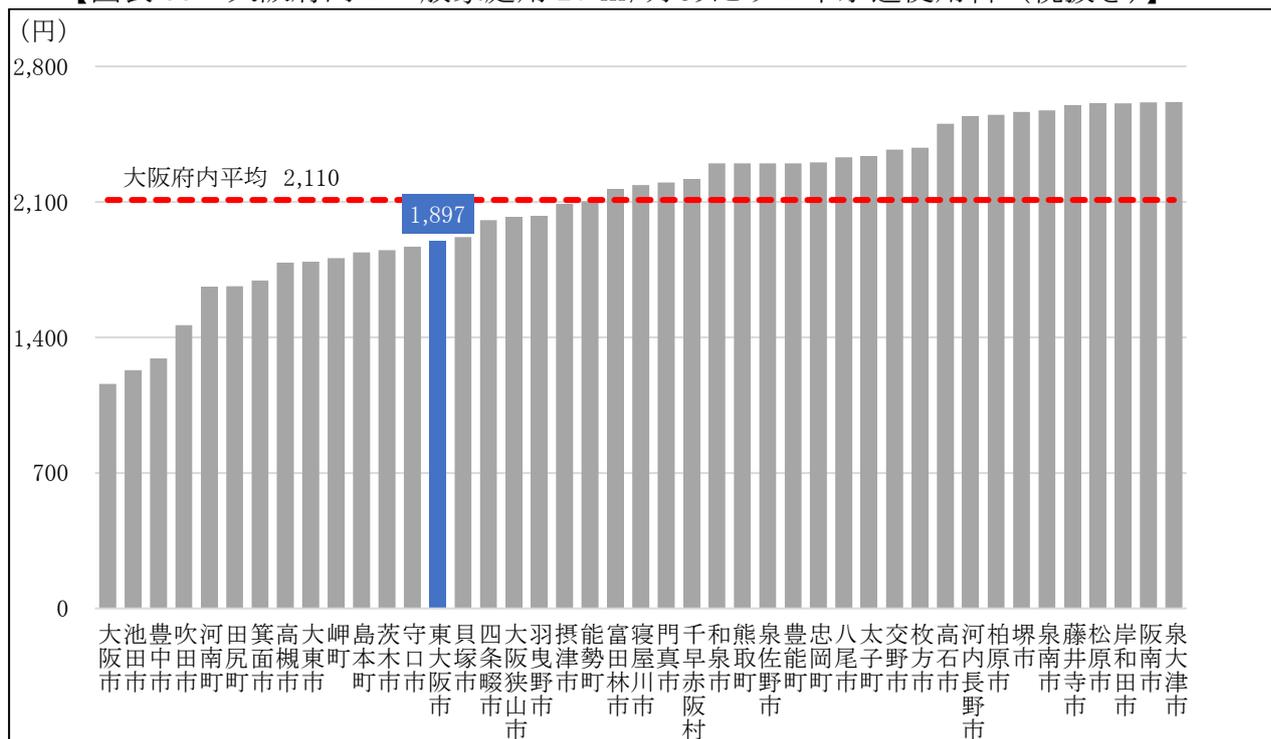
改定年月	平均改定率
昭和 51 年 5 月	128.8 %
昭和 54 年 5 月	26.9 %
昭和 60 年 1 月	41.0 %
昭和 60 年 10 月	50.9 %
平成 6 年 7 月	26.6 %
平成 9 年 4 月	1.2 %
平成 13 年 10 月	18.1 %
平成 16 年 10 月	3.7 %

(出所：下水道事業統計年報)

下水道部の下水道使用料体系は、基本料金と超過料金から構成される二部料金制を採用しており、1ヶ月あたりの使用水量が7 m<sup>3</sup>までならば超過料金が賦課されない基本水量を採用している。また、使用水量が多くなるほど超過料金単価が高くなる逦増制料金体系を採用している。

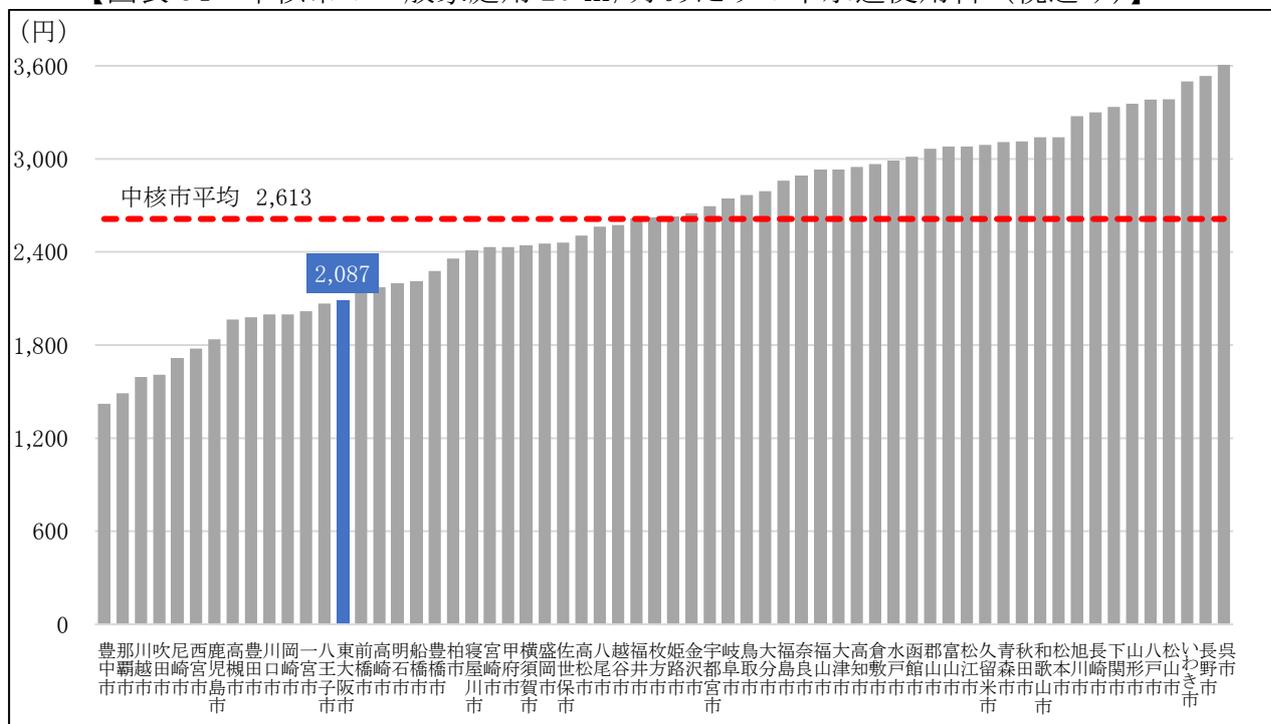
そして、昭和 51 年度の制定から 8 回の使用料改定を経て現在の使用料体系となっているが、平成 16 年度を最後におよそ 20 年もの間、使用料改定は行われていない。その結果、東大阪市の 20 m<sup>3</sup>/月あたりの下水道使用料は、【図表 33】及び【図表 34】のとおり、大阪府内平均及び中核市平均より低い水準にある。

【図表 33 大阪府内の一般家庭用 20 m<sup>3</sup>/月あたりの下水道使用料（税抜き）】



(出所：令和4年度経営比較分析表（公共下水道事業）より監査人が作成)

【図表 34 中核市の一般家庭用 20 m<sup>3</sup>/月あたりの下水道使用料（税込み）】



(出所：令和4年度経営比較分析表（公共下水道事業）より監査人が作成)

令和5年度までの状況としては、下水道使用料金を据え置きつつ当期純利益は黒字を確保できており効率的な下水道事業運営が行われていると評価することも可能かもしれない。

しかし、(2) 東大阪市下水道事業の現状で考察したとおり、下水道管きょ及びポンプ場設備の老朽化の進行に伴い、下水道設備の改築・更新にかかる支出の増加が見込まれていると共に、人口減少に伴い下水道使用料収入の減少が見込まれており、その結果、令和16年度には当期純利益は赤字となり、その後は赤字が継続すると見込まれている。このような状況に鑑みると、今後、適正な下水道使用料体系について継続的な検証を行っていくことが必要な状況と推察される。

そこで、適正な下水道使用料体系を検証するうえで、以下の観点に留意し、受益者にとって公平感のある下水道使用料体系の検討を透明性をもって行うべきである。

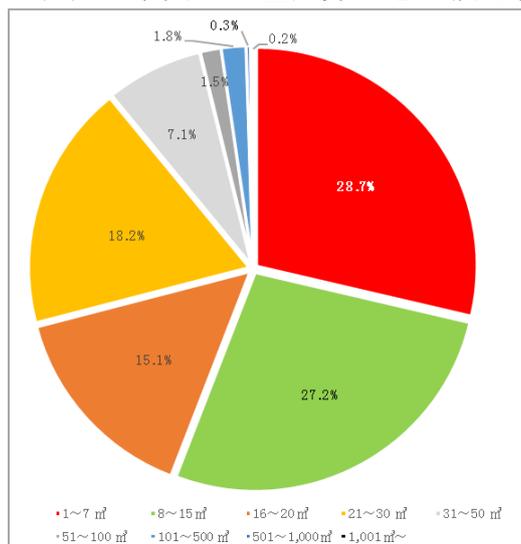
#### (ア) 基本水量の設定

基本水量とは、一定水量の範囲内での使用に対して、超過料金を賦課せず定額の基本料金のみを負担とする料金設定の方法であり、下水道部では1ヶ月あたりの使用水量が7<sup>3</sup>m<sup>3</sup>までならば超過料金が賦課されない基本水量制を採用している。

基本水量制を導入する目的は、一定水量の範囲内での使用者の料金を低廉化すること及び下水道の普及促進による公衆衛生の向上を図ること等が考えられる。しかし、基本水量制は基本水量の範囲内なら超過料金が賦課されないため、使用者の節水意識を阻害する要因にもなり兼ねない側面がある。

基本水量制を導入する目的の1つである一定水量の範囲内での使用者の料金の低廉化を図ることについては、【図表35 令和5年度の水量区分ごとの調定件数割合】のとおり、調定件数全体に占める基本水量内の調定件数割合は28.7%程度と大きな割合を占めていることから、基本水量の廃止及び縮小については慎重に検討を行うことが必要と考えられる。

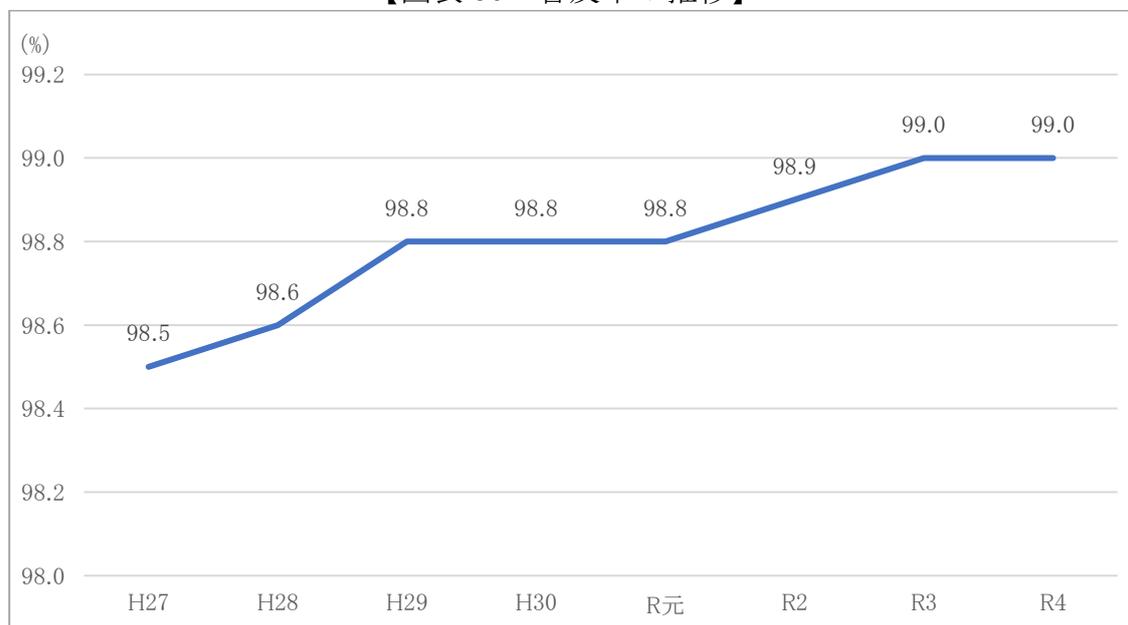
【図表35 令和5年度の水量区分ごとの調定件数割合】



(出所：市提供の下水道使用料ランク別使用水量表より監査人が作成)

一方、東大阪市下水道事業の普及率は、【図表 36 普及率の推移】のとおり、概ね 100.0%に近い水準にまで達しており、基本水量制導入の目的は果たされていると考えられる。

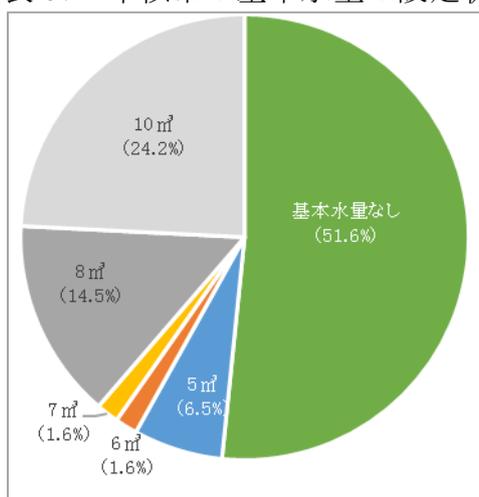
【図表 36 普及率の推移】



(出所：経営戦略より監査人が作成)

さらに、【図表 37 中核市の基本水量の設定状況】によると、中核市（令和 5 年 10 月末時点で 62 市）のうち、約半分の市で基本水量を設定していない状況であった。

【図表 37 中核市の基本水量の設定状況】



(出所：令和 5 年 10 月末時点の各市のホームページより監査人が作成)

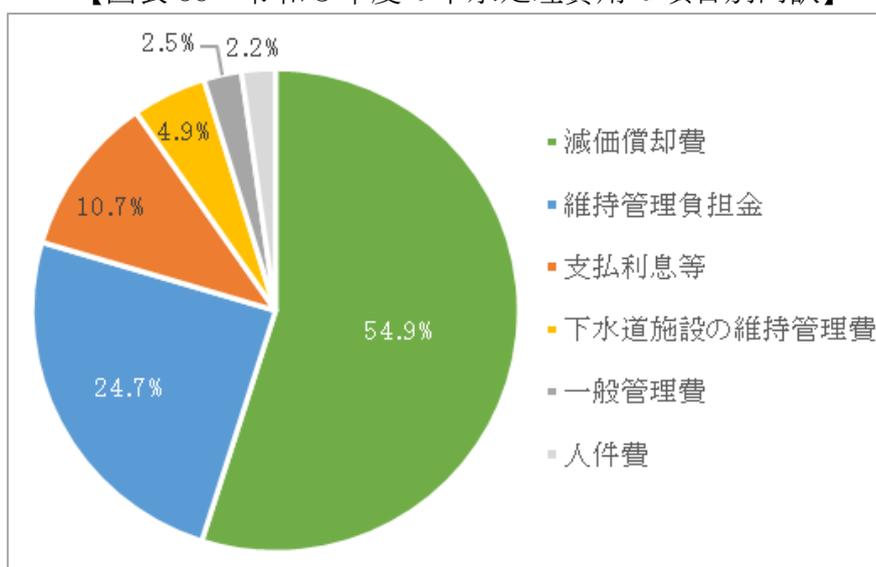
基本水量の廃止及び縮小は、現在基本水量内の使用者にとっては使用料の経済的負担が増加する可能性が高い。しかし、一方で基本水量制導入の目的や、基本水量の設定を継続することが経営に及ぼす影響を考慮し、適正な下水道使用料体系についての継続的な検証にあたっては、現行の基本水量制を継続するかどうかについて多角的な観点からの検討が必要である（意見 1）。

(イ) 基本料金と超過料金のバランス

下水の処理にはさまざまな費用が必要であり、令和5年度の下水処理に係る費用の項目別内訳は、以下のとおりである。

固定資産の減価償却費並びに下水処理を委託している大阪府流域下水道及び大阪市に支払う維持管理負担及び下水処理委託料が、下水処理費用のうち、約80%を占めている状況である。

【図表 38 令和5年度の下水処理費用の項目別内訳】

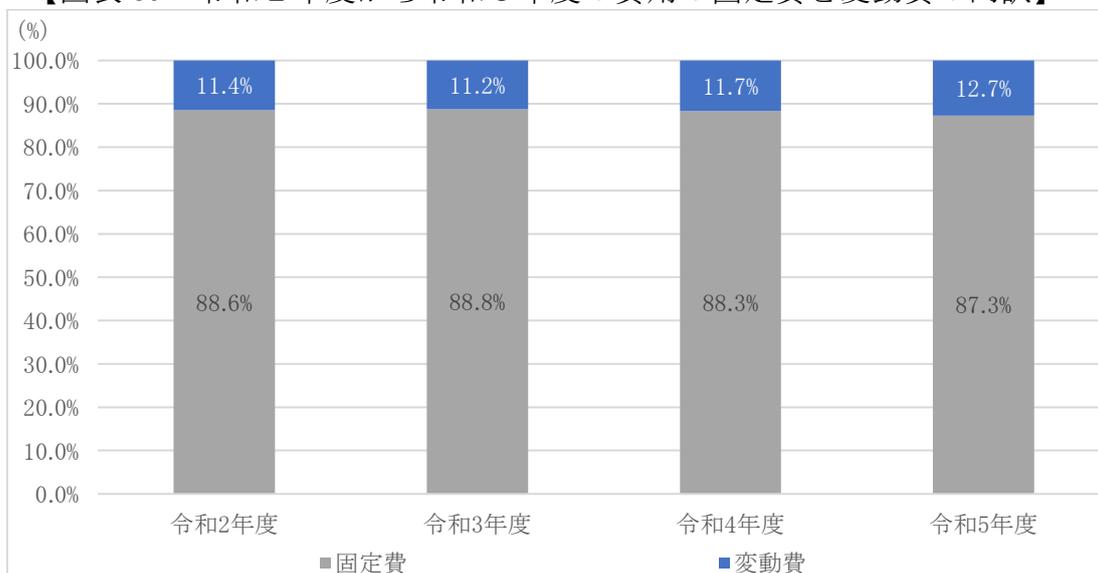


(出所：令和5年東大阪市決算書より監査人が作成)

そして、下水道事業の費用構造として、下水の処理にかかる費用の多くは固定費であるという特徴がある。そこで、令和2年度から令和5年度の決算書に基づき、減価償却費、維持管理負担金、人件費等の費用を固定費、それ以外の費用を変動費として監査人が集計した、固定費と変動費の内訳は以下のとおりである。

令和2年度から令和5年度において、費用のうち固定費が約90%、変動費が約10%となっており、費用のうち大部分について固定費が占める状況である。

【図表 39 令和2年度から令和5年度の費用の固定費と変動費の内訳】



(出所：東大阪市決算書より監査人が作成)

一方で、下水道事業の主たる収益である下水道使用料は、使用の有無にかかわらず下水道使用料が賦課される基本料金と使用の多寡に応じて下水道使用料が賦課される超過料金から構成されている。

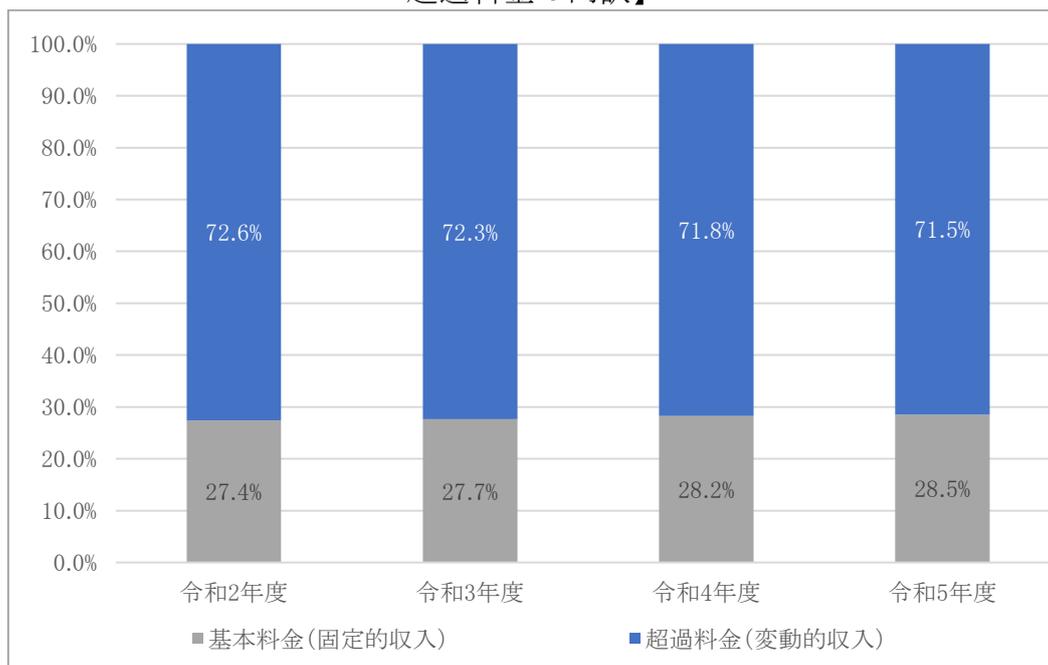
つまり、基本料金は固定的収入であり、超過料金は変動的収入といえることができる。

費用サイドについて、上述のとおり費用に占める固定費の割合が高いという費用構造を考慮すると、収入サイドについても下水道使用料のうち、固定的収入である基本料金の占める割合が高い方が、下水道事業の経営は安定することとなる。

そこで、東大阪市提供の令和2年度から令和5年度の下水道使用料ランク別使用水量表に基づき、各年度の調定件数に基本料金を乗じたものを基本料金とし、各年度の下水道使用料から左記で計算された基本料金を控除した金額を超過料金として監査人が計算した、下水道使用料に占める基本料金と超過料金の内訳は以下のとおりである。

令和2年度から令和5年度において、下水道使用料のうち固定的収入である基本料金の割合は約30%、変動的収入である超過料金の割合は約70%となっており、下水道使用料のうち大部分について超過料金が占める状況である。

【図表 40 令和2年度から令和5年度の下水道使用料に占める基本料金と超過料金の内訳】



(出所：下水道使用料ランク別使用水量表より監査人が作成)

上記のとおり、収入サイドにおける固定収入と変動的収入の割合と費用サイドにおける固定費と変動費の割合がアンバランスとなっており、仮に超過料金収入が大きく減少する事態が生じた場合、下水道事業の安定的な経営に支障をきたすおそれがある。

しかし、一方で、下水道使用料に占める基本料金の割合を高めることは、利用者にとっては使用料の経済的負担の増加につながるのも事実である。

従って、適正な下水道使用料体系についての継続的な検証にあたっては、下水道事業経営の安定的な運営と使用者の経済的負担の観点から基本料金と超過料金のバランスについて慎重な検討が必要である（意見2）。

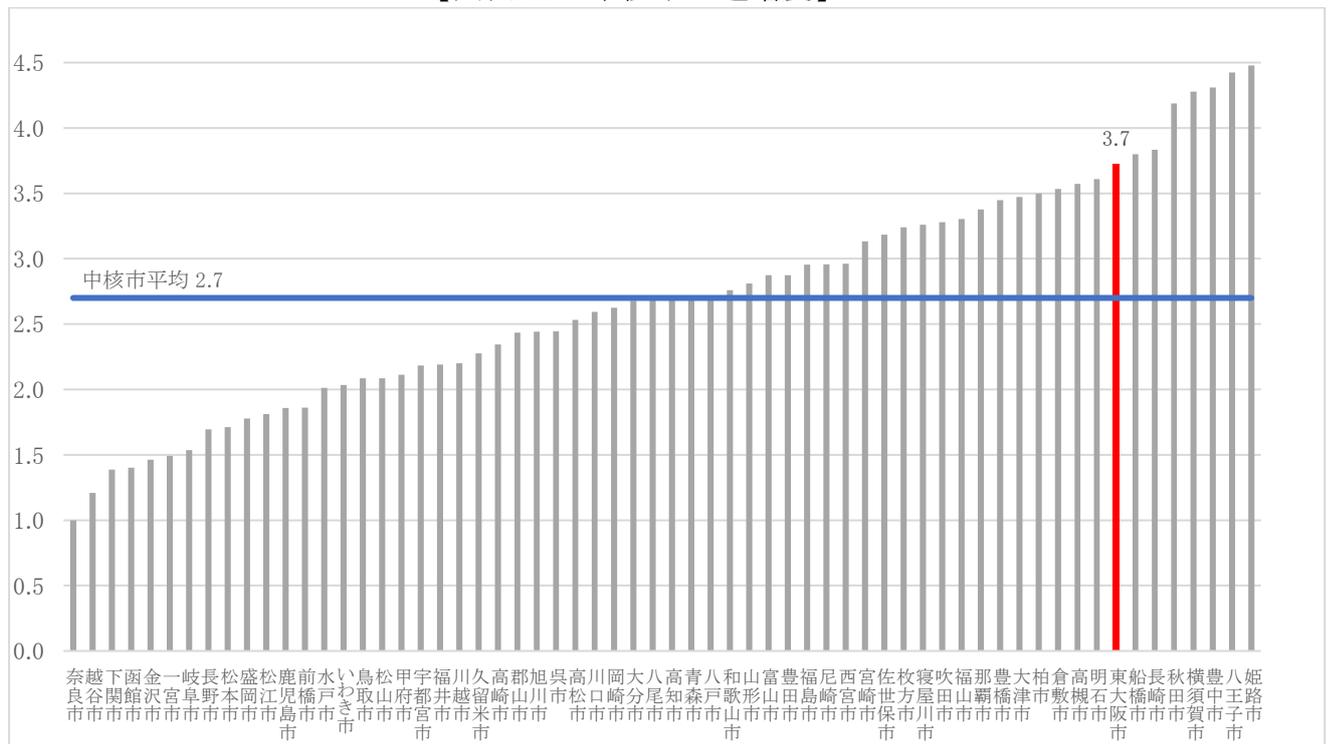
(ウ) 逡増制料金体系

逡増制料金体系とは、使用水量が多くなるほど1 m<sup>3</sup>あたりの超過料金単価が段階的に大きくなる料金体系のことであり、逡増制料金体系採用のそもそもの趣旨は、多量使用者の料金を高くすることにより多量使用者の水使用を抑制するためと考えられる。

逡増度は逡増制料金体系のもと、下水道使用料の最高単価を最低単価で除すことにより算定される数値のことである。逡増度の計算方法はいくつか考えられるが、従量料金の最高単価を最高単価とし、10 m<sup>3</sup>使用時の単価を最低単価として、最高単価を最低単価で除すことにより監査人が計算した中核市の逡増度は以下のとおりである。東大阪市は3.7と中核市平均の2.7を上回り、中核市の中でも高い水準に位置している。

節水機器の普及と利用者の節水意識の高まり等により、使用水量は減少傾向にある昨今の現状に鑑みると、現状と逡増制料金体系採用の趣旨に乖離が生じている側面もあると考えられる。逡増度を小さくすると、その分少量使用者の負担増加につながる可能性があるため、逡増度合いについては慎重な検討が必要であることは言うまでもない。そこで、適正な下水道使用料体系についての継続的な検証にあたっては、逡増制料金体系採用の趣旨及び使用者間の公平性の観点を踏まえ逡増度合いについて慎重な検討が必要である（意見3）。

【図表 41 中核市の逡増度】



(出所：令和5年10月末時点の各市のホームページより監査人が作成)

(エ) 検討過程の見える化、透明性の確保

令和6年3月に経営戦略を見直したタイミングで、下水道使用料の改定が必要かどうかに関する検証を行ったものの、当該検証にかかる議事録が残されていなかった点については、上述のとおりである。

繰り返しとなるが、下水道使用料が改定されるか否かについては、住民生活に直結する関心の高い重要事項であると考えられることから、適正な下水道使用料体系の検証についての検討過程と判断基準を議事録等の記録に残すことで、行政の説明責任を果たすべく検討過程の見える化、透明性の確保を図るべきである。(意見4)

③ スtockマネジメント計画に即した計画的な建設改良の実施について。(意見5)

第2章 III. 財政の状況(4) 経営指標 ①経営指標数値において示したように、老朽化の状況を示す経営指標数値である有形固定資産減価償却率及び管きょ老朽化率は、令和2年度から令和4年度にかけて類似団体平均より高い数値となっており、設備の老朽化が進行していることがうかがわれる。また、同期間の管きょ改善率は類似団体平均を上回っているものの現在のペースでいくと、全ての管きょを更新するのに単純計算で200年近くかかる計算となる。

第2章 III. 財政の状況(4) 経営指標 ①経営指標数値の

【図表15】を一部抜粋し再掲

	指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
2. 老朽化の状況	有形固定資産減価償却率(%)	東大阪市	32.48	34.86	37.16
		類似団体平均	27.39	30.42	32.96
	管きょ老朽化率(%)	東大阪市	15.00	18.73	21.49
		類似団体平均	5.86	6.66	8.49
	管きょ改善率(%)	東大阪市	0.34	0.34	0.55
		類似団体平均	0.19	0.14	0.15

前項(2)東大阪市下水道事業の現状②モノの観点において述べたように、管きょ布設総延長のうち、令和4年度末で約20%、令和17年度には約半分が法定耐用年数を経過する見込みとなっている。

また、ポンプ場施設についても、仮に、設備の更新を実施しなかった場合には令和20年頃に全ての設備が耐用年数を経過する見込みとなっている。

そして、令和6年1月に能登半島地震が発生し、耐震化が未実施であったこと等により上下水道施設が甚大な被害を被ったことは記憶に新しいところである。そこで、国土交通省上下水道審議官グループは、上下水道システムの急所施設や避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等について、令和5年度末時点の耐震化状況を確認し令和6年11月に上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果(以下、緊急点検結果という。)を公表している。

緊急点検結果では、『今回の緊急点検により、点検対象の上下水道施設の耐震化が十分でないことが改めて確認されました。』(緊急点検結果より一部抜粋)となっており、今後、上下水道耐震化計画に基づく計画的・集中的な耐震化の推進が求められているところである。

東大阪市の令和5年度末の上下水道一体の耐震化対策の緊急点検結果は以下のとおりであり、上下水道一体としての耐震化対策も今後の大きな課題といえる。

①	②	③	④
特に重要な施設である管路延長	①のうち、緊急輸送路等に埋設されている管路延長	①のうち、耐震性能が確保されている管路延長	②のうち、耐震性能が確保されている管路延長
126.8 km	27.9 km	24.3 km (耐震化率：19.1%)	5.9 km (耐震化率：21.1%)

さらに、令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、このような事故の発生を未然に防ぐため、国土交通省は、陥没個所と同様の大規模な下水道管路を対象とした緊急点検と、補完的に路面空洞調査を実施し、その結果を令和7年2月14日に下記のとおり公表している。

#### 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた緊急点検等の結果

		下水道管路の緊急点検結果			路面下空洞調査結果	
		管路延長 (km)	点検箇所数 (箇所)	※1 異状が確認された箇所 (箇所)	調査延長※3 (km)	下水道管路に起因する 空洞の可能性が 確認された箇所※2 (箇所)
埼玉県	荒川水循環センター	41	202	0	※4 37	0
	新河岸川水循環センター	44	132	3	44	0
	中川水循環センター	61	96	0	61	0
千葉県	花見川終末処理場	33	186	0	※5 8	0
	江戸川第二終末処理場	43	42	0	※5 3	0
東京都	清瀬水再生センター	19	29	0	19	0
神奈川県	相模川流域下水道右岸処理場	15	109	0	10	0
	相模川流域下水道左岸処理場	43	194	0	39	0
大阪府	鴻池水みらいセンター	26	209	0	20	0
	川俣水みらいセンター	44	244	0	42	0
	原田処理場	3	30	0	2	0
兵庫県		13	17	0	4	0
	武庫川下流浄化センター	18	106	0	18	0
奈良県	浄化センター	15	106	0	14	0
計		419	1,702	3	319	0

このような状況下において、東大阪市では耐震化対策も含めて、令和6年度以降令和12年までに総額12,057百万円もの多額の建設改良投資を行うことをストックマネジメント計画としている。

今後、人口減少等に伴い下水道事業の経営環境は厳しさを増すことが予想されるが、予防的対策を実施することで甚大な被害を防ぐことができると考えられるため、ストックマネジメント計画に即して計画的に建設改良を実施されたい。

## 2. 各業務管理に共通する課題についての結果及び意見

### ① 単価契約について（結果2）

今回の監査対象とした契約の中に下記のような契約が散見された。

一定期間の契約を前提として、単価を決定するための単価契約を締結しているが、この単価契約先は一般競争入札などにより選定している。そのうえで、単価契約の段階では契約期間全体の業務量が確定していないため契約金額は確定できず、実際の業務の進捗に応じて、月ごと、一定の業務量ごとなどに区切って、確定金額ベースの契約（以下「個別契約」とする。）を締結している。

500万円以上の契約に求められる「契約保証金の徴収」や「暴力団排除の誓約書（以下、「暴排誓約書」とする）の入手」などの判断は、個別契約ごとに判断されている。

しかし、一連の契約について、契約実態としては、一定期間の契約全体としてとらえるべきであり、上記の金額基準による「契約保証金の徴収」や「暴排誓約書」などは、個別契約ごとではなく、契約期間全体の金額をベースに判断すべきである。

この際、契約段階では、最終的な契約金額は確定していないものの予算金額はあり、契約単価に一定期間の予定数量を乗じた額を契約金額とみなして判断する例も他の自治体において見受けられるため、予算金額ないし契約単価に一定期間の予定数量を乗じた額を元に、明らかに金額基準を超過しない契約を除いて、金額基準を超過する場合に必要な対応をすることが望ましい。

なお、予算段階では明らかに金額を超過しないと判断した契約にあっても、その後の状況変化により、金額基準を超過することが見込まれる場合には、所要の対応をとることは必要である。

#### （契約保証金の納付等）

第 37 条 本市と契約を締結しようとする者は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約管財局長は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市と契約を締結しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき
- (2) 本市と契約を締結しようとする者から委託を受けた保険会社と本市との間に工事履行保証契約が締結されたとき
- (3) 本市と契約を締結しようとする者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき
- (5) 法令に基づき代金の納付について延納が認められている場合において、確実な担保が提供されたとき

2 契約管財局長が必要と認める契約については、契約を締結しようとする者に確実な保証人を立てさせなければならない。ただし、市有財産の貸付け及び売払いについては、別に定めるところによる。

3 第 1 項の契約保証金の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札に付した場合 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を 1 年当たりの額に換算した額。次号、第 56 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）の 100 分の 10 以上

（出所：大阪市契約規則）

また、上記の契約方式によっていることから、個別契約について実際の契約締結日から遡った日付で締結する一因となっており、契約の締結方法についても見直しの余地があると考えられる。この点については、「結果9」にてより詳細に記載している。

## ② 決算マニュアル等の文書化について（意見6）

IV各業務及び会計に関する結果及び意見 6. 地方公営企業会計において会計関係の検出事項が複数検出されている。

この中には、会計上当然チェックすべきと考えられる補助簿との照合漏れが検出されているほか、未払利息の計上要否などは、過去の一時点では計上しないことが合理的と判断される事項でも、その後の状況変化によっては、計上すべきと判断される可能性もあり、決算ごとに確認すべき事項である。

このような決算ごとに確認すべき事項については、担当者の変更などがあった場合に引継ぎ漏れなどをなくすためにも、決算マニュアル等で文書化しておくことが望ましい。

## IV. 各業務及び会計に関する結果及び意見

### 1. 出納管理

#### ① 「現金取扱金額の限度額」の引き下げについて（意見7）

東大阪市の「東大阪市下水道事業会計規程」の第3条において、現金取扱員一人の一日あたりの取扱限度額は100万円とされている。主に小口現金として使用されているが、現状、キャッシュレス決済の普及により、一日あたりの現金取扱金額は10万円未満となっている。この現状に即して潜在的な紛失、盗難のリスクを下げるため、現金取扱金額の限度額を引き下げるべきである。

#### ② 釣銭取り忘れについて（意見8）

東大阪市では、コピー機を職員以外が使用する場合、コピー料金を徴収している。その際、利用者の釣銭の取り忘れが生じることがあり、その場合拾得物として金庫で管理し、定期的に警察に届けている。令和6年10月4日にも警察に届け出をしているが、令和5年10月に拾得されたものが含まれており、約1年程度届け出がされていない状況であった。また、拾得物について実査はしておらず、帳簿もつけていない。拾得物についての適切な管理のために、定期的な実査を実施するべきである。また、警察への届出に関しても1ヶ月に1回など定期的に実施するべきである。

### 2. 収入・債権管理

#### ① 「下水道使用料統一徴収に関する事務取扱規程」について（結果3）

東大阪市では、下水道使用料のうち9割以上が、水道料金と統一して徴収業務を行う統一徴収の形で徴収されている。この統一徴収の事務手続を定めている規程が「下水道使用料統一徴収に関する事務取扱規程」（以下「事務取扱規程」という。）である。

この事務取扱規程は昭和51年10月1日に施行されている。しかし、令和2年に水道下水道料金システム統合が行われ、業務フローにも一部変更があったにもかかわらず、これらに関する内容等が反映されておらず改訂が行われていない状態である。

例えば、第2条第2項について「(前略)下水道部に報告するものとする。」について、システム統合の結果、水道総務部が登録したデータについて、下水道部がシステムを通じて随時内容を確認できるようになったため、水道総務部からの報告という形では受けていない。このように事務取扱規程には、実施の業務とは乖離している部分が見受けられる。

第2条 事務取扱いの範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 使用料の算定基礎となる上水道料金に係る使用水量の算出に関する事務
  - (2) 使用料の徴収、滞納整理、休止精算、還付事務及びこれに係る収納に関する事務（井戸水、工業用水、市外給水その他特別に認定した使用料の収納に関する事務は除く。）
  - (3) 開始又は休止に伴う使用水量、使用料及び第1号に定める使用水量に異動が生じたときの使用水量並びに使用料の算出に関する事務
- 2 前項に定める事務のうち、第1号及び第3号は、下水道部に報告するものとする。

規程は、業務内容を変更する必要がある場合に適宜改定を実施し、新たな統制を組み込んだ形で業務を遂行することが望ましい。

なお、本規程は東大阪市水道局管理規程に含まれるものであり、所管は水道総務部である。そのため、本件では、システム統合を計画・実施した段階で、水道総務部は業務内容を変更する必要性について検討し、適宜事務取扱規程を改訂するべきであった。また、下水道部は、日常業務を定めている規程を常に意識して業務にあたり、その業務内容に変更が生じた際は特に規程においてどのように定められているかを積極的に確認すべきであり、業務内容が規程と乖離している場合には所管課へその旨を報告すべきであった。

いずれにせよ現在に至るまで規程が改訂されていないことは、内部統制についての理解不足に他ならず、本件について早急に水道総務部と下水道部で協議し、改訂すべきである。

## ② 徴収率の目標設定について。(意見 9)

東大阪市では、5年ごとに「行財政改革プラン」として様々な目標値を設定している。この中の「下水道使用料の徴収率向上」の項目によると、目標値は「毎年度、徴収率 0.01% 上昇」と設定されている。下水道使用料は令和 5 年度において 6,267 百万円であるため、0.01% は 626 千円程度の金額に相当する。

令和 5 年度においては、新規開栓者に対する初回請求時に「口座振替勧奨チラシ」、  
「口座振替依頼書」及び「モバイル決済勧奨チラシ」を同封し、早期に収納チャネルの周知を行うとともに、滞納者に対しては、文書による納付催告や電話催告を行っているとのことである。令和 5 年度においては、滞納金額 552 千円 (173 件) に対して、10 千円の郵送料をかけて督促状を発送している。

目標値の基準値である「毎年度徴収率」は、平成 30 年度の徴収率 99.47% を基準に毎年度 0.01% の上昇を目標値としている。つまり、実施最終年度である令和 6 年度目標値は  $0.01\% \times 5 \text{ 年度} = 0.05\%$  を加算した 99.52% である。

しかし、「行財政改革プラン 2020」実行初年度の令和 2 年度の実績は 99.77% と実施年度の目標値のみならず実施最終年度の目標値を大幅に超えている状況である。

この状況では、徴収率向上へのモチベーションが働かず、徴収率のさらなる向上が見込めないとも考えられる。

徴収率の目標設定にあたっては、毎年度徴収率の基準値を「前年度徴収率の実績値」とすることにより、目標値を「〇〇% 以上かつ前年度から 0.01% 以上の増加」とするなど、相当の努力により達成できる値で設定することが望ましい。

## ③ 貸倒実績額の比較分析について。(意見 10)

未納下水道料金について「東大阪市債権管理マニュアル」によると、

「公債権は、自治法第 236 条第 1 項の規定（個別法に定めがある場合を除く）により時効期間は 5 年であり、時効期間が経過すれば時効の援用を要せず債権が消滅（自治法第 236 条第 2 項）するため、時効完成後は速やかに不納欠損処分を行う。」

とあり、時効を迎えた下水道使用料について不納欠損として債権から消滅させている。

※地方自治法第 236 条(金銭債権の消滅時効)

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、(中略)5 年間これを行わない時は、時効により消滅する。

ここで、東大阪市では、下水道事業会計上、各年度末に未納となっている下水道料金のうち、発生から 5 年経過時まで回収が見込まれない金額を推定し、当該金額を貸倒引当金として費用計上を行っている。

東大阪市が推定している貸倒引当金の算定式については以下のとおりである。

令和 5 年度発生未収入金額(1,315,148,228 円)×未収入金 1 年目残高のうち 5 年目に不納欠損となる貸倒率(1.20%)=<※1>

令和 4 年度発生未収入金額(8,743,735 円)×未収入金 2 年目残高のうち 5 年目に不納欠損となる貸倒率(31.16%)=<※2>

令和 3 年度発生未収入金額(7,105,483 円)×未収入金 3 年目残高のうち 5 年目に不納欠損となる貸倒率(42.98%)=<※3>

令和 2 年度発生未収入金額(7,036,526 円)×未収入金 4 年目残高のうち 5 年目に不納欠損となる貸倒率(58.55%)=<※4>

令和元年度発生未収入金額(9,813,332 円)×未収入金 5 年目残高のうち 5 年目に不納欠損となる貸倒率(76.68%)=<※5>

<※1>+<※2>+<※3>+<※4>+<※5>=令和 5 年度末貸倒引当金必要額(33,205,013 円)

- ・ 未収入金〇年目残高のうち 5 年目に不納欠損となる貸倒率=過去 5 年間の〇年目貸倒実績率の平均値
- ・ 端数処理については全て切り上げ

東大阪市では、上記の算定式に基づいた金額を貸倒引当金として毎年度末に計上している。

しかし計上した「貸倒引当金」と債権発生から 5 年経過後実際に不納欠損となった「貸倒実績額」との比較は行っておらず、貸倒引当金見積りの正確性について未確認の状況である。

貸倒引当金の過剰引当・過小引当の判明、また、これにより算定式の見直しの要否が可能となるという点でこれらの比較分析は重要である。

よって毎年度末に貸倒引当金計上額と貸倒実績額の比較分析を行い、貸倒引当金が過大計上又は過小計上になっていないかどうか、乖離が大きければ貸倒引当金計上額算定方法を見直すなどの対応を行うことが望ましい。

④ 貸倒引当金に関する個別性評価引当金について。(意見 11)

債権の滞納に関して留意すべきこととして、意見 10 において触れた 5 年間の時効の他、「滞納処分の停止の要件等」として、地方税法において下記のとおり定められている。

※地方税法第 15 条の 7 第 1 項

地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

※地方税法第 15 条の 7 第 4 項

滞納処分の執行を停止した徴収金の納付義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは消滅する。

例えば下水道使用料未納者が破産等に陥った場合については執行を停止し、債権発生から 5 年を待たずとも執行停止から 3 年を経過した場合には不納欠損として債権から削除するという処理を行っている。

しかしこれらの数字は上記指摘④にあげている貸倒引当金の算定式に反映されていない。本来であれば、実質的に回収不能な債権については、上記指摘④の中の一括評価の金額に含めるのではなく、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を減額し、その残額を貸倒見込額とするいわゆる財務内容評価法によって評価すべきである。

東大阪市では、「料金システム」が導入され下水道使用料を一元管理できるようになったことに加え、市長部局より徴収業務経験のある職員が複数名着任したことをきっかけとして、令和 2 年度より、未納者宅を訪問する現地調査や、転居先住所の調査を行い、判明した転居先へ「催告書」を送付する等、未納者に対して個別的に発生原因を調査するという対応が盛んに行われている。当該調査により今までは発生原因が判明せず一括して未収入金残高に含められていたものが、発生原因が明らかになることで、個別法に該当することが判明し、不納欠損として処理される金額が増加している。

令和 3 年度：0 円(0 件)

令和 4 年度：3,144 円(2 件)

令和 5 年度：244,281 円(46 件)

年度末の未納額に含まれる実質的に回収不能な債権の金額も増加している可能性が考えられる。

年度末時点で滞納処分の執行停止となっており 3 年経過時に不納欠損となること  
が確実な債権に関しては執行停止年度に個別的な貸倒引当金を計上する処理を行い、  
当該金額は上記算定式の中で、当該債権が発生した年度の「未収入金額」から除く  
という処理が必要である。

⑤ 滞納未収金発生原因の分析を踏まえた対策の実施について。(意見 12)

東大阪市では、下水道使用料滞納者に対する個別対応として、各滞納者の状況を調査し、対応記録として発生原因等を支払い能力の有無や支払意思の有無、東大阪市内所在の有無等の分類を付して纏めている。

しかし滞納者ごとの対応記録が纏められているのみで、滞納理由の分類分けや、滞納理由等で検索・抽出することはできないシステムとなっている。

ここで、平成 21 年度における東大阪市包括外部監査において、「滞納未収金の発生原因を分析することが、今後の収納事務に係る人員数、人数配置、督促事務として重点的に実施する対策等を検討するうえで必要であると考え。」という意見が挙げられている。

この意見に対して市は、措置状況を一部措置済みとして「今後の重点施策の実施にあたり、所在・財産の調査を充実させるとともに、「支払資力」「支払意思」「所在」などの情報から本質的な発生原因となる事由を「故意不払」「不注意による滞納」「生

活困窮」「所在不明」等に分類することで、それぞれの性質に応じた対策並びに関連する法令等との整合性をはかりながら業務の効率化に努めます。」と報告している。

発生原因を記録しているという点において改善は見受けられるが、発生原因別に滞納者を把握できない点や、滞納者別の滞納金額や督促状況とその後の経緯等を分析して督促の優先順位をつけるといったことができていない点に関して、課題が残っている。

令和5年度末時点で2年以上未納状態である未納者の数は9,321件と多数に上っている現状にも鑑み、滞納者個人ごとの記録をベースとして、システム上でのデータ検索・抽出を行えるようにして滞納・未収金の発生原因や督促経緯、回収実績などを分析することにより、今後の収納事務に係る人員配置、督促事務として重点的に実施する対策、優先順位付け等を検討することが望ましい。

### 3. 物品管理

#### ① 物品実査の実施基準について（意見13）

現状、東大阪市下水道事業会計規程（以下「規程」）で、現金については第3条において「現金取扱員は毎日現金在高を帳簿と照合する。」と定められ、実査を行っている。実査は資産の実在性を確認するための手続であり、適切に実査を行うことは資産管理上有益である。

一方物品については、規程において下記のとおり定められているものの、実査に関する規定は定められていない。

<p>第5章 物品<sup>㊦</sup> (物品の分類)<sup>㊦</sup> 第38条 物品(固定資産に属するものを除く。以下同じ。)は、次の各号に掲げる区分により分類する。<sup>㊦</sup> (1) 備品 その性質又は形状を変えことなく比較的長期間にわたって使用できるもの<sup>㊦</sup> (2) 消耗品 使用によって、その性質若しくは形状を変え、又はその全部若しくは一部を消耗し、若しくはき損して長期間の使用に耐えないもの<sup>㊦</sup> (物品の購入)<sup>㊦</sup> 第39条 下水道事業に係る物品の購入、借入れ、又は修繕に係る事務については、下水道総務室総務契約課長、下水道総務室経営管理課長、サービス推進室下水道賦課収納課長、サービス推進室排水設備課長、下水道維持管理課長、計画課長、建設課長及び下水ポンプ施設課長(以下「所属長」という。)において行うものとする。<sup>㊦</sup> 2 所属長に事故があるとき、もしくは欠けたときはその職務を代行させるため、代理者を1名置く。<sup>㊦</sup> (検査)<sup>㊦</sup> 第40条 所属長は、物品の納入又は引渡しのお知らせを受けたときは、遅滞なく検査し、その検査を合格したものでなければ受入れることができない。<sup>㊦</sup> (物品の管理)<sup>㊦</sup> 第41条 所属長は、常に下水道事業の業務の執行上必要な量の物品を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。<sup>㊦</sup> (事故報告)<sup>㊦</sup> 第42条 所属長は、天災その他の事由により物品が滅失し、亡失し、又は損傷を受けたときは、速やかにその原因及び現状を調査して企業出納員に報告しなければならない。<sup>㊦</sup> (不用品の処分)<sup>㊦</sup> 第43条 所属長は、備品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを売却し、又は廃棄しなければならない。<sup>㊦</sup></p>
---

下水道部においてはマンホール蓋など比較的金額の高い物品も管理されていることから、このような物品については、定期的に実査を行うことが望ましいと考えられる。

現状、物品に関しては実査を実施するかは否かは各関係課が独自に判断しているが、マンホール蓋のように単価が一定金額以上のものは実査の対象とするなど、実査について一定の基準を設け、対象を明確にするべきである。

## ② 物品実査を行った際の記録について（意見 14）

下水道維持管理課ではマンホール蓋の実査を年1回、年度末のタイミングで行っているとのことであるが、記録を残していない。いわゆる実査や棚卸は、単に現物をカウントすることだけでは意味をなさず、計画的に漏れなくカウントして、その結果を記録し、組織的に報告・決裁されることによって、次のアクションにつながる管理活動として、また、会計責任を果たす報告として意味を持つものである。

したがって、実査実施時には記録として残し、実査結果を上席者に回付することを検討すべきである。

## 4. 固定資産管理

### ① 固定資産実査に関する規定について（結果 4）

下水道事業会計は令和5年度末時点で169,912百万円（帳簿価額）の有形固定資産を保有しており、総資産の約80%を占める重要な資産となっている。有形固定資産を含む固定資産の管理については、固定資産台帳を設け、取得、減価償却、異動、除売却等に関する情報を記録しており、また、下水道事業会計規程において以下のように定められている。

<p>第3節 管理及び処分 (異なる会計相互間の所管換え) 第54条 所管課長は、固定資産をその所属を異にする会計をして使用させるときは、当該会計間において有償として整理しなければならない。ただし、管理者が特に必要がないと認めるものにあつては、この限りでない。 (事故報告) 第55条 所管課長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けたときは、遅滞なく下水道総務室経営管理課長にその旨を報告しなければならない。 (売却等) 第56条 所管課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、決裁を受けなければならない。 (1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類 (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地 (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由 (4) 予定価額 (5) 契約の方法 (6) その他必要と認められる事項 2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。 (固定資産の用途廃止) 第57条 所管課長は、固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由により使用することができなくなったものについては、当該固定資産の用途を廃止しなければならない。 (売却等に関する報告) 第58条 所管課長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止（以下この</p>
--

条において「売却等」という。)したときは、遅滞なく売却等に関する報告書を作成して下水道総務室経営管理課長に報告しなければならない。

(使用料)

第 59 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料については、東大阪市行政財産使用料条例 (昭和 42 年東大阪市条例第 35 号) の規定によるものとする。

固定資産台帳情報の正確性を担保するためには、取得時の情報のほか上記売却等の異動時の情報や固定資産の状態が重要になる。この点、上記規程のとおり売却等の異動時は決裁や報告が要求されており、固定資産台帳情報の正確性を担保するための組織的統制が図られている。しかし、売却等の異動に限らず、滅失や損傷などについても、会計上の資産価値の減少・低下として台帳に反映されるべきであり、そこで重要になるのが固定資産の定期的な実査であるが、下水道事業会計規程においては、固定資産の実査に関する規定が存在せず、取得後の定期的な固定資産の実査が実施されていない。

下水道事業においては、管きょなど地下に埋まっいて実査に適さない資産が多数存在するが、その他にも以下のような下水道事業を維持するための重要な資産を多く保有している。

勘定科目	帳簿価額 (令和 5 年度末時点)	具体例
工具器具及び備品	22,089 千円	パソコン、エンジンポンプ、マイクロスキャナー、測定器など
車両及び運搬具	1,121 千円	貨物自動車、小型車など
機械及び装置	2,026,887 千円	チェーンブロック、ミニ UPS など

(出所：固定資産台帳より抜粋)

固定資産の定期的な実査は、そのような資産の滅失や損傷などの早期発見、盗難や紛失のリスク低減、台帳ひいては会計上の適時・適切な処理など、下水道事業の運営において重要な役割を果たす。

このような状況を踏まえると、固定資産の定期的な実査に関する規定を設け、当該規定に従って適切に実査を実施するべきである。

## ② 固定資産番号の紐づけについて (意見 15)

固定資産台帳上は各資産に番号が付されているが、現物の資産にはシール等は貼り付けられておらず固定資産番号の紐づけがなされていない。この点、特に複数保有している同種資産については、番号が紐づけされていない場合、客観的に個体識別ができないために各資産の経過年数を誤って把握したり、売却時等に台帳上本来処理されるべき資産について処理されずに別の同種資産に処理してしまう、などのおそれがある。また、現在は前項で指摘したように固定資産の実査は実施されていないが、紐づけにより実効的な実査の実施が可能となる。

これらを踏まえると、現物の資産にシール等を張り付け番号の紐づけを行うことが望ましいが、即座に現在保有している資産全てに紐づけを行うことは現実的でないため、一定の期間で実査対象とする固定資産全件をカバーできることを目指して、実査対象とする資産を計画的に決定するとともに、今後新しく取得する資産については必ずその取得年度末に紐づけを行う等の対応が望ましい。

### ③ 注記表と固定資産台帳の耐用年数の相違について（結果5）

工具器具及び備品の耐用年数について、決算書の注記表は4年～8年と記載されているものの、固定資産台帳上は10年、15年のものが登録されている。東大阪市の注記表の記載は、地方公営企業会計制度の適用時（平成25年度）の固定資産の耐用年数を主なものとして記載されたまま、つまり注記表の記載が最新の状態となっていないことが理由である。

注記表の記載はその根拠資料となる固定資産台帳と整合させ、最新の記載とするべきである。

### ④ 取替法の記載について（意見16）

注記表において、有形固定資産の減価償却方法は定額法と記載されているが、例外として取替資産については取替法による旨が記載されている。

しかし、現時点において取替資産は保有しておらず、固定資産台帳においても減価償却方法として取替法が登録されている資産もない。当該記載は、今後取替資産を保有した時のために設けているとのことであるが、当該記載によりあたかも取替資産を保有し取替法による償却を行っているかのような誤解を与える可能性があるため、取替法の記載は注記表から削除することが望ましい。

### ⑤ 固定資産台帳システムと下水道台帳システムの連携について（意見17）

固定資産のうち管きよについては、取得や除却等の異動があった場合には、①のとおり固定資産台帳に登録が行われるとともに、下水道台帳にも登録が行われる。固定資産台帳は主に取得原価や減価償却費などの会計情報が登録されているのに対し、下水道台帳では形状や管種、区間距離などの物的な情報が登録されている。主な登録情報が異なるものの、いずれも管きよの管理において重要な役割を果たしている。

管きよ情報の登録は、いずれも工事契約の起案資料や完了の承認資料、①に記載の決裁資料を基に行われる。しかし、両者は連携されておらず異なるシステムで運用されているため、各々で登録作業が行われている。現状、相互に参照できる登録情報は工事番号のみであり、これまでに登録情報の相違はないとのことで、監査人によるサンプル検証でも登録誤りは発見されなかった。しかし、登録情報が相違するリスクは否定できず、また、各々で登録するとその分事務作業量も増加することになる。そのため、情報の正確性や登録作業の効率化の観点から、固定資産台帳と下水道台帳の登録情報のクロスチェックの実施や紐づけ情報の追加、システム更新時期を目途に両者の連携を図る等の対応を検討されたい。

### ⑥ 下水道部が所管しながら固定資産計上していない土地について（結果6、意見18）

東大阪市の下水道事業については、平成21年度の包括外部監査の対象として取り上げられ、様々な指摘（結果や意見）がなされており、東大阪市による措置についても措置状況報告書（平成24年3月）が公表され説明されている。その中で、下水道部が管理する下水道台帳システムに登録された土地の一部について会計上は固定資産（土地勘定）に計上されずに差異が生じていることに関する指摘に対して、措置が完了していない状況が確認されたため、その現状と課題認識について下水道部に質問を行った。

下水道事業については、平成 20 年度から地方公営企業法の一部を適用して公営企業会計方式を導入しており、土地については固定資産台帳に登載して貸借対照表に計上されることが原則となった。

ところが、過去において水路敷や用悪水路として譲与を受けた国有地（下水道法第 36 条）等を中心に、下水道部が所管しているものの固定資産台帳への計上基準を満たさないと判断されて、会計上の資産計上がされていない土地が 600 件程度（下水道台帳システム上のデータ件数。）残っている。

(国有地の無償貸付等)

**第 36 条** 普通財産である国有地は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する場合においては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 22 条又は第 28 条の規定にかかわらず、当該公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(下水道法)

具体的には、東大阪市の内規（固定資産調査要綱）にある「現状は移管していないが近日中に移管手続きを行う土地」に該当するとの整理により、平成 20 年度以降、固定資産台帳に登載されないままとなっている。

固定資産台帳への計上

土地台帳にある土地で固定資産台帳に計上しない資産を精査する。

- ・ 土地台帳に記載があるものの金額が不明な土地は台帳に計上しない。
- ・ 本庁へ移管が完了している土地、現状は移管していないが近日中に移管手続きを行う土地について、台帳に計上しない。

(東大阪市固定資産調査要綱 【3】資本調査方法 7. 固定資産台帳の整備)

(5)その他の資産整理 ア. 土地 ②固定資産台帳への計上)

数件を除き、これまで十数年以上にわたり下水道部外への移管がされていない実情を踏まえると、「近日中に移管手続きを行う土地」としての整理には、文理解釈上の無理がある。

ただし、下水道部としては、過去の経緯により当該土地等を所管してはいるものの、多くは道路として使用されているような現況に鑑みると、下水道事業とは関係のない、あるいは関連性が少ない資産（土地）であるから、下水道部の資産として計上すべきものではないとの考え方もあり、上記のような整理でもって未措置を続けてきたとのことである。

先の包括外部監査においても、下水道事業と関係のない道路等を下水道事業が管理することは適切でなく、「関係部署と協議を進め、早期に適切な移管を行う必要がある」旨の指摘がされている。

しかし、指摘から十数年を経た今日でもほとんど移管は進んでいない。「近日中に移管手続きを行う土地」の要件を満たしていない。先の指摘に即した措置を速やかに実行・完遂すべきである。ただし、今後 5 年ないし 10 年という期限を区切って、移管完遂に具体的目途が立たない場合には、下水道部の資産と識別して資産計上を進め

ることが、現実的な対応として求められる。(結果6)

また、東大阪市の資産を表現する会計報告にとっては、当該土地が資産計上されな  
いままであることは適切とは言えないから、当該土地が資産計上されていない場合に  
はその金額等について注記をもって情報を補足することが望ましい。(意見18)

管理番号	2-(1)-②
回答所属	下水道部
項目	固定資産

・包括外部監査による結果及び意見

②管理責任の明確化(結果)

土地台帳を閲覧したところ、「現状は移管していないが近日中に移管手続きを行う土地」として位置づけられた土地が相当数記載されており、これらの土地については法適用の際に固定資産への計上基準を満たしていないことから、固定資産台帳に計上されていなかった。  
これらの土地について詳細を確認したところ、ほとんどが里道などの法定外公共物もしくはそれに類するような、現況は道路として用いられているもの(以下、「道路等」という。)であって、下水道事業との関係性が認め難いものであった。  
このような道路等がなぜ下水道部の土地台帳に記載されているのか確認したところ、道路等に下水道管を敷設して路面を復旧する際、法定の公用道路の定義(道幅4m以上)を満たしていない部分については関係部署が法定の公用道路として所管することができず、平成17年より以前は下水道部が建設局に所属していたこともあってやむを得ず工事を担当した下水道部がこれらの道路等を所管することになったものである。  
これらの道路等は、公営企業会計の適用開始時における土地の固定資産台帳への計上基準の「本庁へ移管が完了している土地、現状は移管していないが近日中に移管手続きを行う土地について、台帳に計上しない。」に該当する土地として、固定資産台帳に計上していなかったが、その土地の管理にかかる事務経費や人件費については下水道事業会計から支出されている。  
公営企業法第17条の2(経費の負担原則)では、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」については一般会計又は他の特別会計において負担することとなっている。そしてこれらの道路等の土地の管理費用は、上記の「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」に当たると考えられることから、このような下水道事業とは関係のない道路等を下水道事業が管理することは適切ではない。以上から、関係部署と協議を進め、早期に適切な移管を行う必要がある。

・措置状況内容

【措置状況:平成24年1月末(未措置)】

下水道事業と関連性が、少ない資産につきましては、その適切な管理手法を現在、検討しているところ  
です。また、当該指摘を頂いた点においては、関係部局と協議を進めて参りたいと考えておりま  
す。

## 5. 契約管理

東大阪市下水道事業における令和5年度の委託契約・工事契約一覧によると、主に以下のような内容の委託契約、工事契約を締結している。

### ○ 委託契約

- 公共下水道測量及び設計に関する業務
- 水質測定に関する業務
- ポンプ場設備等の保守・管理に関する業務
- 下水道システムの保守・データ更新に関する業務
- その他（経営戦略策定業務など）

### ○ 工事契約

- 管きょ更正・改築・築造工事
- 地域内柵新設工事
- その他（ポンプ場電気設備更新工事など）

## 調査対象契約の選定

東大阪市の委託契約・工事契約の契約方法別金額及び件数は以下のとおりである。

### ○ 委託契約

契約方法	件数	金額(千円)
一般競争入札	25	382,973
指名競争入札	22	301,075
随意契約	22	41,502
随意契約(単価契約)	70	254,597
見積り合わせによる随意契約	1	253
見積り合わせ	1	168
合計	141	980,571

(出所：契約一覧表より監査人が集計)

### ○ 工事契約

契約方法	件数	金額(千円)
一般競争入札	26	534,373
随意契約	2	477,628
随意契約(単価契約)	40	150,532
合計	68	1,162,535

(出所：契約一覧表より監査人が集計)

東大阪市下水道事業における令和5年度の委託契約・工事契約一覧から、原則として金額が委託契約は3,000万円超（随意契約は700万円超）、工事契約は5,000万円超のものを抽出した上で、同種の工事契約の除外、単価契約や履行確認など質的な観点から契約の追加などを行って、調査対象を選定した。なお、一部令和5年度以前に契約開始した案件も含まれている。調査対象は下記のとおりである。なお、「第3章 包括外部監査の結果及び意見」においては、結果又は意見がない監査対象については、記載していない。

No	委託・工事	件名	金額(千円)
1	委託	令和5年度公共下水道測量及び実施設計等(1)(単価契約)	9,576
2	委託	令和5年度公共下水道新川俣幹線1号雨水貯留機械電気設備改築実施設計業務委託	7,370
3	委託	令和5年度公共下水道設計業務等(13)	67,195
4	委託	東大阪市企業会計システム運用保守業務委託契約について	2,675
5	委託	令和5年度水質測定業務(単価契約)(令和5年11月分)	2,116
6	委託	令和5年度東大阪市下水道施設台帳システムデータ入力業務(雨水)	34,650
7	委託	令和5年度下水道システムデータ更新業務	12,188
8	委託	令和5年度東大阪市平野処理区費用効果分析業務等	10,362
9	委託	令和5年度東大阪市公共下水道工事に伴う建設資材価格調査業務(2)	3,008
10	委託	令和5年度東大阪市内調節池遠方監視制御装置点検業務委託	7,513
11	委託	令和5年度ポンプ場運転維持管理業務委託(長期継続契約)	98,472
12	工事	令和5年度徳庵ポンプ場電気設備更新工事	200,200
13	工事	令和4年度公共下水道地域内柵新設工事に伴う舗装工事(その2)	3,100
14	工事	令和5年度公共下水道第8工区管きょ改築工事	67,789
15	工事	令和5年度公共下水道第10工区管きょ更生工事	64,607
16	工事	令和5年度公共下水道地域内柵新設工事(単価契約)	23,879
17	工事	令和元年度公共下水道第9工区管きょ築造工事に伴う付帯工事	277,428
18	工事	令和5年度公共下水道第17工区管きょ築造工事	68,912

(出所：契約一覧表より監査人が作成)

選定した委託契約・工事契約に関しては、調査票による事前調査、事業の概要について所管課の説明の聴取、関係書類の閲覧、分析、質問等を行った。

### ① 随意契約(単価契約)

委託契約・工事契約ともに随意契約(単価契約)が多く見受けられた。これは、いずれも年度初めなどに一般競争入札又は指名競争入札により単価契約を締結し、実際の業務は月ごとや工事案件ごとにその単価をもって随意契約を締結するといった契約形態が多いためと考えられる。1. 5. 及び16. を参照されたい。

### ② 予定価格の公表時期

下水道部では2億円以上の建設工事案件の予定価格を事後公表とすることを実施要綱で定めている。しかし、それ以外の案件については特段の定めはなく、全案件事前公表としている。

予定価格の公表時期は、法令等<sup>2</sup>において原則として事後公表と定められているが、契約の締結の前に公表することは妨げられておらず、地域の実情に応じて地方公共団体の判断により実施されるのが一般的である。ただし、事前公表、事後公表にはそれぞれメリット・デメリットが存在することからその影響を考慮する必要があるが、東大阪市下水道部ではそれぞれのメリット・デメリットを一例として以下のように整理している。

#### 事前公表のメリット

- ◆ 予定価格を探る行為などの不正行為や、それに伴い職員が巻き込まれることを防止することができる。
- ◆ 入札参加者が積算をした際、予定価格と比較することで金額の妥当性を確認することができる。

<sup>2</sup> 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第2項、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針第2 1 (1) ロ

- ◆ 委託契約における予定価格には特定の業者の見積り単価を使用することがあるが、当該業者以外にも見積り単価を知る機会が与えられる。

事前公表のデメリット

- ◆ 入札参加者の見積努力を失わせるおそれがある。
- ◆ 適正に積算をせずに入札参加される可能性がある。

事後公表のメリット

- ◆ 入札参加者が自ら積算を行う必要があるため適当な入札を防ぐことができる。

事後公表のデメリット

- ◆ 予定価格を探ろうとする者が現れ、職員が巻き込まれる可能性がある。
- ◆ 金額を不正又は不当に知った者と知らない者とで公平性が失われる。

下水道部では上記のうち、業者の見積りに不公平が生じること、及び職員が談合に巻き込まれるリスクを重く考え、2億円以上の建設工事案件以外については全件事前公表としている。一方、建設工事案件について事後公表が実施要綱で定められている理由は、委託契約と比較し、建設工事は積算基準（標準単価）が公表されており平等に価格を算出することができるためとしている。

ここで、大阪府下人口10万人以上の他の地方公共団体と比較してみたい。国土交通省による令和5年度調査<sup>3</sup>によると、予定価格の公表の状況は下表のようになっている。

区分	団体	予定価格の公表時期
都道府県	大阪府	事後公表と事前公表を併用
指定都市	大阪市	事後公表と事前公表を併用
	堺市	事後公表と事前公表を併用
中核市	高槻市	事後公表と事前公表を併用
	東大阪市	事後公表と事前公表を併用
	豊中市	全案件事後公表
	枚方市	全案件事後公表
	八尾市	全案件事前公表
	寝屋川市	全案件事前公表
	吹田市	全案件事前公表
—	岸和田市	全案件事前公表
	池田市	全案件事後公表
	守口市	全案件事後公表
	茨木市	全案件事前公表
	富田林市	全案件事前公表
	松原市	全案件事前公表
	大東市	全案件事前公表
	和泉市	全案件事前公表
	箕面市	全案件事前公表
	羽曳野市	全案件事前公表
	門真市	全案件事前公表

(出所：「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について」(国土交通省、令和5年12月26日発表)をもとに監査人作成)

<sup>3</sup> 入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について (国土交通省、令和5年12月26日発表)

予定価格の公表時期は、全案件事後公表、全案件事前公表、事後公表と事前公表を併用の3つに分けられ、下水道部では上記で述べたとおり併用されている。併用している地方公共団体は5団体と少なく、また、中核市以上と一定規模以上の地方公共団体でしか見受けられない。全案件事前公表となっている地方公共団体も多い中、東大阪市では一定の基準に沿って予定価格の公表時期を区別している点は事前公表、事後公表それぞれのメリット・デメリットを考慮した結果と言える。

一方、2億円未満の建設工事や委託契約が全案件事前公表となっている点については見直しの余地があると考えられる。建設工事の積算基準については上記で述べたとおりであるが、そうであれば2億円未満の案件についても同様に事後公表とするべきであり、委託契約についても公的な積算基準に基づいて積算されている案件がある。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（国土交通省、令和4年6月1日要請）などでも挙げられているように、事前公表による弊害が生じることも懸念される。そのため、予定価格の公表時期については、一律事前公表とするのではなく、見直しの余地があると考えられるが、意見28にて詳細を記載している。

### ③ 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度は、一定の基準により算出された「低入札価格調査基準価格」を下回った場合に調査を行う制度である。調査は低入札価格委員会での審議により行われ、落札が認められなければ、地方自治法施行令第167条の10を適用し、最低応札者を落札者とせず、次順位を落札候補者とする。

下水道部内の契約は、「東大阪市上下水道局下水道契約規程」（以下「契約規程」）に従って締結しているが、低入札価格調査制度は「東大阪市上下水道局低入札価格調査制度実施要綱」にて、予定価格2億円以上の建設工事を同制度の対象として定めている。

（業務委託契約・リース契約事務の手引きより抜粋）

#### 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度とは、予定価格の制限の範囲内において最低価格で申し込みをしたものの価格が、あらかじめ設定した調査基準価格未満であった場合、発注者である市が調査を行い、適正な履行が可能と判断すれば契約を締結しますが、適正な履行がされないおそれがあると判断した場合は落札者とせず、次に低い価格で入札した者を落札者とする制度です。ただし、次に低い価格で入札した者も調査基準価格未満であった場合、同様に調査を行い落札者を決定します。（東大阪市上下水道局低入札価格調査制度実施要綱）

(地方自治法施行令)

第百六十七条の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

③ 落札決定保留(意見 19)

入札において不自然な点や疑義が生じた場合は、その場で落札決定を行わず保留とし、調査を行うこと(以下「落札決定保留」)があるとのことである。

ここで、保留とするケースについては、下記のような例があるとのことであるが、当該例示について文書化されたものはないとのことである。

- 例1 入札金額が極端に低い場合(予定価格の50%を目安とする。)
- 例2 1者だけ飛び抜けて安価である場合
- 例3 複数者が不自然に同額である場合
- 例4 高額集中の場合

落札決定保留について、担当者により対象とするかしないかの判断に大きく差異が生じないように、落札決定保留とするケースについて、文書化し、課内で共有をすることが望ましい。

## 1. 令和5年度公共下水道測量及び実施設計等（1）（単価契約）

### (1) 委託契約の内容

#### ① 委託契約の概要

契約名	令和5年度公共下水道測量及び実施設計等（1）（単価契約）
契約先名	株式会社昭和設計コンサルタント 東大阪営業所
契約内容	実施設計等 第1号設計～第24号設計 現形測量等 第25号設計～第40号設計 在来管調査等 第41号設計～第49号設計 試験掘調査等 第50号設計～第89号設計
契約期間	令和5年9月4日～令和6年3月31日 ただし、次期単価契約締結まで延長できるものとする。
同一相手先への委託開始時期	
予定価格（税込）	11,971千円（※）
契約額（税込）	9,576千円（※）
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	無 当該契約は単価を決定するための契約であるため
当初の契約方法及び根拠法令	一般競争入札 地方自治法第234条 （内規）東大阪市上下水道局下水道部制限付き一般競争入札実施要綱第2条
履行の実績確認方法	当該契約は単価を決定する契約であるため、当該契約に対する履行は発生しない。
再委託先の有無、ある場合は件数	有 3件
再委託の業務範囲	・試験掘調査業務 一式 ・目視調査、機能耐久調査 一式 ・TVカメラ調査業務、管きょ内洗浄業務 一式
再委託金額	単価契約のため、再委託金額は把握していない。
再委託確認方法	受注者から再委託届を提出させ内容を確認し、再委託承諾書にて通知している。
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項）	無

※ 単価契約であるため、予定価格は、全ての単価を合計した設計金額を、契約額は、全ての契約単価を合計した金額を記載しています。

#### ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	専門的な技術を必要とするため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

「該当なし」

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	
応札者数	3
予定価格の積算方法	国土交通省、日本下水道協会の歩掛表等に基づいて積算。
前回の契約方法及び契約先	一般競争入札 ㈱新土木開発コンサルタント
前々回の契約方法及び契約先	一般競争入札 ㈱新土木開発コンサルタント

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託届の記載項目について(意見 20)

本契約は、公共下水道測量及び実施設計等を実施する際の単価額を締結する契約である。本契約を基に、実際に測量及び実施設計等をする場合には、本契約の落札者が、締結された単価額で委託業務を実施することとなっている。

そして、本契約の落札者が再委託をする場合には再委託届を市に提出することとなっている。しかし、現状、下記のとおり再委託届には再委託をする理由を明記する項目がない。再委託を許可するか否かの判断事由として、再委託理由は非常に重要である。したがって、下記市長部局の様式のように様式を定め、再委託理由についても、再委託届に明記することが望ましい。

② 再委託をした場合の再委託金額の把握について(意見 21)

現状、委託先が再委託をした場合に再委託金額を把握していない。再委託金額を把握しない場合、暴排誓約書を提出させるのを失念するおそれが生じる。したがって、再委託があった場合には再委託金額について把握するべきである。

(本契約における再委託届)

令和 5年12月20日

大阪市上下水道事業管理者 植田 洋一

(受注者)

所在地 東大阪市高井田 31号  
商号又は名称 株式会社 昭和  
職及び氏名 所長 木村 [Redacted]  
[Redacted] 東大阪営業所

### 再委託届

令和 5年 9月 4日付で契約締結した次の業務について、契約書第7条第3項の規定に基づき、下記業務を再委託したいので承諾願います。

- 委託業務名 令和5年度公共下水道測量及び実施設計等(1)(単価契約)
- 履行期間 令和 5年 9月 4日 から 令和 6年 3月31日まで

記

再委託予定者の所在地	[Redacted]
再委託予定者の 商号又は名称 (支店名まで記載)	[Redacted]
担当者氏名	[Redacted]
再委託の内容 (業種等を含めできるだけ詳細に記載)	
既設管調査 ・既設管調査 (TV カメラ調査) 業務 一式 ・管きよ内洗浄業務 一式	

※注意 書ききれない場合は、上記内再委託の内容について別途作成し、別紙として添付すること。

(市長部局における様式)

様式 9-1

令和 年 月 日

### 再委託承認願

(宛先) 東大阪市長

(受注者)

業務の名称

実施場所

委託料の額

上記委託業務について次のとおり委託業務の一部を再委託したいので、業務委託契約書第 〇条に基づき承認してください。

- 1 再委託者の名称及び所在地
- 2 再委託の範囲
- 3 再委託料の額
- 4 再委託の履行期間
- 5 再委託する理由

注 理由は具体的に記入してください。

## 2. 令和5年度公共下水道新川俣幹線1号雨水貯留機械電気設備改築実施設計業務委託

### (1) 委託契約の内容

#### ① 委託契約の概要

契約名	令和5年度公共下水道新川俣幹線1号雨水貯留機械電気設備改築実施設計業務委託
契約先名	株式会社日新技術コンサルタント 大阪事務所
契約内容	新川俣幹線1号雨水貯留機械電気設備更新の改築実施設計
契約期間	令和5年10月12日～令和6年3月29日
同一相手先への委託開始時期	
予定価格(税込)	7,384千円 ※1 一般競争入札を2度行い、不調になった末の随意契約。
契約額(税込)	7,370千円
令和5年度決算額	7,370千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	免除 (東大阪市上下水道局下水道契約規程第33条第1号により、履行保証保険の証書添付)
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号) ※2
履行の実績確認方法	契約書第32条及び仕様書に従い、成果品の審査を行う。(徴求している書類、それらの真実性の確認方法について、市が実施していることを記載してください)
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	無
再委託金額	無
再委託確認方法	契約相手先に再委託先の有無を文書で提出させ、内容を把握している。
個人情報取扱の有無(有の場合は契約書条項)	無

※2 随意契約における地方公営企業法施行令第21条の14は、令和6年4月1日の改正により第21条の13となっている。以下においても同様である。

#### ② 委託の理由

委託の理由(直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	本事業は現場の条件に合致する機器の検討を行い、専門的な知見を持ったコンサルタント会社による内容決定が必要であるため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

### ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	令和5年7月24日及び令和5年8月29日の2度にわたり一般競争入札を行ったが、共に入札参加者が0者であった。入札参加条件を満たす業者の中で、業務委託担当課において調査を行った結果、契約目的を達成するための履行条件を満たす業者に、随意契約したものの。
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号
相見積の有無(有の場合は見積件数)	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	該当なし
前回の契約方法及び契約先	
前々回の契約方法及び契約先	

### ④ 入札の概要

該当なし

### (2) 監査の結果及び意見

#### ① 暴排誓約書の宣誓日の記載漏れについて(結果7)

下水道部の契約にて準用している「業務委託契約・リース契約事務の手引き」の中では、500万円以上の契約に対し契約保証金・暴排誓約書をもらうこととなっている。当委託契約は500万円以上であるため、暴排誓約書を入手しているが、誓約書の宣誓日には記載がなかった。

#### ② 業務評価表の活用について。(意見22)

委託契約が終わった後、市の担当者は業務評価表を作成し、評価することとなっており、当該評価表を該当業務の請負業者についての評価としてのみ活用しており、業者選定等に利用していない。

本委託契約は元々一般競争入札であったが、2度にわたり不調であったため、随意契約となったものである。その際、企業への交渉の順番に関する明確な運用ルール等は存在せず、過去に実施した同様の業務の請負業者から選定している状況である。

この点、本契約のような、入札不調となったケースにおいて、業務評価表に基づき、評価の高い業者から優先的に交渉するなど、業務評価表の活用範囲を拡大することが望ましい。

### 3. 東大阪市企業会計システム運用保守業務委託契約

#### (1) 委託契約の内容

##### ① 委託契約の概要

契約名	東大阪市企業会計システム運用保守業務
契約先名	日本電気株式会社関西支社
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージ保守</li> <li>・ハードウェア保守</li> <li>・システム運用保守</li> </ul>
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
同一相手先への委託開始時期	平成24年10月1日
契約額（税込）	2,675千円
令和5年度決算額	2,675千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約保証金無し 東大阪市上下水道局下水道契約規程第33条第3号（契約書第7条）
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約 企業会計システムとして導入したシステムが日本電気株式会社の製品であることから、システム保守作業は日本電気株式会社のみ可能となり、システム運用保守業務を委託するものである。（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号）
履行の実績確認方法	毎月の業務完了後、保守作業報告書の提出を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、ある場合は件数	有 1件
再委託の業務範囲	企業会計システムにおける運用保守業務
再委託金額	把握していない。
再委託確認方法	契約相手先からの申請により再委託先及び内容の確認をしている。
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項）	有 （個人情報並びに特定個人情報の取り扱いに関する特記事項）

##### ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	企業会計システムの安定的な運用を前提としたシステム保守作業を行う必要があることから委託を行っている。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

### ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	企業会計システムが日本電気株式会社の製品であることから、安定的な運用を前提としたシステム保守作業は日本電気株式会社のみ可能であるため随意契約を行っている。
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
相見積の有無(有の場合は見積件数)	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	該当なし
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約／日本電気株式会社
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約／日本電気株式会社

### ④ 入札の概要

該当なし

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 問い合わせ・障害報告内容の記録について(意見23)

本業務はパッケージ保守、ハードウェア保守、システム運用保守の3つの保守業務であるが、そのうちシステム運用保守は、下水道部が使用している企業会計システムについて、各課で発生した問い合わせや障害への対応を委託するものである。

問い合わせや障害の内容の伝達は、①各課から経営管理課担当者に伝達、②経営管理課担当者から委託業者に電話等の口頭手段で伝達、といった流れで行われる。このとき、経営管理課では内容の記録は行っておらず、担当者の記憶ベースで委託業者への伝達を行っている。そのため、委託業者の対応状況は毎月提出される「保守作業報告書」により把握しているが、このときも「保守作業報告書」の記載内容の正確性や網羅性の確認は担当者の記憶ベースで行われている。

問い合わせや障害の内容の集積・伝達にあたっては、その正確性や網羅性、適時・適切性を担保するため経営管理課で記録を残し、そのうえで「保守作業報告書」の検証を行うことが望ましい。

●保守作業報告書（令和6年3月分）

提出先  東大阪市上下水道局 下水道部 御中	下水道事業会計システム  保守作業報告書 (3月)	HOG 会計-2023-保守-報告-12		
		令和6年3月31日		
		日本電気株式会社		
		承認	査閲	担当
		■	-	■

以下の通り作業を実施しましたので、ご報告いたします。

報告期間	令和6年3月1日 ~ 令和6年3月31日																						
対象システム名	下水道事業会計システム																						
作業実績内容	<p>1. 連絡票対応状況</p> <p>報告期間中の問合せ発生件数、対応状況は以下の通りです。 詳細については別紙「保守報告一覧」をご参照ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>期間中発生件数</th> <th>累積発生件数</th> <th>期間中対応件数</th> <th>未完了件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>問合せ</td> <td>2件</td> <td>9件</td> <td>0件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2件</td> <td>9件</td> <td>0件</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※累積発生件数には2021年度からの繰越1件を含みます。</p> <p>2. 訪問作業状況</p> <p>期間中の訪問作業はありませんでした。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">検査者   登録者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">上記の物品について、納入に付、検収しました。 6年3月21日</td> </tr> </table> </div>	種類	期間中発生件数	累積発生件数	期間中対応件数	未完了件数	障害	0件	0件	0件	0件	問合せ	2件	9件	0件	3件	合計	2件	9件	0件	3件	検査者   登録者	上記の物品について、納入に付、検収しました。 6年3月21日
種類	期間中発生件数	累積発生件数	期間中対応件数	未完了件数																			
障害	0件	0件	0件	0件																			
問合せ	2件	9件	0件	3件																			
合計	2件	9件	0件	3件																			
検査者   登録者																							
上記の物品について、納入に付、検収しました。 6年3月21日																							
ご依頼事項	特にありません。																						
今後の予定	4/2に訪問予定です。																						

■2024年3月度 東大阪市上下水道局下水道部 企業会計システム保守報告一覧

No	スタート	担当者	問合せ	連絡先	サブシステム	処理	概要	回答/対応	種別	受付日	完了予定日	完了日
001	完了				収入管理 支出管理	朝納付金一貫 米品納付金一貫	各種納付金では領書の要素がない領書だが、「クリア」ボタンを押下すると各種納付金でも領書の入力ができるようになる。	2023/3/21 プログラムの修正し、テスト環境に適用し、本環境へリリースしました。	問合せ	2022/12/21	2023/8/21	2023/8/29
002	完了				支出管理	支出命令	前払金の支出命令を作成する際、同じ支出員番号から支出位置を作成し、発票の支出01の位置を削除することは可能か。	オンラインから伝票を印刷することができ、データパッチで当帳伝票を印刷して伝票の位置を印刷しました。	伝票	2023/8/7	2023/8/29	2023/8/29
003	完了				マスタ管理	予算科目マスタ 守衛	10月のインボイス制度の導入により、発料科目の科目と納税と非納税に分ける必要か、現在は納税の科目だが納税を削除しても問題ないか。	発票の中で科目の区分を変更することは可能ですが、納税科目を納税する場合は、納税から科目自体を変更することも可能ですが、発票の科目自体を変更する場合は、発票の科目の予算期間を0月とし、マスタを変更した後に新しい科目で納税票の入力を行ってください。	問合せ	2023/9/16	2023/9/28	2023/9/28
004	完了				システム管理	納税保守	下水運送に所属している納税が利用可能なメニューが登録とになっている、登録と同時の登録とすることは可能か。	下水運送の所属欄が「登録」となっているため、「登録担当」に変更することで同時の登録にすることは可能です。ただし、下水運送に所属するすべての職員が同じ権限となるよう、事前に所属を変更する必要があるため、登録担当のメンバーとの確認をお願いします。	問合せ	2023/8/26	2023/9/28	2023/9/28
005	完了				ERC	決算伝票一貫	収支科目と名称と買方の勘定科目名称の出力が正になっている。	決算伝票一貫を出力するためのメニューの設定が正しくありましたが、メニューを修正し、科目名称が正しく出力されることを確認しました。	問合せ	2023/12/19	2024/1/29	2024/1/19
006	完了				予算編成 予算編成 予算編成 予算編成	予算編成計算 予算編成計算 予算編成計算 予算編成計算	予算編成計算の当年度利用計画と予定実行計画（前年度）の当年度利用計画の差を算出している、そのため予算年度利用計画の差が水一貫となっている。	予算編成計算の当年度利用計画に対し、前年度に実行計画を加えた結果、予算編成計算の当年度利用計画と予定実行計画の差が水一貫となっている。	問合せ	2024/1/19	2024/1/30	2024/1/30
007	受付				予算編成	予算編成計算 予算編成計算 予算編成計算	当年度の予算編成で入力済みの科目を管理するためにマイナスの要件を入力したところ、予定実行計画の異動が水一貫となった。	その他有償収益一手数料（料確保） （前年度）の勘定科目コードに35年度の予算科目（勘定）と同じコードを設定 その他有償収益一手数料（料確保） （前年度）の勘定科目コードに36年度の予算科目（勘定）と同じコードを設定 その他有償収益一手数料 （前年度）の勘定科目コードを空欄に設定	問合せ	2024/1/25	2024/4/20	2024/4/20

■ 2024年3月 東京都上下水道局下水道部 企業会計システム保守報告一覧

№	入子 カス	担当	担当者	業種	システム	地区	概要	回数/対応	開始日	完了予定日	完了日
001	実行				顧客資産管理	両勤	令和5年度の原簿をシステム連携で入力した が、本業環境に実行することは困難が、	4/25に対応予定です。	2024/1/25	2024/4/2	
002	実行				収入管理	納入滞り等	原簿が変わったため納入滞り等の修正を 正してほしい。	4/25に対応予定です。	2024/1/25	2024/4/2	

#### 4. 令和5年度水質測定業務（単価契約）（11月分）

##### (1) 委託契約の内容

##### ① 委託契約の概要

契約名	令和5年度水質測定業務（11月分）
契約先名	エスク株式会社
契約内容	下水水質の測定
契約期間	令和5年11月1日～令和5年12月8日
同一相手先への委託開始時期	令和4年5月13日
契約額（税込）	2,116千円
令和5年度決算額	2,116千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	上下水道局下水道契約規程第33条第3号により免除。
当初の契約方法及び根拠法令	指名競争入札により単価契約を締結したエスク株式会社との随意契約。（地方公営企業法施行令第21条の13第2号）
履行の実績確認方法	契約書第7条及び仕様書に従い、計量証明書の確認を行う。
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	無
再委託金額	無
再委託確認方法	再委託を認めていない。
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項）	無

##### ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	分析機器や分析ラボを所有しておらず、用意するだけの予算や設備を持たないほか、分析操作は環境計量士などの資格や技術を有した専門員でないと精度を保つことが難しいため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

##### ③ 随意契約の概要

入札により単価契約を締結した会社との随意契約である。

#### ④ 入札の概要 (※)

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	水質測定結果をもとに事業所指導を行うため、分析精度の担保として、水質測定の精度認定をクリアしている選定条件が必要なため。
応札者数	3
予定価格の積算方法	5者から見積を入手し、参考の上、決定。
前回の契約方法及び契約先	指名競争入札 (エスク株式会社)
前々回の契約方法及び契約先	指名競争入札 (一般財団法人関西環境管理技術センター)

(※) 単価契約に係る入札について記載している。

#### (2) 監査の結果及び意見

##### ① 契約保証金や暴排誓約書について(結果8)

当委託業務の内容は、東大阪市内の事業所が下水道へ流す汚水やポンプ場に流入してくる汚水が水質基準を満たしているかを調査するため、市の職員が採取したサンプルの水質測定分析を委託するものである。契約形態としては、年初に指名競争入札によって委託事業者と業務に係る単価を契約し、実際の測定業務は月ごとに随意契約を交わすこととなっている。

毎月の測定業務に係る実際の契約金額は 500 万円未満であるが、契約期間内の年間総額では 500 万円以上となっている。年間予算も 1,100 万円が見込まれていた。

令和5年度水質測定業務 (単価契約)		
件名	相手方	金額(千円)
令和5年度水質測定業務 (単価契約) (5月分)	エスク株式会社	721
令和5年度水質測定業務 (単価契約) (6月分)	エスク株式会社	81
令和5年度水質測定業務 (単価契約) (7月分)	エスク株式会社	534
令和5年度水質測定業務 (単価契約) (8月分)	エスク株式会社	1,049
令和5年度水質測定業務 (単価契約) (9月分)	エスク株式会社	898
令和5年度水質測定業務 (単価契約) (10月分)	エスク株式会社	269
令和5年度水質測定業務 (単価契約) (11月分)	エスク株式会社	2,116
令和5年度水質測定業務 (単価契約) (12月分)	エスク株式会社	70
令和5年度水質測定業務 (単価契約) (1月分)	エスク株式会社	1,457
令和5年度水質測定業務 (単価契約) (2月分)	エスク株式会社	188
上記合計		7,388

(出所：市提供資料より監査人作成)

ここで、下水道部の契約にて準用している「業務委託契約・リース契約事務の手引き」(以下「手引き」)の中では、500 万円以上の契約に対し契約保証金を納付させ、暴排誓約書を徴収することとされている。しかし毎月の契約では1月当たりの契約金額が 500 万円未満であることを理由にこれらを免除している。

しかし、「手引き」の基準を実質的にとらえ、年間契約金額が基準額を上回る可能性のある契約については契約保証金を納付させ、暴排誓約書を徴収すべきである。単価契約による月次契約額のみで判断するのは適切ではない。当該契約において年間契約合計が 500 万円以上であるため、契約保証金や暴排誓約書を入手するべきである。

## ② 契約締結日及び契約方法について（結果 9）

本委託契約の業務内容は、市が各測定場所の水質サンプルを採取する度に委託業者へ発注し、委託業者は水質測定を行い速報値として納品書を市に送付、後日正式な証明書を送付することである。

この内容上、11月分契約の測定委託数は11月中の全ての業務が終了するまで確定せず、よって支払金額も確定しないという性質がある。

この性質を理由として、東大阪市は11月分の業務履行がなされた後、12月に集計が完了した実績数に基づいた確定金額をもって11月1日を契約日とした委託契約書を締結している。

単価契約は5月に締結済であることと、業務開始前に発注伝票により指示をしていることから、業務履行時には個別具体の契約が成立しており、これを月次集計して確認するものとしての月次契約を月初1日付の契約日として書面締結することは、実務上は許容範囲内のことであると、東大阪市は判断されている。

しかし、11月1日時点で11月の月次集計金額が確定していないにもかかわらず、11月1日付で確定・合意したかのように文書化することは、事実を正しく反映しておらず、行政文書に対する信頼性を自ら貶める行為である。月次集計金額について当事者が合意したことについて契約書を締結したいのであれば、11月1日付ではなく、当事者が月次集計金額を確定・合意した日付とすべきである。公式な契約書について、月次集計額を実際に確定・合意した日から遡った日付（11月1日）を契約書日付とすべきではない。

この点、契約方法について、当初の単価契約とは別に月次個別契約を締結するのではなく、当初の単価契約において月次検収・精算の定めを置くなどの方式を取り決め  
たうえで、現状の月次個別契約書締結については、月次集計内容を月次検収・精算する  
手続きに置き換えて、当該書類の日付を実際の確認日（12月中）とすることで支  
払いの要件が満たされるならば、遡った日付で契約書を締結する必要はなくなるから、  
契約方法の変更も含め検討すべきである。

## (単価契約)

	令和5年度水質測定業務（単価契約）委託単価契約書
<p>東大阪市（以下「発注者」という。）とエヌク株式会社（以下「受注者」という。）とは、「令和5年度水質測定業務（単価契約）」の委託について、次のとおり契約を締結する。</p>	
（委託業務）	
<p>第1条 発注者は、下水及び工場排水等の「令和5年度水質測定業務（単価契約）」を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。</p>	
（委託期間）	
<p>第2条 業務委託期間は、令和5年5月16日から令和6年3月31日までとする。</p>	
<p>ただし、次期単価契約締結まで委託期間を延長することができる。</p>	
（委託料及び消費税額）	
<p>第3条 業務委託料は、測定を実施した項目の単価にその測定項目数を集めて得た額の合計に100分の110（消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た額とする。</p>	
（測定単価）	
<p>第4条 項目ごとの1測定の単価は、別表測定項目別単価表のとおりとする。ただし、表中のNo.43からNo.53までの項目については、同一試料よりそれらの項目を複数同時に測定するときは、第1項目は単価表のとおりとし、追加項目については、追加項目単価とする。</p>	
（測定方法）	
<p>第5条 水質の測定は、「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省、建設省令第1号）」に規定する方法により行うこと。ただし、この規定に定めがないとき又はこの規定と異なる方法によるときは、発注者の指定する方法とする。</p>	
（試料の引き渡し）	
<p>第6条 受注者は、測定試料を発注者の指定する日時に、発注者の排水設備課事務室まで引き取りに来ること。</p>	
（結果の報告）	
<p>第7条 受注者は、測定結果を試料引取り後20日以内に、発注者に計量証明書により報告すること。ただし、発注者が認める場合はこの限りでない。また、発注者が緊急を要するときは、発注者の指定する期限内に報告すること。</p>	
（残存試料の保存）	
<p>第8条 受注者は、測定した残存試料を測定結果報告後7日間保存すること。</p>	
（再測定）	
<p>第9条 受注者は、測定結果報告後においても、測定結果に疑義が生じた場合は、再測定その他必要な措置をなす義務を負うものとする。</p>	
（発注者の契約の解除権）	
<p>第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要さないでこの契約を解除することができる。</p>	
<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 委託業務の執行上知り得た秘密を第三者に漏らしたとき。</li><li>(2) 契約の締結又は履行について、不正な行為があったとき。</li><li>(3) 契約の履行について、発注者の指示に従わないとき。</li><li>(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をい</li></ul>	

令和5年5月16日

発注者 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市

代表者 東大阪市上下水道事業管理者 植田 洋



受注者 大東市 [REDACTED] 18号

エス

代表

(本

(個別契約)

### 水質測定業務(単価契約)委託契約書

- 1 件 名 令和5年度水質測定業務(単価契約)(11月分)
- 2 数 量 別紙見積書のとおり
- 3 契 約 金 額
- |   |    |   |   |   |   |   |   |
|---|----|---|---|---|---|---|---|
| ¥ | 百万 |   | 万 |   |   |   | 円 |
|   | 2  | 1 | 1 | 6 | 4 | 6 | 6 |
- うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額
- |   |    |   |   |   |   |   |   |
|---|----|---|---|---|---|---|---|
| ¥ | 百万 | 万 |   |   |   |   | 円 |
|   | 1  | 9 | 2 | 4 | 0 | 6 | 6 |
- 4 契 約 保 証 金 上下水道局下水道契約規程第33条第3号により免除
- 5 支 払 時 期 及 び 方 法 納品検収後一括払い
- 6 納 入 期 限 令和5年12月8日
- 7 納 入 場 所 甲指定場所

令和5年11月1日

(甲) 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市

代表者 東大阪市上下水道事業管理者 植 田 洋



(乙) 所在地 [redacted] 目18番18号

会社名 [redacted]

代表者 [redacted] 屋敷 [redacted] (本市届出印)

上記事項及び裏面の条項により契約を締結するものとし、この契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

## 5. 令和5年度下水道システムデータ更新業務

### (1) 委託契約の内容

#### ① 委託契約の概要

契約名	令和5年度下水道システムデータ更新業務
契約先名	朝日航洋株式会社 西日本空情支社
契約内容	下水道施設台帳システムにおける下水道施設及び維持管理情報等の更新、入力業務
契約期間	令和5年8月7日～令和6年3月29日
同一相手先への委託開始時期	平成21年4月1日
契約額（税込）	12,188千円
令和5年度決算額	12,188千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	免除 （東大阪市上下水道局下水道契約規程第33条第1号により、履行保証保険の証書添付）
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号）
履行の実績確認方法	契約書第9条及び仕様書第10号に従い、業務完了後速やかに、成果に関する報告（完了届、納品書及び成果品）の提出を受け、検査を行い履行を確認している。
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項）	有 （契約書第21条、仕様書第13条及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書）

#### ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	下水道台帳システムデータの更新については、単純なデータ更新のみではなく、日々の運用に合わせたシステムカスタマイズと共にデータを更新しており、その作業はソフト開発業者しか行えないため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

### ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	本業務は下水道維持管理課ですでに導入している東大阪市下水道施設台帳システムのデータ更新及びシステム調整を行う業務であり、ソフト開発会社の朝日航洋株式会社西日本空情支社のみ作業が可能のため。
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
相見積の有無(有の場合は見積件数)	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	該当なし
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約／朝日航洋株式会社 西日本空情支社
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約／朝日航洋株式会社 西日本空情支社

### ④ 入札の概要

該当なし

## (2) 監査の結果及び意見

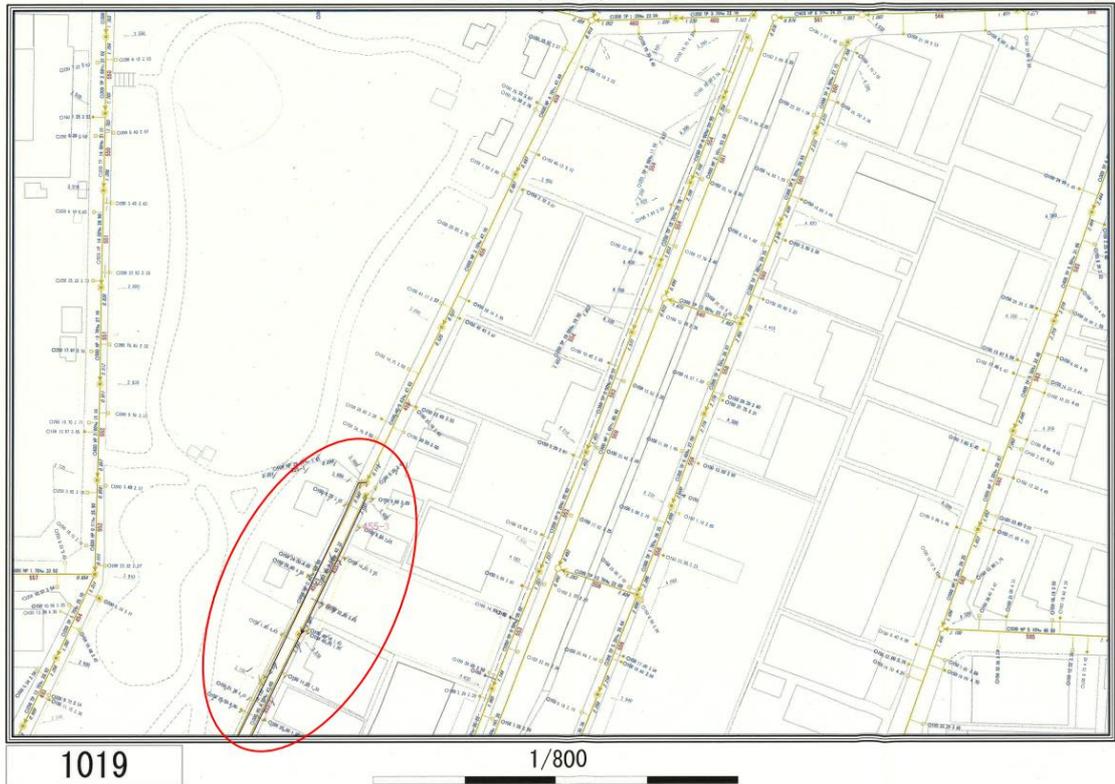
### ① 履行確認時の証跡の保管について(意見 24)

下水道システムデータの更新は以下の①～④のとおり実施されるが、このうち本業務は④に該当する。

- ① 管きょ更正工事や柵新設工事など下水道施設の工事が実施される。
- ② ①の点検結果を基に東大阪市職員が下水道施設台帳システムに更新情報(高さ、長さ等)を仮入力する。
- ③ ②について測量業者が測量を実施し正確な情報を算出するとともに地図に情報を入力する。その後、当該地図を東大阪市に成果品(紙面)として提出する。
- ④ 委託業者が東大阪市から入手した③の情報を下水道施設台帳システムに入力する。

本業務の履行確認にあたっては、担当者が④で入力された情報(下図参照)を紙面に出力し、その基となる③の成果品と比較しながら、両者の更新箇所(下図丸印)に証跡を付していくこととなっている。

## 下水道台帳施設平面図



(出所：下水道台帳施設平面図(丸印は監査人追記))

しかし、当該証跡を付した紙面は担当者による履行確認実施後に廃棄しており、また、上席者への実施結果の回付は履行確認を実施した旨が記載された書面1枚を添付するのみとなっている。

この点、証跡は東大阪市が委託業者の実施する業務に関して監督責任を果たしたという証拠になり、事後的な説明や検証に役立つものとなる。また、上席者への回付は実施した履行確認の正確性や適切性をより強固にするために履行確認プロセスの一部として設けられているものであり、そのためには証跡資料を添付し上席者が適切に実施結果を確認できるようにしておく必要がある。

これらを踏まえると、担当者が実施した履行確認時の証跡を適切に保管し、上席者へ回付して実施結果を確認すべきである。

## 6. 令和5年度東大阪市平野処理区費用効果分析業務等

### (1) 委託契約の内容

#### ① 委託契約の概要

契約名	令和5年度東大阪市平野処理区費用効果分析業務等
契約先名	(株)復建技術コンサルタント関西支店
契約内容	東大阪市平野処理区において、浸水シミュレーションを活用し既存下水管きよの能力評価、費用効果分析、計画降雨浸水防止区域図等の作成を行うもの。
契約期間	令和5年7月6日～令和6年3月29日
同一相手先への委託開始時期	—
予定価格（税込）	10,596千円
契約額（税込）	10,362千円
令和5年度決算額	10,362千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	東大阪市上下水道局下水道契約規程第33条第1号により、免除。
当初の契約方法及び根拠法令	指名競争入札 地方自治法施行令第167条第2号
履行の実績確認方法	契約書第32条第2項に従い、業務の完了を確認するための検査を実施。
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項）	無

#### ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	浸水シミュレーションを活用し既存下水管きよの能力評価、費用効果分析、計画降雨浸水防止区域図等の作成を行うものであり、浸水シミュレーションソフトを使用する技術と高度な知見を必要とするため、直営とせず委託した。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

#### ③ 随意契約の概要

該当なし。

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	<p>本業務は、早期に下水道整備がなされた平野処理区において、雨水レベルアップ計画に基づいた増補管整備事業の新大蓮北放流幹線や、枝線管きよに対するバイパス管整備、岸田堂ポンプ場の低段系雨水ポンプの新設工事が予定されている。これらの事業を実施するにあたり、国費を活用し整備を行うが、国費を申請するにあたり費用効果分析を行うことが要請されている。</p> <p>本区域に対して費用効果分析を行うにあたり、事前に市内の事業者に対して行った調査の結果、下水道に関する業務を第一希望とする 56 業者を確認したところ類似業務を実施している業者は 16 業者と限られていたことから、地方自治法施行令第 167 の 1 の「②その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき」に該当するため。</p>
応札者数	5
予定価格の積算方法	公的な積算資料に準拠
前回の契約方法及び契約先	
前々回の契約方法及び契約先	

(2) 監査の結果及び意見

① 指名競争入札の評価資料に関する順位付けについて(意見 25)

下水道部は、当該指名競争入札において、入札を指名する段階で事業者の選定を行っている。その方法としては、東大阪市が保有している事業者リストの中の事業者に、様々な項目ごとに点数を付し、その合計点数が上位 10 社の事業者に決定するという方法を採用している。

ここで、合計点数に基づき上位 10 社を決める際の順位付けについて、点数が同じ事業者を順位に反映する際に誤りが生じていた。これにより本来指名競争入札の範囲から除くべき事業者が含まれてしまっていた。(誤りについては右記参照)

当該委託業務の最終的な入札者は、入札の指名の段階で除かれるべき事業者ではなかったため結果に影響はない。しかし入札の指名の段階で除かれるべき事業者であった場合には、本来委託事業者としての資格を有していない事業者が業務を行うことになり、委託業務の履行可能性等に多大な影響を及ぼすことになる。

入札事業者を決定する際に回議書により計画課主任及び計画課課長の決裁を採っているが、決裁による内部統制が有効に機能していないと考えられる。決裁を行う際は結果だけでなくその過程についても確認を行うなど、統制機能を強化すべきである。

【選定条件】  
合計点が上位10位までに入っている16業者にて指名入札を行うこととする。

業者名	合計点	順位
A社	13	1
B社	12	2
C社	12	2
D社	12	2
E社	12	2
F社	12	2
G社	10	7
H社	10	7
I社	9	8
J社	9	8
K社	9	8
(株)復建技術コンサルタント関西支店	9	8
M社	8	9
N社	8	9
O社	8	9
P社	7	10
Q社	6	-
R社	6	-
.	.	.
.	.	.
.	.	.

## 7. 令和5年度東大阪市内調節池遠方監視制御装置点検業務委託

### (1) 委託契約の内容

#### ① 委託契約の概要

契約名	令和5年度東大阪市内調節池遠方監視制御装置点検業務委託					
契約先名	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部					
契約内容	監視制御装置の点検					
契約期間	令和5年4月26日～令和6年2月28日					
同一相手先への委託開始時期	平成27年11月5日					
契約額（税込）	7,513千円 (単位：千円)					
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
	積算金額	3,772	4,070	16,340	9,966	8,996
	契約金額	3,517	3,278	10,670	7,370	7,513
	乖離率	7%	19%	35%	26%	16%
令和5年度決算額	7,513千円					
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	免除 (東大阪市上下水道局下水道契約規程第33条第1号により、履行保証保険の証書添付)					
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)					
履行の実績確認方法	契約書第7条及び仕様書に従い、点検結果報告書の確認を行う。					
再委託先の有無、ある場合は件数	無					
再委託の業務範囲	無					
再委託金額	無					
再委託確認方法	契約相手先に再委託先の有無を文書で提出させ、内容を把握している。					
個人情報取扱の有無 (有の場合は契約書条項)	無					

#### ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	監視制御装置の点検といった、製造業者固有の技術が必要な業務であり、上記の者でなければ保守用部品もないので実施することが出来ないため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

### ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	監視制御装置の点検といった、製造業者固有の技術が必要な業務であり、製造業者でなければ保守用部品もないので実施することが出来ないため。
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
相見積の有無(有の場合は見積件数)	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	該当なし
前回の契約方法及び契約先	随意契約 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部
前々回の契約方法及び契約先	随意契約 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部

### ④ 入札の概要

該当なし

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 現場立会の実施について(意見 26)

本業務では、6月に監視制御装置の点検、12月に部品交換がそれぞれ実施されている。監視制御装置は東大阪市役所や調節池など合計10箇所に設置されており、点検業務はそれぞれの監視制御装置から模擬信号等を発信することによって正常に作動するかといった確認が行われている。また、部品交換は東大阪市役所など6箇所の監視制御装置について実施されている。

このうち、東大阪市役所に設置されている監視制御装置については、所管課の目の届く範囲にあるとのことで東大阪市職員による現場立会が実施されている。一方で、調節池など他の施設に設置されている監視制御装置については、東大阪市職員による現場立会が行われたことを確認できる資料がない。また、業務の完了にあたっては、委託業者から提出される点検結果報告書の確認のみとなっており、部品交換箇所の検収等が実施されたことを確認できる資料もない。この点、監視制御装置の点検にあたってはその結果のみでなく実施方法の適切性について、部品交換にあたっては報告どおりに実施されているかについても重要であることや、東大阪市の監督責任も考慮すると、普段目の届きにくい施設についてこそ東大阪市職員による現場立会を実施することが望ましい。ただし、その実施にあたっては費用対効果を考慮して、一概に全ての施設を対象とする必要はない。

以上から、普段目の届かない施設についても、比較的重要な点検や高価な部品交換を行う施設など、一定の基準をもって選定し現場立会を実施することを検討されたい。

### ② 現場立会時の記録について(意見 27)

現場立会の実施については①のとおりであるが、その際の記録については残されていない。記録は事後の検証や説明などに役立ち、東大阪市の監督責任の一助となるものである。そのため、現場立会の実施に当たっては、点検や部品交換の実施方法等を記録に残し保管しておくことが望ましい。組織的決裁が残されていないのみならず文書化自体がなされていないと、説明責任を果たすことができないことに留意したうえで、公文書の作成指針を作成・運用することも検討されたい。

## 8. 令和5年度ポンプ場運転維持管理業務委託（長期継続契約）

### (1) 委託契約の内容

#### ① 委託契約の概要

契約名	令和5年度ポンプ場運転維持管理業務委託（長期継続契約）
契約先名	株式会社ウォーターエージェンシー大阪北オペレーションセンター大阪営業所
契約内容	ポンプ場の運転維持管理
契約期間	令和5年12月1日～令和8年10月31日
同一相手先への委託開始時期	20年以上
予定価格（税込）	（月額）25,654千円
契約額（税込）	（月額）24,618千円 （契約総額）861,630千円
令和5年度決算額	98,472千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	免除 （東大阪市上下水道局下水道契約規程第33条第1号により、履行保証保険の証書添付）
当初の契約方法及び根拠法令	指名競争入札 （地方自治法施行令第167条第2号）
履行の実績確認方法	契約書第7条及び仕様書に従い、毎月の業務報告書及び年度業務完了時の報告書の確認を行う。
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	無
再委託金額	無
再委託確認方法	
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項）	無

#### ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	ポンプ場には下水の排水といった欠かすことが出来ない役割があり、機器の能力を發揮し市民生活を維持するため、専門業者への委託事業としている。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要  
該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	地方自治法施行令第167条第2号の規定により、入札参加者が少数であるため。
応札者数	4
予定価格の積算方法	下水道施設維持管理積算要領及び見積書を基に積算
前回の契約方法及び契約先	指名競争入札 株式会社ウォーターエージェンシー大阪北オペレーションセンター大阪営業所
前々回の契約方法及び契約先	指名競争入札 株式会社ウォーターエージェンシー大阪北オペレーションセンター大阪営業所

(2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の公表時期について(意見 28)

本契約は(1)①のとおり、予定価格約2千5百万円、契約額約2千4百万円の案件であるが、長期継続契約であり総額は予定価格、契約額ともに約8億6千万円にも及ぶ。この点、建設工事については予定価格2億円以上の案件は事後公表とする旨の規定が定められているが、委託契約については特段の定めはなく、本契約を含む委託契約は全件事前公表となっている。なお、東大阪市長部局は事後公表を一般的な公表時期としている。

全件事前公表としている背景や、事前公表、事後公表のメリット・デメリットについては「5. 契約管理②」を参照されたいが、建設工事において2億円以上という基準額が設定されていることを考慮すると、委託契約についても同様に、一定額以上の案件については事前公表によるリスクが大きくなると考えられる。そのため、委託契約についても、建設工事のように一定額以上の案件は事後公表とする等の規定を設けるなど、その予定価格の公表時期について慎重に検討されるとともに、その決定理由についても明らかにして透明化を果たされたい。

② 現地訪問時の記録について(意見 29)

普段の業務の確認等のために月1回ほど定期的に現地訪問を行っているが、その際の実地確認結果についての記録が残されていない。この点、現地訪問は仕様書等に沿って適切に業務が行われているか確認するものであるが、その記録は事後の検証や説明などに役立ち、東大阪市長部局としての監督責任の一助となるものである。そのため、現地訪問にあたっては、確認結果についての記録を残し保管しておくことが望ましい。

## 9. 令和5年度徳庵ポンプ場電気設備更新工事

### (1) 工事契約の内容

#### ① 工事契約の概要

契約名	令和5年度徳庵ポンプ場電気設備更新工事
契約先名	株式会社日立製作所 関西支社
契約内容	電気設備更新工事
契約期間	令和5年5月8日～令和6年3月29日
契約額（税込）	200,200千円
令和5年度決算額	200,200千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	免除 （東大阪市上下水道局下水道契約規程第33条第1号により、履行保証保険の証書添付）
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号）
履行の実績確認方法	契約書第32条及び仕様書に従い、都度提出される書類及び完成図書、現場の検査により、履行確認を行っている。
下請先の有無、ある場合は件数	有 1次下請1件 2次下請3件 3次下請1件
下請の業務範囲	電気工事（現場作業）の施工設計・資材調達
下請金額	72,600千円
下請確認方法	施工体制台帳にて確認。
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項）	無

#### ② 随意契約の概要

随意契約の理由	当該工事は、徳庵ポンプ場全体にかかる電気工事を行うものであり、全3期中3期目を実施するものである。 今回更新するポンプ盤は1期目及び2期目に施工した株式会社日立製作所製のコントローラ盤と同じネットワークへ接続するものであるが、直接他社のコントローラを接続することができない。 このコントローラは各メーカーが自社で用意した独自の通信技術をそれぞれの現場に合わせて特別に設計・製作したものであり、機能増設を実施するには、同社が唯一保有する独自技術と、当該設備の機能、構造に精通し、詳細な設計資料及び専門知識などが必要なので他社には実施不可能である。 また、機能動作試験を行うためには、機能増設箇所を含めた電気設備全体のシステムを細部まで把握していることが必要である。上記により、随意契約を行ったもの。
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	該当なし
前回の契約方法及び契約先	
前々回の契約方法及び契約先	

③ 入札の概要  
該当なし。

(2) 監査の結果及び意見

① 下請負人から徴取した暴排誓約書の日付について（意見 30）

暴排誓約書の提出については、運用ルールで以下のように定められている。

3 提出方法等

- ・ 契約相手方（元請負人）は、当該公共工事等の契約書の提出時に下水道部へ提出してください。
- ・ 下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、元請負人を通じて下水道部へ提出してください。

（出所：『東大阪市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について（下水）』（平成 25 年 10 月 1 日）から一部抜粋）

このように「下請契約等を締結する際」と定められていることや、受注に際し暴力団等でないことを誓約するという趣旨を踏まえると、下請負人から徴取する暴排誓約書の日付は下請契約締結日もしくはそれ以前の適切な日になると解される。しかし、本工事契約において、下請負人から徴取した一部の暴排誓約書の日付について、下請契約締結日令和 5 年 7 月 28 日ではなく、元請負人から提出された日付である令和 5 年 8 月 1 日となっているものが発見された。

下請負人から暴排誓約書を徴取するにあたって、その日付は運用ルールの趣旨から下請契約締結日もしくはそれ以前の適切な日とするべきである。

② 分割契約理由の明文化について（意見 31）

本契約は、3期の分割契約のうち第3期目の工事となっている。第1期目は令和3年6月28日付で一般競争入札により契約を締結、第2期及び第3期は(1)②に記載の理由からそれぞれ随意契約を締結している。しかし、本工事は3期で一体の工事であり、第1期目の工事契約時点で第2期、第3期の実施が必然となるものであることから、債務負担行為により一括契約とすることも考えられる。この点、東大阪市は設計業務の当初発注段階、第2期の発注段階で全体設計の可能性について検討していたが、以下の理由から3期の分割契約とせざるを得なかったと説明している。

- 本工事は国・大阪府・東大阪市の財源が充てられるが、大阪府の財政が厳しく単年度の発注でしか補助金を交付できないこと。
- 大阪府との協議の中で、全体設計は予算がつかないため単年度で施工するのが一般的であること。
- 東大阪市の財源のみでは賄うことができないこと。

本工事は、本来一括契約とすべきとも考えられる案件であり、特殊な事情・経緯を踏まえての決定であることから、第1期の契約の起案や、第2期、第3期の随意契約の起案にあたっては、起案書や随意契約の理由書にそうした事情を明確に記載したうえで決裁されるべきものである。しかし、第1期の契約起案書にはその記載はなく、随意契約の理由書にも(1)②理由の記載はあったものの、上記の事情については何ら記載がなかった。契約にあたって複雑な事情や経緯がある場合には、起案時などにその旨を記載し決裁されることを励行されたい。

## 10. 令和4年度公共下水道地域内柵新設工事に伴う舗装工事（その2）

### (1) 工事契約の内容

#### ① 工事契約の概要

契約名	令和4年度公共下水道地域内柵新設工事に伴う舗装工事 (その2)
契約先名	株式会社イッシン
契約内容	第29号設計 表層 機械 t=5 cm タックコート 70.6 m <sup>2</sup> 第31号設計 表層 人力 t=5 cm フライムコート 157.8 m <sup>2</sup> 第32号設計 表層 機械 t=5 cm フライムコート 145.7 m <sup>2</sup> 第35号設計 表層 人力 t=3 cm 18.1 m <sup>2</sup>
契約期間	令和5年5月18日～令和5年6月30日
契約額（税込）	3,100千円
令和5年度決算額	3,100千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	東大阪市上下水道局下水道契約規程第33条第3号により免除
当初の契約方法及び根拠法令	一般競争入札により単価契約を締結した株式会社イッシンとの随意契約 地方公営企業法施行令第21条の14第2号
履行の実績確認方法	提出書類一覧に従い、工事完成後、工事完成届の提出を受け、工事写真、出来高図、マニフェスト及び納品伝票等で履行を確認している。
下請先の有無、ある場合は件数	有 3件
下請の業務範囲	・舗装工 ・産廃処理工 ・保安工 ・区画線工
下請金額	2,372千円
下請確認方法	契約書第7条に基づき提出させた下請負通知書及び、建設業法第24条の7に基づき作成された施工体制台帳、施工体系図により確認している。
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項）	無

#### ② 随意契約の概要

入札により単価契約を締結した会社との随意契約である。

#### ③ 入札の概要（※）

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	
応札者数	52
予定価格の積算方法	国土交通省、日本下水道協会の歩掛表等に基づいて積算。
前回の契約方法及び契約先	
前々回の契約方法及び契約先	

（※）単価契約に係る入札について記載している。

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 暴排誓約書について(結果 10)

本契約は、公共下水道地域内に柵の新設工事を行うものである。事前に工事単価に係る単価契約を結び、当該単価契約の入札者が契約で定められた単価を基に、工事を行う。単価契約の単価については、国土交通省土木工事標準積算基準書〈共通編〉に基づいて積算している。本工事(その2)以外の工事实績は以下のとおりとなっている。

件名	相手方名	契約方式	契約期間	金額(千円)
令和4年度公共下水道地域内柵新設工事に伴う舗装工事(その3)	㈱イッシン	単価契約に基づく随意契約	R5.7.24~R5.9.29	4,838
令和4年度公共下水道地域内柵新設工事に伴う舗装工事(その4)	㈱イッシン	単価契約に基づく随意契約	R5.7.26~R5.9.29	3,998
			上記計	8,836

(出所：市提供資料より監査人作成)

通常、どの時期で精算するかは当時の担当が契約業者と協議して決めている。具体的には、1箇所20万円～50万円程度の工事で出来高が溜まれば契約業者と協議し精算をしている。

この点、本件の(その3)については、府道における舗装復旧工事であり舗装範囲も広く規模が大きい工事となり、1箇所の工事ではあるが工事費用が高いため、契約業者と協議し精算し、(その4)については、次期単価契約締結までに完成した通常の陳情・復旧に伴う舗装の精算を行っている。

しかし、各工事案件の金額は500万円を下回っているが、合計すると500万円以上である。よって本単価契約に基づく工事实績は実質的に500万円以上であるため、暴排誓約書を入手すべきである。

## 11. 令和5年度公共下水道第8工区管きよ改築工事

### (1) 工事契約の内容

#### ① 工事契約の概要

契約名	令和5年度公共下水道第8工区管きよ改築工事
契約先名	株式会社日動
契約内容	寺前町一丁目から太平寺二丁目における口径 250mm~350mmの管の更生及び口径 250mm の管の布設替え工事 【仕様】 管路 (φ 250 mm~φ 350 mm) ΣL=433.95m 管きよ工 (更生) (φ 250 mm~φ 350 mm) L=378.00m 管きよ更生工 (φ 250 mm) L=283.05m 管きよ更生工 (φ 350 mm) L=94.95m 管きよ工 (開削) (φ 250 mm) L=55.95m φ 250 mm (VU) L=55.95m マンホール工 9箇所 組立1号 7箇所 組立2号 2箇所 ます工 1式 付帯工 1式
契約期間	令和5年7月6日~令和6年3月29日
予定価格 (税込)	80,155 千円
契約額 (税込)	当初: 70,362 千円 変更後: 67,789 千円
令和5年度決算額	67,789 千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	免除 (東大阪市上下水道局下水道契約規程第33条第1号により、履行保証保険の証書添付)
当初の契約方法及び根拠法令	一般競争入札 地方自治法第234条 (内規) 東大阪市上下水道局下水道部制限付き一般競争入札実施要綱第2条
履行の実績確認方法	東大阪市上下水道局下水道部工事施工規程第26条~36条に従い、工事検査を行うことで履行を確認している。
下請先の有無、ある場合は件数	有 1件
下請の業務範囲	① 管きよ更生工事、②警備業務 (再委託)
下請金額	① 16,027 千円、②4,280 千円
下請確認方法	契約書第7条に基づき提出させた下請負通知書及び、建設業法第24条の8に基づき作成された施工体制台帳、施工体系図により確認している。
個人情報取扱の有無 (有の場合は契約書条項)	無

#### ② 随意契約の概要

該当なし

### ③ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	
応札者数	30
予定価格の積算方法	国土交通省、日本下水道協会の歩掛表等に基づいて積算。
前回の契約方法及び契約先	
前々回の契約方法及び契約先	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 単価契約時の暴排誓約書の入手について（意見 32）

暴排誓約書の提出については、以下のような運用ルールとなっている。

<p>1 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金額500万円以上の公共工事等の契約（工事の請負及び建設工事にかかる設計業務等委託契約）の元請負人及び下請負人等（資材・原材料等の納入業者及び再委託契約の当事者を含む。）</li> <li>・ 契約金額500万円以上の物品の購入及び修繕並びに製造の請負に係る契約の相手方</li> <li>・ 契約金額500万円以上の業務委託、リース等の調達契約の相手方（追加） 省略</li> </ul> <p>3 提出方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約相手方（元請負人）は、当該公共工事等の契約書の提出時に下水道部へ提出してください。</li> <li>・ 下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、元請負人を通じて下水道部へ提出してください。</li> </ul>
---

（出所：『東大阪市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について（下水）』（平成25年10月1日）から一部抜粋）

上記のとおり、契約金額500万円以上の契約にあたっては、元請負人は契約書の提出時に、下請負人等は契約締結時に暴排誓約書を提出することとされている。ここで単価契約を締結した際の暴排誓約書の入手について問題が生じる。

本工事契約では、株式会社日動が警備会社と再委託契約を締結しており、「〇〇〇円/1人日」といった単価契約となっている。この点、単価契約を締結する際の暴排誓約書の入手については明確な定めはなく、現状、下水道部では、単価契約を締結した時点で見積書により契約総額を確認しているものの、最終的に契約総額が500万円以上となるかは未確定であるため、500万円以上になることが確実になったタイミングで暴排誓約書を入手しているとのことである。しかし、工事・委託契約の起案にあたっては上記のとおり各業務に要する金額について積算、又は見積りを入手している場合が多く、本件においても警備業務について積算、見積りを入手していた。したがって、暴排誓約書の入手が必要となる500万円以上の契約となるかはある程度事前に把握することができる。なお、本工事契約における単価契約は、結果的に400万円程度であったため暴排誓約書の入手の必要はなかった。

単価契約については、契約後の履行の途上ないし結果として500万円以上になることが明らかになった時点で入手を求めるというのではなく、事前の積算や見積りから明らかに500万円未満となる契約を除き、契約締結時に暴排誓約書の入手を義務付けるといった規定を設けることが望ましい。

## 12. 令和5年度公共下水道第10工区管きよ更生工事

### (1) 工事契約の内容

#### ① 工事契約の概要

契約名	令和5年度公共下水道第10工区管きよ更生工事
契約先名	有限会社堤野建設
契約内容	<p>中小阪一丁目から宝持二丁目における口径 250mm～450mm の管の更生</p> <p><b>【仕様】</b></p> <p>管路 (φ 250 mm～φ 450 mm) <math>\Sigma L=526.51m</math></p> <p>管きよ工 (更生) (φ 250 mm～φ 450 mm) L=526.51m</p> <p>管きよ更生工 (φ 250 mm) L=278.30m</p> <p>管きよ更生工 (φ 300 mm) L=95.00m</p> <p>管きよ更生工 (φ 350 mm) L=147.31m</p> <p>管きよ更生工 (φ 450 mm) L=5.90m</p>
契約期間	令和5年8月3日～令和6年3月29日
予定価格 (税込)	72,153 千円
契約額 (税込)	当初：63,314 千円 変更後：64,607 千円
令和5年度決算額	64,607 千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	<p>免除</p> <p>(東大阪市上下水道局下水道契約規程第33条第1号により、履行保証保険の証書添付)</p>
当初の契約方法及び根拠法令	<p>一般競争入札</p> <p>地方自治法第234条</p> <p>(内規) 東大阪市上下水道局下水道部制限付き一般競争入札実施要綱第2条</p>
履行の実績確認方法	東大阪市上下水道局下水道部工事施工規程第26条～36条に従い、工事検査を行うことで履行を確認している。
下請先の有無、ある場合は件数	<p>有</p> <p>1件</p>
下請の業務範囲	① 管きよ更生工事、②警備業務 (再委託)
下請金額	① 38,500 千円、②2,970 千円
下請確認方法	契約書第7条に基づき提出させた下請負通知書及び、建設業法第24条の8に基づき作成された施工体制台帳、施工体系図により確認している。
個人情報取扱の有無 (有の場合は契約書条項)	無

#### ② 随意契約の概要

該当なし

③ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	
応札者数	28
予定価格の積算方法	国土交通省、日本下水道協会の歩掛表等に基づいて積算。
前回の契約方法及び契約先	
前々回の契約方法及び契約先	

(2) 監査の結果及び意見

① 単価契約時の暴排誓約書の入手について（意見 33）

暴排誓約書の提出については、以下のような運用ルールとなっている。

<p>1 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金額 500 万円以上の公共工事等の契約（工事の請負及び建設工事にかかる設計業務等委託契約）の元請負人及び下請負人等（資材・原材料等の納入業者及び再委託契約の当事者を含む。）</li> <li>・ 契約金額 500 万円以上の物品の購入及び修繕並びに製造の請負に係る契約の相手方</li> <li>・ 契約金額 500 万円以上の業務委託、リース等の調達契約の相手方（追加）</li> </ul> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>3 提出方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約相手方（元請負人）は、当該公共工事等の契約書の提出時に下水道部へ提出してください。</li> <li>・ 下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、元請負人を通じて下水道部へ提出してください。</li> </ul>
--

（出所：『東大阪市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について（下水）』（平成 25 年 10 月 1 日）から一部抜粋）

上記のとおり、契約金額 500 万円以上の契約にあたっては、元請負人は契約書の提出時に、下請負人等は契約締結時に暴排誓約書を提出することとされている。ここで単価契約を締結した際の暴排誓約書の入手について問題が生じる。

本工事契約では、下請業者が警備会社に警備業務を委託する形式での再委託契約となっており、「〇〇〇円/1人日」といった単価契約となっている。この点、単価契約を締結する際の暴排誓約書の入手については明確な定めはなく、現状、下水道部では、単価契約を締結した時点で見積書により契約総額を確認しているものの、最終的に全体の契約金額が 500 万円以上となるかは未確定であるため、500 万円以上になることが確実になったタイミングで暴排誓約書を入手しているとのことである。しかし、工事・委託契約の起案にあたっては上記のとおり各業務に要する金額について積算、又は見積りを入手している場合が多く、本件においても警備業務について積算、見積りを入手していた。したがって、事前に暴排誓約書の入手が必要となる 500 万円以上の契約となるかはある程度事前に把握することができる。なお、本工事契約における単価契約は、結果的に 300 万円程度であったため暴排誓約書の入手の必要はなかった。

単価契約については、契約後の履行の途上ないし結果として 500 万円以上になることが明らかになった時点で入手を求めるというのではなく、事前の積算や見積りから明らかに 500 万円未満となる契約を除き、契約締結時に暴排誓約書の入手を義務付けるといった規定を設けることが望ましい。

### 13. 令和5年度公共下水道地域内柵新設工事（単価契約）

#### (1) 工事契約の内容

##### ① 工事契約の概要

契約名	令和5年度公共下水道地域内柵新設工事（単価契約）
契約先名	河内舗装株式会社
契約内容	既に公共下水道が敷設されている道路において、排水設備から公共下水道本管へ流入させるます及び取付管を設置する工事 マンホール工 第1号設計～第4号設計 取付管およびます工 第5号設計～第72号設計 付帯工 第73号設計～第82号設計 仮設工 第83号設計
契約期間	令和5年8月7日～令和6年3月31日 ただし、次期単価契約締結まで延長できるものとする。
予定価格（税込）	27,932千円（※）
契約額（税込）	23,879千円（※）
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	無 当該契約は単価を決定するための契約であるため
当初の契約方法及び根拠法令	一般競争入札 地方自治法第234条 （内規）東大阪市上下水道局下水道部制限付き一般競争入札実施要綱第2条
履行の実績確認方法	当該契約は単価を決定する契約であるため、当該契約に対する履行は発生しない。
下請先の有無、ある場合は件数	無
下請の業務範囲	
下請金額	
下請確認方法	
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項）	無

※ 単価契約であるため、予定価格は全ての単価を合計した設計金額を、契約額は全ての契約単価を合計した金額を記載しています。

##### ② 随意契約の概要

該当なし

##### ③ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	
応札者数	108
予定価格の積算方法	国土交通省、日本下水道協会の歩掛表等に基づいて積算。
前回の契約方法及び契約先	
前々回の契約方法及び契約先	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 暴排誓約書について(結果 11)

本単価契約は、既に公共下水道が敷設されている道路において、排水設備から公共下水道本管へ流入させる柵及び取付管を設置する工事に関して、必要となるマンホール工、取付管およびます工、付帯工仮設工の工事の単価を定めるものである。実際に工事を実施する場合には、単価契約を落札した契約先と随意契約を結ぶこととしている。

実際の工事実績は以下のとおりとなっている。

令和5年度公共下水道地域内柵新設工事(単価契約)				
件名	相手方名	契約方式	契約期間	金額(千円)
令和5年度公共下水道地域内柵新設工事(その1)	河内舗装㈱	単価契約に基づく随意契約	R6.2.6~R6.3.29	4,694
令和5年度公共下水道地域内柵新設工事(その2)	河内舗装㈱	単価契約に基づく随意契約	R6.2.7~R6.3.29	4,032
令和5年度公共下水道地域内柵新設工事(その3)	河内舗装㈱	単価契約に基づく随意契約	R6.2.9~R6.3.29	4,376
令和5年度公共下水道地域内柵新設工事(その4)	河内舗装㈱	単価契約に基づく随意契約	R6.3.7~R6.3.29	4,727
令和5年度公共下水道地域内柵新設工事(その5)	河内舗装㈱	単価契約に基づく随意契約	R6.3.11~R6.3.29	2,499

(出所：市提供資料より監査人作成)

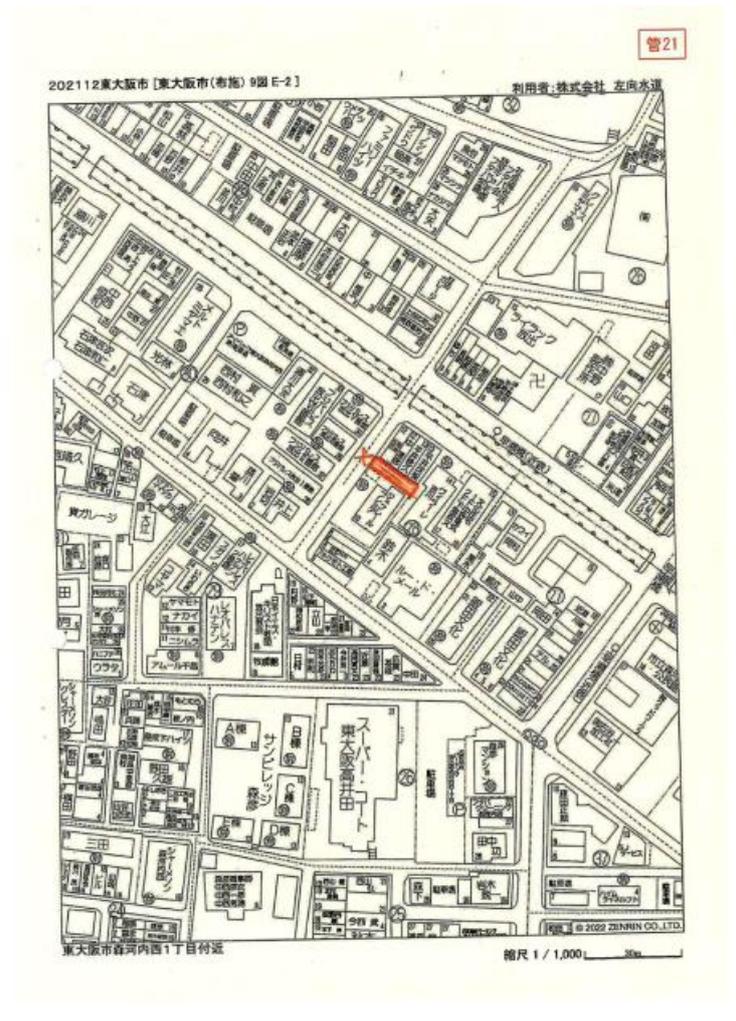
当初の単価契約をベースに、複数の現場の工事を一括りにして一つの随意契約とし、そうした随意契約を年度中に繰り返すことがされている。個々の随意契約について、市は精算契約と解しており、発注者と受注者相互の同意があれば精算契約のタイミングについて制限はないため、その都度契約相手方と協議して決めているとのことである。具体的には、通常1箇所30万円~60万円の規模の工事があり1現場ごとに契約を行っているため受注者の往来回数が増えたり作成する資料が増える等、効率が悪いいため、500万円未満である程度出来高が溜まったところで精算の契約をしている。また、500万円以上になると、契約保証金や暴排誓約書を徴収するなど、手続を取る必要があるため、1つあたりの契約金額を500万円未満にしている、とのことである。

当初の単価契約を適用する範囲の工事について、恣意的に500万円未満になるよう一括りとして契約単位とすることは、500万円以上の契約に対する一定の規制を免れんがための行為であり、不適切である。本単価契約に基づく工事実績は実質的に500万円以上であるため、暴排誓約書を入手するべきである。

(令和5年度公共下水道地域内柵新設工事(その1)一覧)

区	管	受付番号	建設 受付 月日	竣工 月日	目録 No.	平成 年度 地域内柵新設工事														業者名	竣工 日	完成 月日	清算 月日	引継				
						84年度から	新設柵 1	新設柵 2	新設柵 3	新設柵 4	新設柵 5	新設柵 6	新設柵 7	新設柵 8	新設柵 9	新設柵 10	新設柵 11	新設柵 12	新設柵 13						新設柵 14			
東	21		3/14	3/14	4	森河内西 1-20-10	9	同左	同左	柵左向水道	電圧汚水柵 (防塵柵)	VUφ150									05 河内舗 装1	8/1				RSその1		
東	22		7/28	7/28	4	寛川 3-8-3	14	同左	同左	アクアライフ柵	電圧汚水柵 (防塵柵)	VUφ150									A型汚水柵 TPφ150	05 河内舗 装1	8/1				RSその1	
東	23		8/1	8/1	4	大蓮東 5-10-19	77	同左	同左	柵はやし設備	電圧汚水柵 (防塵柵)	VUφ150										05 河内舗 装1	8/4				RSその1	
東	24		8/4	8/4	4	足代駅前 16-18	31	同左	同左	柵左向水道	電圧汚水柵 (防塵柵)	VUφ150	電圧汚水柵 VUφ150	A型汚水柵 TPφ150							A型汚水柵 TPφ150	05 河内舗 装1	9/4				RSその1	
東	25		8/8	8/8	4	岸田堂西 2-8-16	30	同左	同左	柵青銅工業	電圧汚水柵 (防塵柵)	VUφ150									電圧汚水柵	05 河内舗 装1	9/4				RSその1	
東	26		8/8	8/8	4	大蓮南 1-7-13	72	同左	同左	柵シンセイ設備	電圧汚水柵 (防塵柵)	VUφ150										05 河内舗 装1	8/8				RSその1	
東	27		8/16	8/16	4	岸町 1-4-32	51	白川 由美	白川 幸英	柵カスタム	電圧汚水柵 (防塵柵)	VUφ150										05 河内舗 装1	8/4				RSその1	
東	28		8/16	8/16	4	高井田中 1-11-13	38	津田 弘子	同左	柵シンセイ設備	電圧汚水柵 (防塵柵)	VUφ150										05 河内舗 装1	8/8				RSその1	
東	29		8/5	8/5	4	岸田西 1-4-7	48	徳田 健太郎	神本 純一	柵オウムラ設備工業	電圧汚水柵 (防塵柵)	VUφ150										05 河内舗 装1	8/12				RSその1	
東	35		10/2	10/2	4	長堂 2-6-6	39	茨木 悦子	同左	柵富森工業柵	電圧汚水柵 (防塵柵)	VUφ150									A型汚水柵 TPφ150 (A柵大黒塗装)	U型汚水柵 TPφ150	05 河内舗 装1	11/10				RSその1
東	36		10/10	10/10	4	岸町 1-3-24	5	柵DOORDO 代表取締役 浅井 謙一	同左	柵DOORDO	電圧汚水柵 (防塵柵)	VUφ150										A型汚水柵 TPφ200	05 河内舗 装1	10/27				RSその1
東	38		10/12	10/12	4	大蓮北 3-7-19	67	岡本 真夫	岡本 美子	柵ウエスギ工建	電圧汚水柵 (防塵柵)	VUφ150										A型汚水柵 TPφ150	05 河内舗 装1	11/8				RSその1

(令和5年度公共下水道地域内柵新設工事(その1・管21)図面)



## 6. 地方公営企業会計

### ① 貸借対照表に計上されている残高と補助簿との整合性の検証について（結果12）

令和5年度の決算数値に関して、補助簿と会計上の残高を照合したところ、次のとおり不一致が認められた。東大阪市による調査の結果、会計上の残高に誤りがあることが判明し、古いものでは平成24年度の処理誤りを原因とするものも含まれているなど、長期にわたり会計上の残高に誤りがあった。

（単位：千円）

	長期前受金	受贈財産評価額	
補助簿			
固定資産台帳	83,928,162	32,754	
建設仮勘定	1,984,387	-	
前払金	89,100	-	
土地	△62,913	-	(※1)
補助簿合計(A)	85,938,736	32,754	
会計上の残高(B)	85,925,859	35,588	
差額(A) - (B)	12,877	△2,834	

(※1) 資本剰余金に計上すべきものが、上記固定資産台帳の集計金額に含まれているため、集計上、補正しているものである。

貸借対照表の繰延収益に計上されている長期前受金、及び資本剰余金に計上されている受贈財産評価額については、会計上の残高が、固定資産台帳等の補助簿の金額と整合していることが必要であるが、永らく市は両者の整合性を確認していなかったとのことである。

適切な財務諸表を作成する観点から、毎決算において、会計上の残高と補助簿の残高の整合性を確認することが必要である。

### ② 賞与引当金について（意見34）

賞与引当金は、職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上しているものである。

賞与引当金は支給見込額に基づくものであるため、引当金計上時の見積額と実際支給額には差異が生じることがあり、令和5年度の引当金についても下記のとおり差異が生じている。

	金額（千円）	引当金過不足率
賞与支給額	64,173	
賞与支給額×4/6	42,782	
令和6年3月賞与引当金	41,149	
賞与支給額との差額	△1,633	4.0%

決算時においては支給額を見積もるにあたり、3月時点の月額給与等をもとに見積もっている。6月の実際支給時においては、4月の昇給後の月額給与等をベースに支払われることとなるため、当該昇給の影響が支給額との差異要因となっている。

決算時に賞与引当金を計算する際には、4月の昇給の情報は確定しているとのことであるため、当該昇給の影響を考慮の上、賞与引当金を見積ることが望ましい。

### ③ 未払利息について（意見 35）

下水道事業会計において、令和5年度は未払利息を計上しておらず、現金主義によって支払利息を計上している。（1,553,255千円 ①）

令和5年度における期首と期末の未払利息の金額を、東大阪市にて試算した結果、以下のとおりであった。

令和5年度期首における未払利息 61,440千円 ②

令和5年度期末における未払利息 57,324千円 ③

令和5年度の発生主義に基づいた場合の支払利息の金額は、1,549,139千円（①＋③－②）であり、令和5年度における経常利益、当期純利益は4,116千円少なく計上されており、資本は57,324千円多く計上されていることとなる。

未払利息の未計上については、平成21年度の包括外部監査でも指摘され、下記のとおり未措置とされている。

公営企業の経理の手引き（地方公営企業制度研究会編）によると、「毎年度の支払利息の額が均等して大差ない場合には、損益計算書に大きな影響を与えるものではない。その経過期間によってその年度に属する額を割り振ることをする必要はない」と記載されています。債権ごとの支払利息の額について、下水道事業においては均等して大差がないため、実際に利息の支払いを行った額をその年度の費用として処理してきました。他市の状況等を調査した結果、本市と同様の経理処理をしているところが多く、当面、現状の処理を継続してまいります。今後、発生主義に基づく未払利息の計上も検討いたします。

（出所：包括外部監査結果にかかる措置状況報告書（平成24年3月））

公営企業の経理の手引き（以下「手引き」）において上記の定めはあるものの、より適切な財務諸表を作成するという観点からは、未払利息を計上することが望ましい。

また、手引きにおいても、無条件に未計上が許容されているわけではなく、損益計算書に大きな影響を与えない場合に、未計上が許容されていると考える必要がある。

そのため、未払利息の計上要否を検討するとともに、未払利息を未計上とする場合においても、毎決算において、重要な影響がないことを確認し文書化することが望ましい。

#### ④ 一般会計繰出金について（意見 36）

下水道事業の経営は、その性質上当該公営企業の経営による収入をもって充てることが適当でない経費、及びその当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、独立採算の下で行われることが必要である（地方公営企業法第 18 条の 2 第 1 項「経費負担の原則」）。

経費の負担区分については、「雨水公費・汚水私費」の考え方から、汚水処理は汚水の排出者である住民や地域の事業所が直接の受益者となるため、使用料により賄うこととされている。一方、雨水の処理については、受益者が明確でないため、雨水処理に係る資本費・維持管理費は広く一般に負担を求めるとされ、公費として一般会計から下水道事業会計へ繰り出しが行われる。

公費負担すべき経費については、総務省が毎年通知する「地方公営企業繰出金について（通知）」において一般会計からの繰出し対象経費を列挙しており、市では当該通知に基づき、下水道事業会計に一般会計からの繰出金を計上している（基準内繰出金）。

さらに、基準内繰出金以外にも市独自の基準により一般会計からの繰出金（基準外繰出金）を計上することは考えられるが、現状、基準外繰出金に関する基準等は設けられていない。

一般会計繰出金は、「雨水公費・汚水私費」の考え方から、その負担割合はおおよそ「雨水分 70%、汚水分 30%」として繰出金の計算が行われてきた。

これは、総務省における昭和 41 年の下水道財政研究会第 2 次報告での負担割合の考え方と同じであり、国の地方財政措置に沿うものとなっている。

ただし、平成 18 年の下水道財政研究委員会の報告において、合流式整備による下水道に関する負担割合は「雨水分 60%、汚水分 40%」とされ、国の地方財政計画においては負担割合の変更がなされている。

東大阪市においては、公害防止対策事業債の制度が令和 2 年度末に廃止されたことにより交付税収入が減少することになったことを契機に、令和 3 年度より、一部項目の負担割合を「雨水分 70%、汚水分 30%」から上記、平成 18 年の下水道財政研究委員会の報告に基づく「雨水分 60%、汚水分 40%」へと変更している。

当該変更の際しても、すべての比率を見直すのではなく、一部の項目のみ比率を変更している。一部の項目とは「令和 3 年度以降に整備した下水道施設に係る減価償却費及びその財源である公共下水道事業債に係る支払利息」である。

これは、すべての項目を一度に見直した場合、雨水分の比率が低くなることを通して一般会計繰出金が減少することにより、下水道財政が急速に悪化することが想定されるためとのことである。

負担割合の変更は会計数値に与える影響も大きいことから重要な事項であると考えられるが、当該見直しを行った過程が資料として残されておらず、どのような理由により、どのような見直しを行ったのかが明確でない。今後もこのまま現状を維持するのか、負担割合の変更を行うのか、判断基準と共に合理的な説明を文書化により明確化することが望ましい。

## 7. 経営戦略

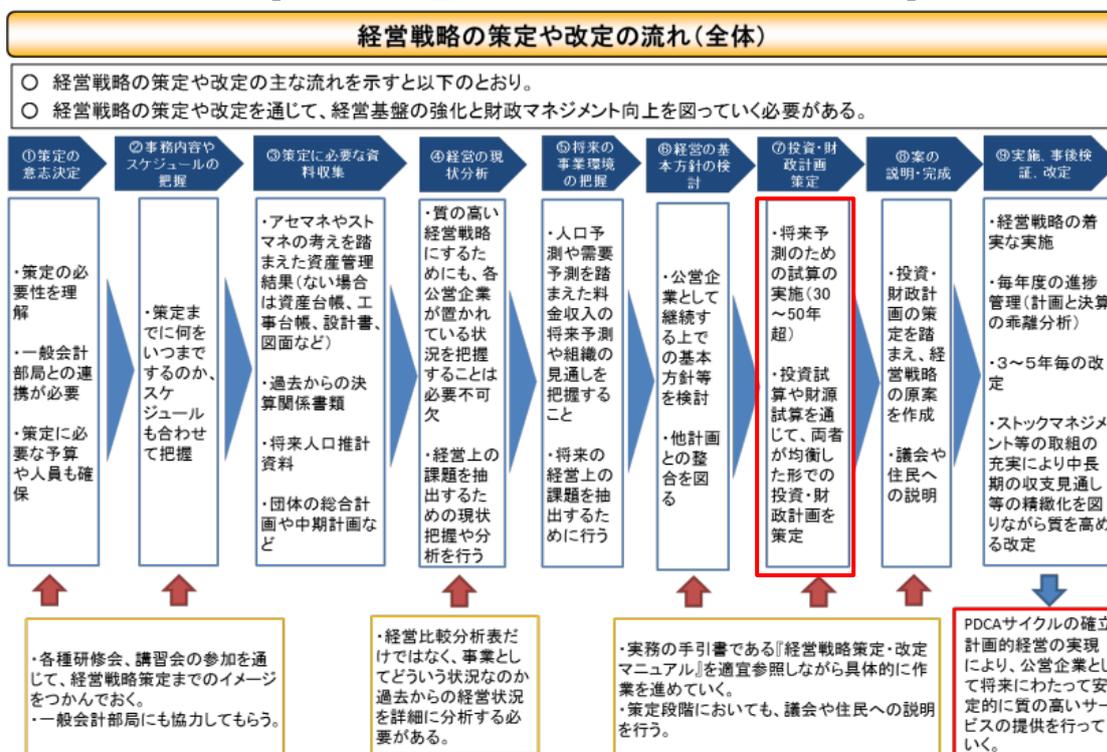
### (1) 経営戦略について

経営戦略とは、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である。公営企業は、経営戦略の基本計画に基づき計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていく必要があり、公営企業にとって経営戦略は重要な指針となるものである。

経営戦略の中心となる部分は、「投資・財政計画」の策定である。「投資計画」は施設・設備の合理的な投資の試算であり、「財政計画」は投資以外の経費を含めた財源見通しであり、投資試算や財源試算を通じて両者が均衡した形での投資・財政計画を策定することが求められている。

総務省発出の経営戦略策定・改定マニュアル【別紙2】(以下、マニュアルという)によると経営戦略の策定や改定を行う場合の流れは以下のとおりとなっている。

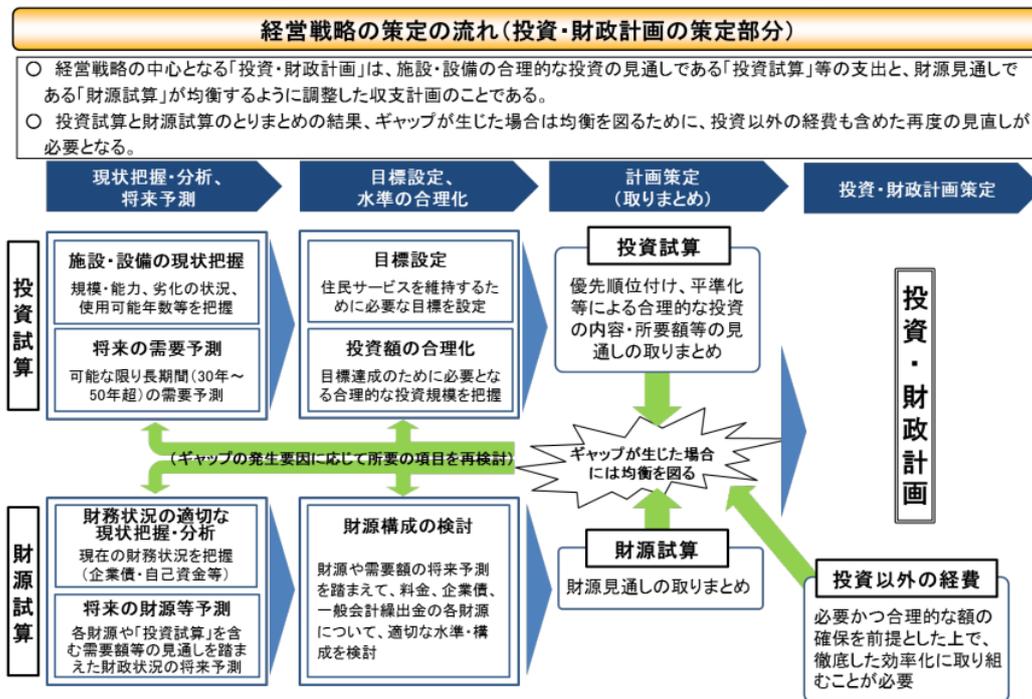
【図表 42 経営戦略策定・改定の全体の流れ】



(出所：経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月改定))

また、経営戦略の中心となる「投資・財政計画」の策定に関する流れは以下のとおりとなっている。

【図表 43 投資・財政計画策定の流れ】



そして、「投資・財政計画」は、現状を踏まえた上で、将来の処理区域内人口、有収水量などの将来予測や将来分析を行ったうえで、合理的に策定する必要がある。

公営企業にとって経営の重要な指針となる経営戦略及び経営戦略の中心となる「投資・財政計画」が合理的に策定されるよう、経営戦略に対する意見を以下のとおり述べる。

### ① 投資・財政計画策定における将来予測の前提条件について(意見 37)

投資・財政計画は、現状を踏まえた上で、将来の処理区域内人口、有収水量などの将来予測や将来分析を行ううえで、合理的に策定する必要がある。そして、マニュアルによると、例えば、処理区域内人口、有収水量、使用料収入の予測について、図表などを適宜用いながら、予測の方法(考え方)や根拠等も含め、分かりやすく記載すること、となっている。このように、投資・財政計画の策定にあたり将来予測をする上での予測の方法(考え方)や根拠等については、マニュアルにより記載が求められている事項である。

また、経営戦略は3～5年毎の改定が求められている中では、改定前の将来予測の方法(考え方)や根拠等は重要な参考情報になると考えられる。特に改定前後で経営戦略策定担当者に変更が生じている場合は、円滑な業務の遂行に支障をきたす可能性もある。

しかし、現状、下水道部では処理区域内人口、有収水量、使用料収入の予測の項目の他、財源(使用料、企業債、繰入金、国庫補助等)や経費(委託費、修繕費、動力費、人件費など)の積算の考え方等、投資・財政計画の策定にあたり将来予測をする上での予測の方法(考え方)や根拠等が一覧表として取りまとめられていないので、これら重要な情報について一覧表に取りまとめておくことが望ましい。

## ② 経営管理課による投資・財政計画のモニタリングの強化について（意見 38）

投資・財政計画の策定は経営戦略の中心となる部分であり、投資・財政計画の将来予測次第で料金改定の検討や将来の経営に重要な影響を及ぼすことになるため、投資・財政計画は適切な将来予測のもと合理的に策定されなければならない。

そこで、下水道部では投資・財政計画について、各担当課が担当項目の投資・財政計画の策定を行い経営管理課がとりまとめを行っている。そのとりまとめを行う中で投資・財政計画に不明な点があれば、経営管理課が各担当課に対してヒアリングを行うことにより、適切な投資・財政計画が策定されていることに関するモニタリングを行っている。

そこで、監査人が投資・財政計画を通覧していくつかの項目について担当者に質問を行った。

例えば、東大阪市が下水道処理を委託している大阪市へ支払う下水道委託料は、大阪市が作成する負担金資料に基づき将来予測を行っているが、令和 8 年度の将来予測が大きくなっていたためその要因について質問を行ったところ、その理由について把握されていなかった。

【図表 44 大阪市下水道処理委託料の将来予測】

（単位：百万円）

大阪市下水道処理委託料				
R 元	R2	R3	R4	R5
1, 121	1, 153	998	1, 055	1, 293
R6	R7	R8	R9	R10
1, 149	1, 205	1, 403	1, 280	1, 204
R11	R12	R13	R14	R15
1, 137	1, 198	1, 198	1, 198	1, 198

（出所：投資・財政計画を監査人が一部加工）

大阪市下水道処理委託料は費用に占める割合が大きい項目であることに鑑みると、大阪市が作成する資料の内訳の詳細まで把握する必要はないと考えられるが、漫然と受け入れるのではなく、時系列比較等により大きな増減がある年度についてはその増減内容を把握する等、経営管理課による投資・財政計画のモニタリングを強化する必要があると考えられる。

## ③ 経費回収率の目標及び原価計算の内訳を記載した原価計算表の経営戦略への反映について（意見 39）

下水道部は、令和 3 年 3 月に策定した下水道事業経営戦略を令和 6 年 3 月に改定している。一方、マニュアルによると、下水道事業については、「経費回収率の目標及び別添の原価計算表の内訳などを記載し、見える化を図ること。」とされており、経費回収率の目標及び原価計算表などを参考にした原価計算の内訳などを記載することが求められている。

しかし、令和 6 年 3 月に改訂された経営戦略には経費回収率の目標及び原価計算表が反映されていない。マニュアルの要求事項に即し経営戦略を改定されたい。

なお、総務省が公表している別添の原価計算表の内訳表を下記のとおり添付するので参考にされたい。

原価計算表

供用開始年月日 年 月 日  
 処理区域内人口 人  
 計算期間 自 年 月 至 年 月  
 ( 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)				0
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他				0
合 計	0	0	0	0

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費			0
	給 料			0
	請 手 当			0
	福 利 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料			0
そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0
ポンプ場費	人件費			0
	給 料			0
	請 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
委 託 料			0	
そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費			0
	給 料			0
	請 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
委 託 料			0	
そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0
一般管理費	人件費			0
	給 料			0
	請 手 当			0
	福 利 費			0
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委 託 料			0
そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0
資本費	支 払 利 息			0
	減 価 償 却 費			0
	企 業 債 取 扱 諸 費			0
小 計		0	0	0
合 計 (Y)	0	0	0	0

資 産 維 持 費 (Z)	
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	0

(X) / ((Y) + (Z)) \* 100 =

<使用料水準についての説明>

1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。  
 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。  
 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期的改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

(出所：総務省 経営戦略ひな形様式)

以上